

## 決算特別委員会記録（第1号）

令和4年9月9日 金曜日 午後1時42分開議  
委員長 今田浩徳 副委員長 八 楸 長 一

### 出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	叶内恵子	委員
3番	新田道尋	委員	4番	八 楸 長 一	委員
5番	今田浩徳	委員	6番	押切明弘	委員
7番	山科春美	委員	8番	庄司里香	委員
9番	佐藤文一	委員	10番	山科正仁	委員
12番	奥山省三	委員	13番	下山准一	委員
14番	石川正志	委員	15番	小嶋富弥	委員
16番	高橋富美子	委員	17番	佐藤卓也	委員
18番	小野周一	委員			

### 欠席委員（0名）

### 欠 員（1名）

### 事務局出席者職氏名

局	長 武田信也	総務主査	笹原佳子
主	任 小松真子	主 事	秋葉佑太

### 本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

## 開 議

**新田道尋臨時委員長** ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、新田道尋が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより決算特別委員会を開きます。

### 委員長の互選

**新田道尋臨時委員長** 委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に今田浩徳委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました今田浩徳委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**新田道尋臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、今田浩徳委員が委員長に当選されました。それでは委員長と交代いたします。御協力あ

りがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

**今田浩徳委員長** ただいま決算特別委員長に当選いたしました今田浩徳でございます。それでは、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

### 副委員長の互選

**今田浩徳委員長** これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に八鍬長一委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました八鍬長一委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました八鍬長一委員が副委員長に当選されました。

八鍬長一副委員長、よろしくお願いいたします。

## 散 会

**今田浩徳委員長** それでは、9月16日金曜日午前10時より決算特別委員会を本議場において開催いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後 1 時 4 6 分 散会

## 決算特別委員会記録（第2号）

令和4年9月16日 金曜日 午前10時00分開議  
 委員長 今田 浩徳 副委員長 八 楸 長 一

### 出席委員（17名）

1 番 佐 藤 悦 子 委員	2 番 叶 内 恵 子 委員
3 番 新 田 道 尋 委員	4 番 八 楸 長 一 委員
5 番 今 田 浩 徳 委員	6 番 押 切 明 弘 委員
7 番 山 科 春 美 委員	8 番 庄 司 里 香 委員
9 番 佐 藤 文 一 委員	10 番 山 科 正 仁 委員
12 番 奥 山 省 三 委員	13 番 下 山 准 一 委員
14 番 石 川 正 志 委員	15 番 小 嶋 富 弥 委員
16 番 高 橋 富 美 子 委員	17 番 佐 藤 卓 也 委員
18 番 小 野 周 一 委員	

### 欠席委員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 山 尾 順 紀	副 市 長 小 松 孝
総務課長 西 田 裕 子	総合政策課長 川 又 秀 昭
財政課長 荒 澤 精 也	税務課長 佐 藤 隆
市民課長 伊 藤 幸 枝	環境課長 小 関 孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長 伊 藤 リ カ	子育て推進課長 兼福祉事務所長 加 藤 功
健康課長 山 科 雅 寛	農 林 課 長 柏 倉 敏 彦
商工観光課長 小 関 紀 夫	都市整備課長 長 沢 祐 二
上下水道課長 矢 作 宏 幸	会計管理 兼会計課長 荒 田 明 子
教 育 長 高 野 博	教 育 次 長 兼教育総務課長 平 向 真 也
学校教育課長 杉 沼 一 史	社会教育課長 渡 辺 政 紀
監 査 委 員 大 場 隆 司	監 査 委 員 長 津 藤 隆 浩

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	岸 聡
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	横山 浩

### 事務局出席者職氏名

局 長	武田信也	総務主査	笹原佳子
主 任	小松真子	主 事	秋葉佑太

### 本日の会議に付した事件

議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

## 開 議

**今田浩徳委員長** おはようございます。

開会の前ではありますが、都市整備課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** おはようございます。

先日、9月12日の本会議開催前に発言をさせていただきました北本町アーケードの代執行に関連いたしまして、昭和会の代表者の変更登記に関する手続の状況について、一昨日の9月14日の夕方、昭和会より代表理事の登記が完了した旨の連絡を受けましたので、報告をさせていただきます。

なお、当該登記事項につきましては、改めて原本にて内容を確認させていただき、変更された代表理事が記載されていることを確認したところでございます。

以上、報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

**今田浩徳委員長** おはようございます。

ただいまの出席委員は17名です。

それでは、これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についての7件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に關しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名など、具体的に示してから質問されるようお

願いたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守お願いたします。

なお、本日は午後4時頃の終了をめどに進めてまいりたいと思いますが、委員皆様の御協力をいただきますようよろしくお願いたします。

以上、ただいま申し上げました点につきまして特段の御理解と御協力をお願いたしまして、ただいまから審査に入りたいと思います。

### 議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

**今田浩徳委員長** それでは、初めに、議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め、歳入と歳出においてそれぞれ1人30分以内いたします。

それでは、質疑に入ります。

一般会計の歳入につきまして御質問ありませんか。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** 質問させていただきます。

決算書73ページ、21款諸収入4項雑入2目雑入の生活保護費等返還金についての質問をさせていただきます。

こちらですけれども、収入未済額がとても大きいと思います。そして、諸収入の中でも4,126万4,000円の中の主なものの78.1%が生活

保護費等の返還金に当たるのですけれども、こちらは累積していて大きいのですが、常態化している部分もあると思うのですけれども、この点について何が問題になっているのか教えてください。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 御質問の生活保護費の返還金についてですが、確かに委員おっしゃるとおり、毎年未済額があり繰越しが出ておまして、かなりの金額が滞納になっているという形になっております。**

これについては、やはり生活保護を受けていらっしゃる方が、生活保護費のほかに、例えば年金の収入ですとか就労の収入があった場合に生活保護費が減額されるわけですけれども、そういった収入が増えたときに随時申告をしていただくことにはなっているのですけれども、被保護者の方が随時申告するということが実際はなかなかされていないという状況でございます。

こちらといたしましては、被保護者の方の訪問を定期的に行っているわけですけれども、やはり1人のケースワーカーに対して70件ほどのケースを持っておりますので、頻繁に訪問を行うということもなかなかできないような状態になっております。

ただ、年間の訪問計画は立てておりますので、そういった計画をしっかり遂行するとともに、被保護者に対して、そういった収入申告なども制度として行うべきものなのだとこのことをしっかり訪問の際に確認させていただいて、返還金が出ないように未然に防ぐということを、まずはしっかり行っていきたいというふうに考えております。以上です。

**7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。**

**今田浩徳委員長 山科春美委員。**

**7 番（山科春美委員） ありがとうございます。**

いろいろ対策を考えて、1人のケースワーカーの方が70件も訪問されていて、また年間計画も立てていて、いろいろお知らせをしているということで、すごく頑張ってらっしゃるのだなと思いました。

あと、こちらのほうに関して、市税でいくと5年たつと不納欠損とかというのがありますが、こちらのほうはどのようになるのでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 制度といたしましては、不納欠損もできるということになっておりますが、今現在、新庄市としては不納欠損の処理を行っていないという状況になります。**

ただこういった状況ですので、今後はその債権管理について、なおさらに精査した上で、今後どのような処理を行っていくのが適正であるかということについて、引き続き検討して実施してまいりたいと思います。

以上です。

**7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。**

**今田浩徳委員長 山科春美委員。**

**7 番（山科春美委員） 健康の状態とか、今、コロナ禍で仕事も大変だとか、いろいろ経済的には大変なのは分かるのですけれども、やはりここに関しては公平性を重視することも必要であると思います。**

地域を回っていると、高齢者の御夫婦とかで国民年金だけで、また仕事もしながらやっているとという方もいらっしゃいます。そういった方もいらっしゃいますので、ぜひ公平性によって返していただけるものは返していただくような形で進めていっていただきたいと思います。そ

れについていかがでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員のおっしゃるとおり、国民年金のみで生活していらっしゃるという方も実際いらっしゃいますので、そういった方は本当にぎりぎりの生活をされているということも把握しております。**

そういった中で、適正に生活保護について債権が発生した場合に返還していただくということはやはり必要なことですので、ここはしっかりと相手方にもそこを説明した上で、回収について今後も引き続き努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**7 番（山科春美委員） 委員長、山科春美。**

**今田浩徳委員長 山科春美委員。**

**7 番（山科春美委員）** ぜひ、本当に1件1件いろいろ訪問も大変かと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに、歳入に関してございませんか。

**3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。**

**今田浩徳委員長 新田道尋委員。**

**3 番（新田道尋委員）** 私からはまず、ページ66の18款1項2目のふるさと納税についてお伺いいたします。

これは当初10億円ということで、途中で補正で追加しまして合計14億2,800万円、ここにあるとおりでございますけれども、結果としては12億9,800万円ですか、収入済額のあるとおりでございますけども。

決算は次年度の予算に反映させるという大きな任があるわけでございますので、この数字の流れについてどうも私はこれでいいのかどうかということを非常に不思議に思っているもので

すからお伺いしたい。

今年度令和3年度の決算はこういうふうな状態でありましたのですが、来年度はどういうふうにするかと納税を取り扱っていくとかということをお伺いしたいと思います。

なぜかといいますと、令和2年度前年度におきましては、最初のスタートが2億円しかなかったのです。そこで途中で16億1,000万なんて莫大な大きい数字を補正で追加して、合計18億1,000万円というふうなことで進んできたのです。

結果としては、15億4,300万円というふうな状態になったのですが、あまりにも数字が独り歩きしている。こういうふうな計画の立て方ではまずいのではないかと。ふるさと納税が必要であるかどうかとか問われる、私から見るとです。新庄市はふるさと納税が要るのだから要らないだけと言いたくなるような数字の動きがあるわけです。

これは1回だけでなく過去に何回もそういうことがありまして、途中で追加したと、大幅に追加したと。1億、2億の問題じゃないのです。そういうふうな予算の立て方をやっているのです。

普通でしたらば、その決算の状況を見て、来年度はもう少し努力してアップしましょうというふうな予算の立て方をするのが普通じゃないかと私は思うのですが、来年に向かって、どんな考えをこの問題に対して考えているかお伺いします。

**川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。**

**今田浩徳委員長 総合政策課長川又秀昭さん。**

**川又秀昭総合政策課長** ただいま新田委員のほうから、ふるさと納税寄附金の予算の立て方についてということで御意見を頂戴いたしました。

確かに令和2年度の段階でも、予算の立て方といいますか、決算の段階で歳入の予算と実績とが乖離があつて、そのときもそういうちよっ



と大きい見積りはうまくないのではないかという御意見を、令和2年度のときにもあったというふうにご記憶しております。

そういった反省を踏まえまして、令和3年度当初10億円ということで見込ませていただきましたけれども、ふるさと納税につきましては相手方があるということが1つと、あと、コロナ禍によりましてそれによる巣籠もり需要というふうな部分で、一昨年は15億円を超える多額の寄附金を頂いたということがあったりですとか、先が読めないというふうなところがありまして、そのときは予算を小刻みに計上させていただいて、最終的にちょっと乖離が大き過ぎて駄目なんじゃないかという御意見をいただいたという結果になっております。

令和3年度につきましてはそういった反省を踏まえて、当初10億円で一旦巣籠もり需要等の寄附金の増も見込んで見させていただいた中で、その年間の寄附の歳入状況を見ながら増額補正をさせていただいた結果、予算14億円程度に対しまして12億7,000万円という形の決算になったところでございます。

それでも、歳入の予算に対して寄附金額がちょっと少なく見積りが甘いのではないかと言われるかもしれませんが、ふるさと納税につきましては、歳入の寄附金と、あと、経費とか返礼品をする歳出のほうの金額が同額として予算に計上させていただいているものでございます。

そういった中で、歳出の返礼品に要する経費、またそれを郵送する配送料でありますとか、そういった部分の予算が足らなくなるように見積もる必要がありますので、結果、歳入のほうも同じように14億円の予算に対して12億7,000万円というふうな結果にはなっておりますけれども、この理由といたしましては、ただいま申し上げましたように、歳出予算を不足しないように少し多めに盛る必要があることから

このような状況にならざるを得ないというふうなことになりますので、この点について御理解をいただければと思います。

なお、今後につきましても、そういう寄附の歳入の状況を見ながら、あまり乖離が生じないような適切な予算の措置について努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** これは相手がある事業ですので、いろいろとこちらの思うとおりにはいかないというところは十分理解できますけれども、ただ、目標額設定時においては、ここまではやるのだというふうな確かな数字はやはり押さえておかないとやらんのではないですか。

やってみたらば増えてきたから増やす。駄目だとは言いませんけれども、もう少し確に慎重に新庄市の目標というものをしっかり見据えてやるべきだと私は思うのです。

足らないから足してやる、これは当然でしょうけれども、そういうふうな方法でなくて、今年度はこれだけやるのだというふうなしっかりした目標を立ててやっていただきたい。

なぜかという、他の市町村、自治体を見ると、減っているなどというところ、計画より減ったなんてところはほとんどないです。ほとんど増で増額になっている。特に山形県内の自治体は優秀で、非常にふるさと納税に対して積極的に向かっている、事業展開しているというところが非常に多い。

我が新庄市でも、材料不足じゃないですし、いろいろな提供するものがあるのだから、それはしっかりと生かして行って、地域の産業発展にもなるわけですから経済的な効果も大きいと思うのです。10億円という金が動くのですから。もう少しきちっとしたやり方を来年度はやっていただきたいというふうにご願いしておきます。

あと、次、成果では41ページになります。1  
款の市税のところ。最初。成果書では41ペ  
ージです。

ここに令和3年度の結果が、納税の状況とい  
うことでここにあります。一覧になってありま  
すけれども、これを見ますと、非常に前年度に  
比べて収納率が上がったということが報告にな  
っています。これは大変結構なことで、要する  
に、この収納率を上げれば不納欠損処理する金  
額もおのずと減ってくると。非常にいい結果を  
生むわけです。

そして、私が申し上げたいのは、前年度に比  
べて……（「新田委員、マスクをもうちょっと  
鼻まで」の声あり）このようにいい数字を出し  
たその要因は何であるかということをお聞きし  
たいと思います。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 おはようございます。

収納率向上のために令和3年度は前年に引き  
続き、1つは前年度課税分を優先した、2つ目  
は滞納整理を強化した、3つ目は納税環境の整  
備、この3つの方針を定めて取り組んだところ  
でございます。

現年度課税分につきましては、引き続き、納  
税相談員を4名確保し、この体制を継続してま  
いりました。早期の催告ときめ細かい収納、徴  
収の管理を行ったところでございます。

滞納整理の強化につきましては、財産調査の  
強化を行っております。主要施策の成果の42ペ  
ージをお開きいただきたいと思っております。

成果の42ページの差押え状況の表の財産調査  
の表を見ていただきたいのですが、給与の調査  
を昨年令和2年度の3倍やっております。

そして、差押え処分のところですが、債権の  
差押えを昨年の2倍行っております。このよう  
に調査等を数多く行い、債権の差押えを行った  
ところでございます。

これに当たりましては、滞納者の経済状況を  
もちろん十分に配慮しながら、給与等の差押え  
などを行ったところでございます。

納税環境の整備につきましては、令和3年4  
月から介護保険料と後期高齢者医療保険料のコ  
ンビ収納、スマホ収納を実施し、24時間いつ  
でも納付できるような体制を整えたところでご  
ざいます。

また、土日、夜間の納税相談の窓口の開庁で  
すが、例年よりも回数多く実施し、夜間訪問や  
電話催告、納税相談等を実施したところでござ  
います。以上でございます。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳** 委員長 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** 税務課の努力がありあ  
りと見えてくるわけですが、この成果表  
の43ページにありますように、6番の不納欠損  
の処理状況は前年度の半分までになったという  
大変すばらしい数字を残してくれたのですけれ  
ども。

国民誰でも納税の義務というのは法律上定め  
られていて、応分の納税をしなきゃならないと  
いう基本的なことはありますけれども、納税が  
発生したから、税金がかかったからと、その徴  
収の方法は、納める義務があってもいろいろな  
事情があって難しいという状況が生涯の中には  
生まれるわけですから、それをいかに上手に徴  
収していくかというのがテクニックだと私は思  
うのです。

義務があるからと、ぎりぎり毎日、連日連夜  
通って徴収するような方法でなくて、理解を得  
るための説得というのも重要な事案であると私  
は思うのです。

ですから、納税相談の段階で納税徴収員がど  
ういうふうに戸別訪問して対応しているかとい  
うのは、非常に不安に思います。あまり強引過  
ぎると逆に走っていく場合もありますから、そ  
の辺を話術でもって、またその熱意でもって解

決していくというのが望まれるわけですが、  
も、どうかこういうふうがいい数字を出してく  
れたのですから、なお今後も継続して努力して、  
ゼロ%に近いような数字に持っていくように、  
今後も努力を続けていただきたいと言って終わ  
ります。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに、歳入に関しましてあり  
ませんか。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 最初に、11款1項地方  
交付税ですが、監査委員の報告を見ます  
と、普通交付税について前年比5億5,639万  
7,000円が増加したと報告いただいております。

この要因となった、約5億6,000万円の増加  
となったその要因となっている部分、どうい  
ったことが仕組みとして増額になる要因となっ  
ているのか、なったのかということ、まず伺  
いたいと思います。

そして、54ページの国庫支出金の中の1款2  
項1目の総務費国庫補助金、こちらの中のマイ  
ナンバーカードの交付事務費補助金、また交付  
事業補助金、それに付随するところの補助金も  
ありますが、この主要であるカードの事務費補  
助金、また事業費補助金について、国庫負担金  
の額が平成27年度から大きく変わってきてお  
ると思います。

国の政策であるのですけれども、この交付金  
の算定に当たってどういった変化が基準にな  
って算定になっているのか、また、どのような  
国の政策によって変化してきたのかというこ  
とをお尋ねしたいと思います。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**今田浩徳委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 普通交付税の件でお答えいた  
します。

普通交付税、令和2年度に比べまして5億

5,600万円ほど増加になったということの要因  
ということでございましたけれども、当初算定  
時におきまして、基準財政需要額のうち個別算  
定経費における単位費用の増、それから地域振  
興費における人口減少急激補償ということでの  
増、それからまた、新設されました地域デジ  
タル社会推進費の増加などで、前年度より2億  
8,800万円ほど増加となっております。

またさらに、12月に国の補正予算によりまし  
て再算定が行われたところでございます。その  
ときに、臨時経済対策費としまして1億900万  
円ほど増となったというようなことで、令和2  
年度に比べまして5億5,600万円と多くなっ  
ているような状況でございます。

以上でございます。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**今田浩徳委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** マイナンバーカード交付事務  
費補助金についての御質問ですが、こちらは市  
町村におけるマイナンバーカードの交付事務に  
必要な経費に対して、国から10分の10補助がさ  
れるものでございます。

対象経費といたしましては、人件費、消耗品、  
それから専用の端末等に係る経費などを計上し  
ておりますが、具体的には、市の職員の時間外  
勤務手当、それから会計年度任用職員の人件費、  
それから郵送料、あとは、システム関係の委託  
料、使用料、備品購入費ということになってお  
ります。

やはり交付率向上に伴いまして事務が増大し  
ておりますので、こういったことで経費も増加  
しているというふうな状況になっております。

続きまして、マイナンバーカード交付事業費  
補助金ですが、こちらはJ-LISといいまし  
て、国の機関のほうに市が委託をしている業務  
がありまして、その内容は、個人番号カードの  
関連事務、それからマイナンバーカードの申込  
み処理、発行事務、あとはコールセンター事務、

それからマイナンバーカード発行体制強化、それから電子証明に関する業務、こういったところをJ-LISというところで全国一括で行っておりますので、そちらに係る費用を市町村の人口割で算出しております。そちらを一旦国から受けて、市町村からJ-LISのほうに負担金という形で歳出をしているものでございます。

こちらも交付率の増に伴いまして金額が上がっているというふうなところでございます。

以上です。

**2 番(叶内恵子委員)** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番(叶内恵子委員)** 地方交付税に当たっては、今回、コロナの状況もあり制度の中で増額になっている。そうすると、また社会状況が一定に落ち着いてきた場合、これまでの金額の状況に戻っていくところが大きいという理解をされていていいということでしょうか。

あとは、国の政策として、先ほど課長おっしゃったように、地域デジタル化社会の推進費ということで令和3年度から計上されることになってきています。このマイナンバーカードがデジタル社会の実現という中で、まず一番最初の始まりであると認識しております。

平成27年から始まって、今、市民課の課長がおっしゃってくださって、交付数が増えてきたために、事務費補助金については100%補助が頂けるということですが、前年と比べて2,000件ほど、申請数自体は減っているのだけれども、交付数は前年に比べて増えているのですけれども、この算定の仕方、交付事業費の算定の仕方が昨年と比べて全く違うものですから、国が大きく何か制度を変えたのかなと思った点があって確認したかったのですが、その制度自体は変わっていないという理解でいいのでしょうか。

前年度4万8,000円、今年度196万3,000円と大変大きいと思ったのですが、いかがでしょう

か。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**今田浩徳委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** すみません。

令和2年度末の交付率が結構大きかったのです。国のほうからQRコード付の申請書が再発送されまして、令和2年度末に大きく申請がぐっと伸びたところで、令和3年度はちょっと一旦落ち着いてきた状況がありまして、申請数は少なくなっております。

すみません。先ほど、事業費補助金も増額になったというふうなお話をしてしまいましたが、事業費補助金自体は、すみません、交付数に応じまして減額になっておりました。

それで、国の制度自体はそんなに大きくは変わっておりません。ほぼ、いろいろなマイナンバーの交付に伴う必要な経費を大きく見ていただいておりますので、市町村が動きやすいような体制づくりをサポートしていただいているような状況になっております。

以上です。

**2 番(叶内恵子委員)** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番(叶内恵子委員)** このデジタル田園都市国家構想基本方針の中で、2023年来年度から、このマイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映する予定だというふうに来ているかと思えます。

この項目が地方交付税に対してどのような変化をもたらしていくと検討されているのか、伺っておきたいと思えます。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**今田浩徳委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 今、委員より御指摘あった部分についてはまだ未定でございますので、お話しすることが大変難しい部分がありますけれど

も、実際に地域デジタル社会推進費ということ  
で、このたび令和3年度において5,900万円ほ  
どまるっと皆増というようなことになってござ  
いますけれども、この辺の部分で、いわゆる地  
域デジタル社会推進費の部分の項目に合算され  
るのか、また別な形で加わるのか、ちょっと定  
かではありませんけれども、実際に、このデジ  
タル社会における部分でそれなりに国としても  
推し進めている部分でございますので、それを  
地方公共団体がそれぞれ整備することによる部  
分に対しては交付税措置として入ってくるのだ  
ろうというようなことで考えてございます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** こうやって率先して、  
地方交付税というものを使って、率先してその  
国の政策を何が何でもしなければいけない状況  
に駆り出されていくということの危惧というか、  
実際、行政の皆さんもあるのではないかなと思  
います。

どうしても国の制度であるために止められな  
いところもある。その中で、これもやはり進ん  
でいかないと分からないかもしれないのですけ  
れども、昨年そのデジタル推進の分科会の中  
で、これをどういうふうに考えたらいいのかな  
と、ちょっと恐ろしいかなあと思った点がある  
ものですから、行政の皆さんはどのように考え  
ていらっしゃるのかなと思って伺っておきたい  
と思ったのですが、この行政サービスが進んで  
いくと、まず今は自治体はその申請であったり  
手続を担って、市民の方とちゃんとフェース・  
ツー・フェースでというか、対面するような場  
がありますけれども、これがどんどん進んでい  
くと、このサービス自体の受付というものが自  
治体だけでなく民間に担っていかうと国が  
しているなど。

そういった場合に、これがどんどん進んでい

った場合に、自治体としての団体自治としての  
担い手である行政が、行政としてあり続けるこ  
とがなかなか難しくなってくるのではないかと、  
デジタル化が進んでいく中で。

そういった点について、市の中でもDXとい  
うことでデジタル化を進めていくための協議を  
やっていたらっしゃると思うのですが、そ  
ういった点、何か今、将来に向けて協議なりし  
ていることがあれば伺いたいなと思っているの  
ですが、いかがでしょう。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 今、御質問のありました  
DX関係の動きの部分につきましては、今現在  
のDXの動きの部分については、庁内の各課に  
おいてどういったことができるかというふうな  
部分について今、検討して、これから行動計画  
を立てていこうというところで推移しておりま  
すけれども、今、叶内委員がおっしゃったよう  
な、そういう全体的な部分の考え方というところ  
までは議論しておりませんで、今後、国のほ  
うの動向、推移を見守りながら、必要に応じて  
検討していきたいというふうに考えております。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** デジタル化が進むこと  
で市民との乖離が出てくる、乖離というか、だ  
んだんだんだん生身としての住民と接する機会  
が減っていくのではないかと懸念がある中  
で、新庄市として民間に任せてしまわなければ  
いけない状況が今後現れてくるのではないかと  
想定もできるのですが、新庄市として、そのデ

デジタル化の中にあっても住民の側で行政を行っていくというその在り方を実践していただきたいなと思っております。

**山尾順紀市長** 委員長、山尾順紀。

**今田浩徳委員長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 御意見ありがとうございます。

DXにつきましては庁内で、デジタル化におけるスピードを持った形でつながっていくというのは一つの手段であるというようなことを指示しております。

やはり行政そのものは市民のフェース・ツー・フェースというのが最終的に、最初であり最後であるというようなことを、職員のほうにも伝えていると思います。

ですから、つながるがスピード感を持つというようなことは、社会の流れに対してスピード感を持つということであって、逆に言えば、市民が取り残されないようにフォローするというようなことも行政の大きな仕事であるということで、フェース・ツー・フェースの部分についてはしっかりとサポートしながら、行政事務におけるスピード感を持っていきたいと、そういうようなことを事務的に指示しているところがあります。（「終わります」の声あり）

**今田浩徳委員長** ほかに、歳入。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 私からは2点ほどお尋ねしたい内容です。

まずは、40ページ、41ページの1款1項1目の市税についてでございます。

コロナ対策でいろいろ減税もされているようです。減税についての周知はどのようにされたのでしょうか。また、その対象になっている方たちへの周知についてとその効果について、ぜひともお聞かせください。

2点目です。66、67ページの18款1項2目のふるさと納税についてです。ここでは、ふるさと

と納税とふるさと納税の企業版についての2点についてお尋ねします。

ふるさと納税は返礼品の充実もあったと思います。そのことでたくさんの寄附が集まったと思われております。その課題等があれば、お聞かせください。

2点目のふるさと納税の企業版についてです。企業版のふるさと納税は返礼品も必要ないということで、大変自治体にとって有利であると考えております。このまま、続けて納税していただける、寄附をしていただくということに対しての取組がもしあれば、お聞かせください。

以上でございます。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 コロナウイルス対策の減税等々について御質問いただきました。

主要施策の成果の特会の部分になるのですが、国保、介護、後期の部分につきまして、まず減税等を行っておるというふうなことで、主要施策の成果の32ページ、新型コロナウイルス感染対策ということでここに結果を載せてあります。

それから、固定資産税の部分についても同じく主要施策に載せております。

それで、御質問はどのようなPRをなさったかというような御質問でございました。

基本的には市報に載せてございます。それから、ホームページにも載せてございます。それから、納税相談においでになったお客様で、そのような大変なんだよとかというお話があった段階で、もし該当するようだったらというようなことでお話もしてございます。

以上、大体3点でございます。

以上でございます。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私のほうから庄司委員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、まず、ふるさと納税の企業版の質問でふるさと納税の課題ということで感じているところですけども、先ほど新田委員のほうからもっと目標を持って、増えている自治体があるのにもっと目標を持って取り組むべきじゃないかというような御意見頂戴いたしましたけれども、本市、特に今年度10億円の予算を掲げている中で、目標達成がちょっと非常に厳しいかなというところで捉えておりますので、やはり課題といたしましては、様々な場面での周知の不足というふうなところが課題として捉えておりますので、こういった部分についてもっと積極的に様々な手法を持ってプロモーション等を仕掛けていく必要があるのかなと感じております。

あと、企業版のほうの取組についてということで、決算額としては1,000万円、令和3年度となっております。令和4年度は1億円の寄附金を頂いておりますけれども、今現在、企業版のふるさと納税の取組につきましては、たまたま企業から申出があったものを受け入れているという受け身の体制になっているというところがちょっと否めませんので、今後、企業版につきましては、9月補正予算に積極的に取り組んでいく経費を計上させていただいておりますけれども、今後の方向性としていたしましては、たまたま来たというふうな感じではなくて、積極的に打って出たいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 一番最初の減税についてです。対象者へのアクセスは必要だと思うのです。来庁の敷居が高いという声もいただいております。相談体制について取り組んでいることなどがあつたらお尋ねしたいです。

そして、ふるさと納税についてです。先ほどの課長のお話はとても重要で、前向きに捉えていただいております。都市部のゆかりのある方たちの気持ちを大切にいただけたらと思っております。

市との交流を望む声もありますので、その点に、今後、今までされていること、活動されている内容について、再度お尋ねしたいです。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 私ども、職員に対しましては、まずとにかく敷居は低くしなさいというような指示を出しております。

それから、説明に当たっては、税務課の言葉を使うなというような指示を出しております。平たくしゃべろうと、説明せよというようなことを申しております。

そのぐらいかと思いますが、とにかく来る者は拒まずの気持ちで日々業務に当たっております。

以上です。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私のほうからふるさと納税の寄附者との交流的な感じかなというふう捉えたところですけども、寄附を頂いた方に対しましては、こちらのほうからダイレクトメールを発送するなどしながら、リピーターの確保に努めているところです。

こういった効果もありまして、同じ方が何度も寄附をしていただくというふうな成果にもつながっているというふう考えております。

また、首都圏等におけるふるさと応援隊などの際にも、そういったPR等を積極的にしていく中で、寄附者とのつながりを持って選んでもらえるような市になっていければなというふうなことで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** ぜひとも対応して下さっている職員の方たちの目線がその対象の方たちに向けて、それで同調を得て少しでも納めたいと思ってくれるような体制をお願いしたいと思っております。

そして、ふるさと納税のことです。返礼品だけでなく、やはり頂くことをどのように使っているかということもPRしていただけたらと思っておりますので、その点についても反映させていただきたいと思っております。ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに歳入に関してございませんか。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 私のほうからは、4点ほどお願いします。

まず、4項目ずらっと言ってから、改めて元に戻ります。

1番目、決算書42ページ、8款5項1目入湯税について。2番目が、同じく決算書48ページ、14款1項4目農林水産業使用料の農村環境改善センターの使用料について。3番目、ページ50、14款1項2目総務手数料のうちの戸籍住民基本台帳手数料について。4番目、ページ66、17款2項1目不動産売払い収入について、この4項目をお願いします。

では、最初に戻ります。最初から行きます。

ページ42の1の5の1入湯税について、これ

は当初予算が120万4,000円とありますが、収入未済額約74万円でございます。この温泉施設が途中で倒産というか廃止というか、なくなったわけですが、これの現状です。今現在、どういうふうになっているか。この入湯税の回収についてどのような対策を取られているのか、まず最初にお聞きします。お願いします。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** こちらの会社につきましては破産手続が進められており、通知を頂きまして交付の要求をいたしたところでございます。

さらに競売の手続が進められておるようで、同じく通知を頂きましたので交付の要求を出したところでございます。

現在のところはそのような状況になってございます。

以上です。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 現状の説明としては分かりますけれども、この74万円は回収できる数字がまだ未回収と。これはどれぐらい回収できるかは、当然、今の段階では分からないでしょうけれども、少しでも回収できそうですか、どうですか。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 今のところは全く分かりません。いかようになるか分かりません。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** そうですね、その件については承知いたしました。

では、2番目のページ48、14款1の4農林水産業使用料のうちの農村環境改善センターの使用料についてです。

これは年間の使用料が約15万6,000円と、市



の施設の中では非常に少ない額だなという認識を持ちました。あそこは体育館と、あと、何個か研修室、会議室、和室なんかがあって、非常に立派な建物、結構立派な建物だと思うのですが、私も近くなものですからたまに散歩コースでもあるので、また、近くにお分りのように山屋セミナーハウスがあって、同じようなタイプがあって、施設が近いなと思っているのです。

現状を見ると、山屋セミナーハウスは非常にきれいです。明るい。改善センターは暗い。暗いというのは周りが民地、林、高い木があって勝手に切るわけにはいかないというのは分かるけれども、その敷地の中も桜の木か何かが植樹されてはいるのだけれども、ほかの木ももう剪定はされていないし、切り詰めてそのままぼろぼろ。

あと、駐車場も古いからあちこちに草も生えている。でも、周りの草刈りもあまりきれいになっていないし、非常に環境的にはよろしくない。だから、やはり利用する人もあまりいい雰囲気使ってもらえないのではないかと思います。見た目非常に悪いなど。

その辺をどう、まず、農林課所管でしょうけれども、どういうふうに現状を見て感じているのか。使用料とその環境は何か関係あるのかなと思っているのですけれども、どうですか。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** それでは、押切委員のほうからの農村環境改善センターの使用料について御質問いただきました。

確かに農村環境改善センターの使用料につきましてはほぼ9割が体育館の使用ということから使用料については低迷しているというような状況でございます。

ただ、類似施設等もございまして、山屋の改善センターにつきましても耐用年数をそろそろ過ぎるということもございまして、そうした市全体の総量を考えて中でどうしていくかということ協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 確かに建物も新しくないというか、古くなっていくのは分かるのです。でも、まだ営業をやっているわけです。ということは、最大限努力して人が集まるというか、使ってもらえるような努力をしないと駄目でしょう。

特に冬場、たまにあそこを通ったことがある。そうすると、出入口のエントランス、玄関があそこだけ陸屋根です。ほかは勾配があるのだけれども、そこに上からの雪も落ちる。当然ふだん降った雪はそこに積もる。3メートル近いのではないかな。雪を下ろさないから。もうあれはおっかないよ。ただ、あれだけRCの堅固な構造物だから潰れることはない。ただ見た目はおっかない。

ということは、ふだん人はああいうのを見ると誰も使いたくない、危ないもん。そういうのも含めて、まだやっているわけだから、もうちょっと力を入れてやらなきゃ駄目かなと思います。

次、行きます。ページ58、14款1の2総務手数料、戸籍住民基本台帳手数料が令和3年度は約1,600万円、意外と大きな額だなという印象ですが、ただ今年11月1日からですか、住民票

等、印鑑証明書も含めてコンビニ交付ができるようになるということなので、これは非常に一般住民、市民については喜ばしい住民サービスでいいことだと思っはいますが、これが今年だから、来年以降、市として、市役所に寄って交付をする人が相当数減るのかなと感じますけれども、これは難しいですけれども、どれぐらい減収というか減るかなというふうに見込んでおられますか。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**今田浩徳委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** コンビニ交付につきましては、今年度11月からということで、令和3年度の決算の資料としては御用意していないのですけれども、月100件ぐらいはコンビニ交付を御利用いただけるのではないかなあというふうに考えております。100円お安くしておりますので、それなりの金額が歳入としては減るのではないかなというふうに想定しております。

以上です。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** そうですね。具体的な数字は分からない、これ当然です。でも、収入としては減る。減っても住民サービスがはるかに向上するところについては、いい意味で、数字はマイナスだけれども気持ちはプラスかなと思っはいますので、非常にいい政策かなというふうに評価します。

最後になります。ページ66、17款2項1目不動産売払収入について。これは当初予算がたった1,000円と。これが蓋を開けてみれば、商工観光課が窓口なのでしょうか、約417万3,000円。同じく総合政策課窓口なのでしょうか、約35万3,000円の収入があったと。臨時収入かなと思っは、いい意味でびっくりだと。この場所と、不動産だから用途、例えば面積だとか単価だとか、そういったことが分かれば教えていただき

たいと思っはいます。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** それでは、商工観光課のほうの窓口といたしました土地売払収入の件についてお答えいたします。

こちらのほうは横根山工業団地の南側の用地でございます、譲渡先は山形航空電子さんでございます。

山形航空電子さんのほうは、コロナ禍ということもあります、業績のほうは順調に伸びておるということで、今年度4月から第2工場の増設に入っはございまして、そのため、電力供給の増強について自社で変電設備を新設して対応したいというふうに申出がございまして。

その変電設備の用地として、横根山工業団地の南側の原野のほう、面積は約3,200平方メートルほどになるのですが、そちらのほうを売り払ったというための金額でございます。

以上でございます。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、総合政策課所管分の35万3,595円の部分についてお答えいたします。

こちらにつきましては、永井建設株式会社とかがみ自然エネルギー株式会社とが共同で計画しております小水力発電事業の用地といたしました、土内地内の用地を譲渡したものでございます。面積といたしましたは4万7,146平方メートルとなっております。

以上でございます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 商工観光課のお話は、確かに産業厚生委員会のほうにも話があったなと思っは、今、記憶がよみがえりました。ありがとうございました。

総合政策課35万3,000円、えらい面積が大きいだけでも、金額安いし、これは山林とか原野とかそういう地目ですか。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 地目といたしましては原野というふうな形になってございます。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

**今田浩徳委員長** ほかにございせんか。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** では、お願いします。

私からも簡潔に2つほどお聞きします。

1点目は42ページの1款6項1目の都市計画税についてお聞きします。

この主要施策にも詳しく書かれておりますけれども、本市の課税区域面積は都市計画の区域内面積の約12.6%に指定されております。

そういう中で、都市計画で、または課税区域外で整備されている公共下水道の供用開始された地域については、新庄市では都市計画税の課税区域に指定をしておりますが、この地域において市民から不公平感があるという声が聞こえてきております。

そういう中で、不公平感のない都市計画事業を実施していくために、税の公平性の観点からも課税区域の見直しと、用途地域に隣接し、公共下水道が供用開始されている地域の用途の見直しについてお聞きするものであります。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 課税区域の見直しというお話でございました。

都市計画税の課税区域につきましては、基本的には用途区域、都市計画区域内の用途区域に課税してございます。3年に一度、評価替えのときに、隣接する下水道供用開始区域を課税区

域に見直してございます。現状では以上でございます。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 都市計画区域の用途地域の見直しに関しての方向性と方針ということで御質問いただいたところです。

ただいま税務課長から答弁ありましたように、都市計画税につきましては、用途地域周辺の下水道供用区域についての課税ということも実施されている状況がありまして、住民からの不公平感があるというふうなことでの御意見をいただいているということでございます。

都市計画といたしましては、現在、都市計画用途地域の見直しに向けての作業も準備しているところでございます。

また、実際には用途地域の指定、変更というふうなことにつきまして、今後、計画を進めていくことになるとは思いますけれども、現状の土地利用、また、将来的な土地利用を踏まえての見直しの作業を、今後進めていくというふうなことになってくるかと思えます。

実際に都市計画の用途地域のエリアに含む含まないという部分につきましては、個別の対応を現在しております下水道供用区域の部分までというところには恐らくならないのかなというふうには思っておりますが、今後の土地利用の方向性を踏まえた、地形、地物に関しての形状に合わせて全体的に新庄市として、用途のエリアが必要な部分、また現在まで利用がなかなかされていない部分についての見直しも含めて今後考えていきたいと思っておりますので、その辺、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 用途地域に隣接する場所に公共下水道を持った場合、そして供用を開

始した場合は、そこに都市計画税をかけるという話なのですけれども、しかし、そこは白地なのです。白地に都市計画税をかけても、では、用途地域にすれば隣接する用途地区に編入はできないのですか。私は編入すべきだと思うのですけれども。

ただ、白地に公共下水道を持った場合、幾ら持つといっても、それはやはり都市計画税をかけるがためのものです。都市計画税をかけたとすれば、その区域は用途地域に編入する、見直すのが建前じゃないかと思うのですけれども、その辺どうですか。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 用途地域の考え方ということで御質問いただいたかと思っております。

委員おっしゃいますように、都市計画税、実際に都市化するために必要な目的税として皆様から課税させていただいている状況でございますので、実際には、用途地域をかけた部分は都市的な土地利用を図るべきエリアとして、将来のまちづくりに関連する目的として色を染めさせていただいて、その土地利用を規制、誘導しているというふうなものでございます。

下水道事業に関しましては、用途地域に関する都市化に向けた都市施設としての整備を行っていくという流れの中で、隣接する部分で住宅地、家屋等の張りついた部分についてにじみ出した部分についての整備も行うというふうな考え方の中から、実際には整備を行っている、計画区域を定めているというふうな部分もございます。

実際に、その都市計画の用途地域のエリアをそれぞれ拡大する、もしくは編入していくという考え方につきましては、実際に1つずつ個別にエリアを増やしていく、編入していくという考え方ではなくて、そのエリアとしてどこまでを都市的な土地利用すべきかというふうなこ

とを踏まえて、全体的なフレームを考えたものの中で定めていくという手続が必要になってくるということもございます。

なので、今回、改めて新庄市内全体の用途地域の見直しに併せまして、現在、既に市街地化されている部分の状況も踏まえて、そこまでのエリアを含めるべきか、どうするべきかということも含めて、これからの見直しの中で進めていきたいと思っておりますので、その辺、御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

**18番(小野周一委員)** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番(小野周一委員)** では、真逆になるのですけれども、もう一点再度お聞きします。

では、今まで、用途地域内において、都市計画事業が来るであろうという地域にあって、何年も都市計画税を払っていくうちに、今このような社会情勢の中で人口も減っているし家屋も減っている状態なのです。

都市計画事業、いわゆる下水道事業が当分行きませんよという考えの下、恐らくそうした場合、線引きをしていかなければ何年たっても来ないところに都市計画税だけ払っているわけですね。その辺やはり抜いておかないと。

あと、都市下水道の認定区域から除外しないと、合併浄化槽の補助金も来ませんよね。その辺のことを再度お聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 現在、用途地域のかかっている場所でなかなか土地利用が図られてこない場所につきましても、市内あちらこちらであるということも認識しているところです。

そのエリアにつきましては、いろいろな条件の下で都市化されない、開発ができない場所ということと、地権者の関係もございまして感じておりますけれども、その内容についてなかなか

か進まないというふうな現実もあるところでございます。

今後見直しを考えると、その都市計画用途地域の見直しに関しましては、そういうふうな部分、これまで用途地域をかけている部分であっても実際に利用しにくい場所、または、なかなかできないところのエリアの変更ということも含めて全体的な考え方をまとめていきたいと考えておりますので、その辺の内容につきましては、また皆様方に情報提供させていただきながら方向性を検討していきたいと思っておりますので、現在かかっている場所の廃止、移動または追加などについて、その方向性についても考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 現状の用途地域内の開発というか、そういう事業がどうなっているのだというのを原課で認識して、やはり見直しなり変更のほうに進んでいってもらいたいと思ひます。

次に、今日の審査会が始まる前に、都市整備課長から北本町の商店街の新しい正規の代表が決まったというお話がありました。これは、議会サイドからの申入れでありまして、本当にこれから新しい出発点になるのかなという思ひでおります。

そういうことで、71ページの21款4項2目、備考にある北本町アーケードの事故防止措置に要した費用についてお聞きします。

決算審査意見書の34ページのむすびの上段に記載されておまして、要約しますと、税外収入の収入未済額のうち、諸収入は北本町アーケードの事故防止措置に要した費用が増えたことで増加となっており、負担の公平性と歳入確保のため継続した収納対策を行い、未済額の縮減

に向けなお一層の努力を期待するものであると監査委員より指摘されています。

それで、2月4日に市が行政代執行により事故防止措置に要した費用631万4,000円の納付期限である4月28日が過ぎておりますが、これも市民が納得する負担の公平性ある収納対策についてお聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 北本町アーケードの事故防止措置に要した費用の回収の状況、または今後の進め方についての考え方を質問いただいたところです。

これまで北本町アーケードの天井落下事故の対応につきましては、これまでも議員の皆様方に対しての説明もさせていただいてきています。

今回、御質問いただきました事故防止措置に要した費用の回収につきましても、これまで北本町昭和会の代表また代理人である弁護士との間の中で、回収に向けた金額また納期等についての協議も進めてきたところでございます。

今回、皆様方にお知らせさせていただいたように、北本町昭和会の新たな代表者も決定され登記に記載されたということも踏まえまして、明確な代表者に対しての申入れ、またその請求に関しても実施していくべき内容というふうにご考えております。

現在の状況といたしましては、4月28日付の支払い期限を過ぎた状況においての相手方からの申入れということで、一括納入はなかなか難しいということ踏まえての分納計画についての協議を実際に進めているところでございます。

この内容につきましては、これまで昭和会の収入源である収益施設、駐車場の収益からの分納のということで協議を行っているところでございますが、以前にもお話しさせていただいたとおり、駐車場の決算状況につきましては現在

の状況で赤字の状態だということも踏まえまして、その金額については本年度改めて協議いたしまして、決定した後に収納していただくということも踏まえて、次年度以降、この収益施設の決算状況を踏まえて、収納額の増額に向けた協議を継続していくということで説明もさせていただいたところでございます。

市といたしましてはこの状況を踏まえまして、実際にその決算の状況、またそこから必要経費の削減、また収益性の向上に向けての対策なども指導しながら、また、その内容について確認させていただきながら、収納額の増額に向けては継続的に協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、その辺の内容についてその都度またお知らせできればというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** それで、監査報告書で指摘された事項について端的にどう思われるのか。

今の答弁は、それは課長答弁ですよね。私が聞きたいのは、監査報告書のむすびに書かれている、監査委員が指摘されている、負担の公平性と歳入確保のため、継続的な収納対策を実施してほしいという監査委員の指摘事項です。

一方では今、原課である課長の答弁が何か違ってきます。やはり監査委員が指摘された事項というものを、私は重く受け止めなければならないと思うのですけれども、その辺をどう思いますか。

**小松 孝副市長** 委員長、小松 孝。

**今田浩徳委員長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** このたびの案件につきましてはアーケードの構造上、安全性が確保できていないということが確認されましたので、市として

代執行を行ったところであります。

それで、今段階、天井板の安全性を確保しているところではありますが、その経費を昭和会に対して請求した額が、今段階で600万円以上ということでもあります。

そして、監査委員からの指摘のとおり、我々市としてその額を全額回収する必要があるという認識に立っておりまして、それを前提にして、今現在、相手方と協議しているところであります。

そして、このたび、登記簿上もその代表者というところがはっきりになりましたところがありますので、改めて、代表者、その代理人を通じて、市の立場、公平性という意味も含めてやり取り継続をやっていく考えでありますので、御理解いただければと思います。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** ありがとうございます。

いや、私、決算書に従って質問するのですけれども、今後のことは私は分かりません。

ただ、4月28日に納付期限の請求が来ているのですけれども、一般的に考えた場合、もう2月から半年ほど過ぎています。過ぎた場合、これは国税の滞納処分の例に倣ってするのですか。まず、この1点をお聞きします。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 代執行費用の収納に関しての取り組み方ということで、国税の徴収方法にのっとってできるということで法律的な解釈もされているところでございます。

実際には、滞納処分については、国税でいきますと実際に差押え等の処分もできるということで記載もされているところでございます。

その内容についても検討しながらということになると思いますけれども、現在のところ、その分納の中で納付していただくということでの

協議が進んでいるところでございますので、納めていただく部分については、当然、納付いただく内容を詰めていくということが必要であると考えているところでございます。

実際には国税に準じた形でのやり取りということも踏まえて、今後交渉していくというふうなことになるかと思っておりますので、その辺も併せて御理解いただければと思っております。

以上でございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 今の答弁では、相手方は弁護士を立てて分納の考え方について話合いをしているというのですけれども、もう半年を過ぎているのです。一回も、少数であれ金額であれどういふ金額か分からないのですけれども、支払われていないです。

これが延々と続いた場合、これは不納欠損の対象になるのですか。5年間ずっとなった場合、払います、払いますと言っていて。その辺をお聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 今回の代執行の費用の徴収に関して不納欠損の対象ということになるかというふうな御質問でございますが、これにつきましては、当然、かかった費用の徴収については収納する義務が市としましてもあるというふうなことで認識しておりますので、不納欠損に関しての対応については、現在、考えておりません。

できるだけ早い時期の完納に向けて、徴収に向けて協議を行っていくというふうなことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 相手方の懐事情も聞いているのですけれども、しかし、これ不納欠損の対象には考えていないというのはおかしくありませんか。

2月中に修繕をして、4月の何日かが納付金の請求期限です。そして、弁護士を立てて、またするという、これおかしくありませんか、課長。1回も払っていない段階で不納欠損の対象にしませんということではおかしくありませんか。もう一度お願いします。

**小松 孝副市長** 委員長、小松 孝。

**今田浩徳委員長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** このたび、代執行した上で請求させていただいたところではありますが、その段階で初めて債権債務の関係が成り立ったところでもあります。まだそれから1年たっていない状況でもありますし、今段階では不納欠損というような考え方ではなくて、その全額を前提にしたやり取りで、今現在、進めているところでありますので、御理解いただければというふうに考えております。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 我々、2月に執行した経費については正確な請求金額は分かっておりませんが、年間四、五十万円だったら十何年かかるわけです。今後のことは私は言いません。

そういう中でお聞きするのだけれども、先ほど、北本町商店街の法人会の代表が登記されたというお話を聞いたのですけれども、代表個人に対する、例えばです、例え話をして大変申し訳ないのですけれども、滞納した場合、差押えというのはできるのか。そして、代表者または構成する役員の方々が連帯保証するという、そういう話合いというのはこれからなるのか、しているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

長沢祐二都市整備課長 委員長、長沢祐二。

今田浩徳委員長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 今回の請求額に対しての組合員個人に対する徴収の波及というふうなことで、御質問いただいているところでございます。

法律的な解釈からいきますと、あくまでも組織に対しての請求ということで、その会に所属する構成員個人に対しての請求までには至らないというものが、法律的な解釈の中のことです。

実際に構成員の皆様方の中での連帯保証等の動きにつきましては、現在、市としましては認識しておりません。その辺については、会の中での会話の中で進んでいるのかどうか、その辺については改めて確認をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

18番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

今田浩徳委員長 小野周一委員。

18番（小野周一委員） 最後になりますけれども、市民の皆さんという言葉はあまり使いたくないのですけれども、やはり監査委員さんが指摘されているとおり、負担の公平性のある収納対策を相手方と十二分に話し合って市税の徴収に努めていただければ、市民の皆さんも理解すると思えますので、その点、難儀だと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

今田浩徳委員長 ほかに質疑ございませんか。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1番（佐藤悦子委員） 成果表の32ページにコロナ感染症対策ということで減免が、先ほど課長のほうからも出ておりました。それから、成果表の40ページには固定資産税のコロナ関連の減免が5,670万円というふうに出ています、これらが固定資産税の前年比に比べて5,860万円の減額になっていますが、これらと関連する

のかお願ひしたいと思います。

そして、コロナ感染対策の減免対策ですが、これは令和4年、令和5年と、令和4年は今ですが、来年に向けても必要な気がするのですが、どのように考えておられるのかお願ひします。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

今田浩徳委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 固定資産税のコロナ減免の金額につきましては、特例交付金、決算書44ページ、45ページであります。減収補てん特例交付金でその分は入ってきております。

それから、今後のことにつきましてですが、国保税、介護保険、後期高齢の分につきましては今年度も減収、コロナの減免の同じような制度がございます。

以上でございます。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1番（佐藤悦子委員） 国保税などの減免が令和4年度もあるというふうには伺いましたが、その比較が、コロナの感染が広がって収入が激減している年がこの頃続いているわけです。それとの比較で、さらに30%減というふうになりますと、前も少なかったのが、今も同じく景気が悪くて続いて、収入が減って払える状況にないぐらい、減免受けたときと同じぐらい厳しいのだけれども、減免にならないようなことになったりしていないのでしょうか。

今田浩徳委員長 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 開議

今田浩徳委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤委員に申し上げます。ただいまの質問は国保税に関する質問になりますので、そのときにまたお願ひしたいと思います。

1番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。



今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 私の認識としては、国のほうの基準が先ほど言ったような基準なものですから、同じような収入で減額が続いている状況の中で、前も少なかった、そこからまた30%減ったかどうかみたいなことになると、生活状況は同じなのですが今度は減免にならないということがあるということを知っています。

そうなりますと、私としては、そういった苦しい、コロナに関わって苦しい状況が同じように続いた方については、国のほうでも改善していただきたいと言うべきだと思いますし、さらに、市での……

今田浩徳委員長 佐藤委員に申し上げます。先ほど申し上げましたが、国保のほうになりますので、そのときをお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 別の話になりますが、成果の43ページに、財産調査の徹底の努力の結果、市税の収納率は93.75%を確保したということで、大変頑張っていたというところはよく分かりました。

しかし、市民の側から見て生活を脅かすことになっては困ると思うのですが、この増えた債権差押え状況が生活を脅かさない程度になっているかどうか、その基準はどうか、教えてくださいたいと思います。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

今田浩徳委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 差し押さえた債権ですけれども、もちろん福祉関係の給付金に該当しないというようなことの確認は当然行ってございます。その上で差押えを執行してございます。

それから給与等につきましては、次の差押え禁止額がございまして、天引きの税、社会保険料、最低生活費として本人分10万円、生計を一にする

る親族4万5,000円、残額の2割を生活費として加算するというような決まりがございまして、これらを計算した上で差押えをやってございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 預金のことなのですが、預金について、給与を預金通帳の中に入れた途端に預金だという見方で差押えというようなことをやっていないかどうか、お聞きしたいです。

佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。

今田浩徳委員長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 おっしゃるとおりです。預金につきましては、預金通帳に入った段階でそれは預金で給与ではないというような判断してございますけれども、先ほど申し上げましたように、前にも申し上げましたとおり、生活状況等を全て勘案した上で差押えをやってございますので、生活費に該当すると考えられるものを差し押さえたりはいたしておりません。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、地方交付税についてです。決算で46ページの11の1の1地方交付税は56億円余りということになっております。これが、結論としては今後どのように変わっていくかを見ていますか。できれば、地方交付税は十分に来ていただかないと困るなということだと考えますが、どうでしょうか。

決算審査意見書12ページで、平成29年を100とした場合、確かに令和3年は118.8というふうになっておりますが、令和元年には94.8ということで大幅に減らされたこともありました。

そういう意味で、国の状況として、この地方交付税は標準財政規模にも重要な収入になっておりまして、地方交付税の増額あるいは拡充と

という言葉なのか、そういうふうにしていただかないと市の財政としては大変な危機に陥っていくものだと思いますので、今後の見通しはどうか、お聞かせください。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**今田浩徳委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 地方交付税の今後の見通しということでございます。

普通交付税については、当然基準財政需要額と財政収入額の差額が基本的な交付額というようなことでございます。令和2年度ぐらいまでについては大体37億円程度で推移してきたと思います。

令和3年度については、先ほど叶内委員のお話の中でもさせていただきましても、臨時経済対策債の費用であったりとか、あと、デジタルであったりとかということで追加の交付があったということで、今までと違って4億円なり42億9,000万円ほどとなったというようなこともございます。

ただ、今後の話ということでございますけれども、国のほうの地方財政計画の部分で示されてくるのだろうというふうに思いますけれども、これまでのコロナのこの経済状況下における部分にあっては、当然、地方のほうも疲弊しているという部分がありますので、そういった部分でいろいろと加算されてくるのだろうということで考えてございます。

当然、貴重な財源でございますので、それが減ることのないように、今後とも地方6団体等のほうにもそういった部分も含め要望していきたいと思っております。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 強く要望していただきたいということをお願いしたいなと思います。

新庄市の実質単年度収支を見たときに、令和元年度から3年度までマイナスが続いておりま

して、標準財政規模と言われるものとの割合を比較してみますと3年連続マイナスです。

これは、実質単年度収支がこのように悪くなる原因は、やはり標準財政規模が小さいということなどが原因だというふうに感じております。

そういう中でマイナスが3年連続というのは大変な財政危機と言われております。そういう意味で、今後引き締めて財政担当では頑張りたいと思いますが、どうですか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**今田浩徳委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 佐藤委員がおっしゃっている部分については、恐らく成果表の170ページのことだと思います。

この表については令和元年度から令和3年度までの記載をさせていただいておりますけれども、実際にここでいう単年度収支(F)についてはあくまでも前年度の実質収支との比較ということでございますので、その実質収支が当然毎年変わりますので、単年度収支についてもその年々によってプラスになるかマイナスになるかという部分がございます。

また、実質単年度収支についてはここに計算表が出ておりますけれども、令和3年度においては積立金が3億8,000万円あったと。さらに(I)では積立金の取崩しについては4億3,300万円があったと。それを足し引きすることによって実質単年度が出るわけですが、令和3年度の実質単年度収支においては1億7,500万円のマイナスということではございますが、実際にはいわゆる剰余金の部分で歳入差引きの半分を翌年度に積立金ということで、令和4年度には6億2,000万円、4億3,300万に対してそれ以上に6億2,000万円ほど積立しておきますので、実際には、この計算上ではマイナスが3年間続いているように見えますが、あくまでも単年度、その年にどれだけの予算を使ってどれだけになったかという部分でございま

すので、実際には全然問題ないというような数字でございます。

先ほどの交付税の話にもございましたとおり、今後の財政運営についても、当然そういった部分でこれから公債費の部分もございますけれども、起債を仮にしても当然交付税措置のある有利なものを使うとか、あと歳出についても、それぞれいろいろな形で事業の精査をしながら当然健全な財政運営を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

**今田浩徳委員長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

それでは歳入に関しまして、御質問ございませんか。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** それでは、ページ47ページになります。11款1項2目、こちらのほうに保育所入所負担金、学童保育負担金、また次ページになりますが、ページ49ページ、児童館利用料についてお伺いいたしたいと思います。

こちらのほうについても毎年のように質問させていただいておりますが、収入未済額、そして滞納金が発生しております。そしてまた、こちらのほうには不納欠損額が52万円ほどもついておりますし、先ほど来、委員の皆様からも質問あるとおり、税の公平性を考えれば払うものはしっかり払っていただきたいと思っておりますけれども、そちらの状況と今後の対策についてどのようにやっているかお伺いしたいと思っております。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいま、子育て関連の収入未済額につきまして御質問いただいております。

13款分担金及び負担金におきます保育所入所負担金並びに学童保育負担金、そして14款では使用料、児童館利用料として計上されている部分、そして21款諸収入におきましては延長保育事業費または副食費ということで、子育て関連でそれぞれ収入未済が計上されているところでございます。

現年度分の保育所入所負担金の収納率につきましては、昨年度より0.67%、僅かに上昇しているところでございますが、学童保育負担金の収納率は昨年度よりも1.14%減少しているという状況です。

児童館利用料につきましては、無償化のためにございません。延長保育料につきましては市が徴収する分は実質ございませんが、副食費に該当する部分は100%納入いただいている状況でございます。

現年度の収納率は上がっているところでございますけれども、コロナの影響もあり、様々な支援金や定額給付金など児童手当等もあり、支払える環境があるのではないかということから収納率が上がっているものと察しているところでございます。

滞納繰越分につきましても、一定の方の滞納がございますので、こちらもコロナウイルス関連の影響があるものと考えているところでございます。

収入未済額の対策につきまして、口座振替不能が分かった時点で早めの保護者への連絡を取らせていただきまして、早期の納付をお願いしているところでございます。

また、書面、電話での督促、催告も当然行なうわけなのですが、新型コロナの感染状況、この

対策の状況から、各保育所において積極的な呼出し、または保護者との接触が図れないということから、基本、郵送での対応をさせていただいているところでございます。

いずれにしましても、それぞれの対応が収納未済につながっている部分につきましては、今後改善を図らせていただかなければならないのですが、納期までに納めていただけない方につきましては、児童手当からも充当させていただくという手法がございますので、保護者の了解をいただいた上で対応させていただいているところでございます。

令和3年度では特に児童手当からの充当を強くお願いしている状況ではなかったのですが、今後の感染状況を考慮しながら、お支払いいただけるようお願いしてまいりたいと存じます。

以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。今は大体口座振替になっていると思いますので、やはり1回そういう状況に陥りますと、なかなかお支払いが難しくなる状況になっておると思います。

ましてや、この不納欠損額が出ておりますし、また保育所や児童保育負担金などは、卒業してしまいますとなかなか払っていただけない状況が多分見受けられると思います。ぜひとも丁寧な対応をしていただき、支払うものはちゃんと支払っていかないといけないと思います。

コロナの状況も踏まえまして、なかなかお会いできなくて相談できないということもありますが、郵送も含めてですけれども、しっかりと丁寧に説明していただき支払っていただく対応を今後とも続けていただきたいと思いますけれども、そこら辺をもう一度お伺いしたいと思います。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、

加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 繰り返しになりますけれども、議員御指摘のとおり、丁寧な対応が基本となっております。

保育所の納入につきましては基本的に、口座振替というよりも、それぞれの幼保無償化が進んでいることによりまして、基本的に3歳以上は無償化になっているという部分の影響が大きいものですから、保護者の負担が少なくなっているところでございますが、3歳未満につきましては、また副食費につきましては収納いただいている部分がございますので、丁寧な御連絡をさせていただいた上で、収納につなげていきたいと存じます。

以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** ぜひともよろしく願います。

次、ページ51ページになります。14款1項6目、こちらのほうの公営住宅費で定住促進住宅家賃、こちらのほうも収入未済額が載っておりますけれども、こちらは家賃のほうは払っているのですけれども駐車場のほうが未納になっているということなのですけれども、こちらの徴収方法だったり、また滞納した方へのどのような通知をして滞納対策をなさっているかお伺いしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 住宅家賃、駐車場家賃についての御質問をいただいております。

市営住宅、公営住宅家賃の収入未済額につきましては、毎回、答弁をさせていただいている状況でございます。

実際に未済額につきましては、収納期限に対

応しながら早めの連絡と小まめな徴収ということで実施しているところでございますが、令和2年度からコロナの状況もありまして、なかなか収納率に反映できるまでのところに至っていないということが実情でございます。

この内容につきましては、今後も個別の対応でしていきたいと考えておりますけれども、この状況を踏まえて現年度の収納額をできるだけ向上させるように、時間を空けずに1か月ごとの収納に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。

こういうところには納税相談員との連携はあるのでしょうか。ぜひともこういうときに、やはりコロナの状況を踏まえれば納税相談員さんも入って対応も可能だと思うのですが、そこら辺の連携を確認させていただきたいと思ひます。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 市営住宅の家賃等の納入につきましては、納税相談員との連携ということまでは至ってないということでございます。

ただ、先ほどの保育所の使用料等の関係等もでございます。また児童手当等からの収納などということも含めて対応しているところでございますので、関係する課に関しての連携は取らせていただひいて、水道使用料、保育所使用料等の対応と併せて連携しながら対応しているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 今回はコロナのことがあるでしょうし、滞納の方もあつたならば、その課の連携とともに、納税という意味ではちよ

つと違ふかもしれないけれども、やはりこの支払いが困つておられれば納税相談員の方にも参加していただきやつていく必要もあると思ひますので、今後そういうことも踏まえまして、少しでも払つていただく環境整備を市のほうでも取つていただき、少しでもこの滞納が減つていただきたいと思ひております。

苦しいことは分かりますけれども、先ほど委員の皆様もおっしゃつておつり、公平性を考えればやはり払うものを払つていただき、少しでも市の財源にはなつたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、71ページになります。21款4項4目、こちら公営住宅の修理費納付金なのですが、やはりここも滞納額がござつた。こちら踏まえまして、もう一度この辺の対応に対してどのようにやつておるのかお願ひしたいと思ひます。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** こちらにつきましては、住宅を退去されたときに住宅の修理にかかつた費用を納めていただくというふうな部分についての住宅修理費の納付金という部分でござつた。

こちらにつきましては、住宅の退去に併せまして壁や天井また畳の表替え等の費用が発生してくるわけでございますが、金額的に少しかかる、やはり金額が多くなつてくる部分がござつた。一括納入がなかなか難しいという方も結構いらつた。

そういう方に対しては分納という形での対応もさせていただいておりますけれども、その分納の残つた金額についての滞納がまだ生じておる部分があるというふうなことで、こちらにつきましてもその計画に合せて義務者に対しての調整をさせていただきながら、入金を要請しているというふうなことでござつた。

また、一旦、住宅を退去されてしまっている状況もございますので、退去先に対してまで赴いての収納というふうなこともございまして、若干、入居者との対応とも変わった状況での対応となってきておりますので、そちらに関しましては少し手間がかかっている部分はございますけれども、こちらについても一つ一つ対応していきたいと考えております。

おかげさまで、定住促進住宅の現年度の分の退去につきましては全額納入いただいているというふうなこともございましたので、こちらに沿ったような形で対応できるように、今後も努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。どうしても出てしまうとなかなか納入が難しくなったり、失礼な言い方すれば、要は引っ越し先が分からなくなったりということも多々あったと思うので、でも、しっかりとした計画が立てられていればいいので分かりました。ぜひとも少しでもそういうことがなくなるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、75ページになります。これは21款4項4目、同じところになりますが、備考のところ令和2年度分施設型給付費のところでもちょっと収入未済額があります。この今後に関してですけれども、かなり返納金が戻ってきていないような気がします。市役所のほうが公募したにもかかわらず、要は返納がされていない額が多く見られますけれども、まず、一番最初のこの施設型のところの返還金や、事由消滅による返納金、また、特別給付金に係る返納金が載っていますが、どのような理由でこのような返納金が出たのかをお教えてください。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、

加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいま、まず75ページ中段にございます令和2年度分施設型給付費過払分というものがございます。表になっているわけではありませんけれども、滞納繰越分としまして収入未済額21万1,418円が計上されております。

こちらのほうの内訳につきましては、令和2年度末に1つの幼稚園が閉園になったことに伴いまして、こちらのほうは施設型給付費過払金という部分の各幼稚園、認定こども園、そして公立保育所に対する毎月お支払いしている部分になるわけですが、この給付金の部分で毎月の精算分が終わらずに閉園したという事情がございまして、その後、令和3年度コンタクトを取らせていただいていたところではあるのですが、令和4年度からはコンタクトが取れない状況に至っておりまして、このまま収入未済額というふうな計上に至っているところでございます。

その他の返納金ということで幾つか計上されているところがございますが、例えば令和2年度子育て世帯臨時特例給付金に係る返納金といったもので収入未済額が1万円であるとか、児童手当支給事由消滅に係る返還金など収入未済額が計上されているところでございますが、こちらのほう、児童手当に係る部分の18か月遡った部分ということでの発生した部分ですが、海外転出ということでどうしても徴収できない状況に至っている部分がございます。こちらのほう、令和3年度になって確認できた分があったものですから、このような状況で返納金の部分での計上に至っているというふうな記載にとどまっているところでございます。

いずれにしても、それぞれの細かな事情で返納金に至っているということから、このよ

うな計上の仕方をさせているところでございます。

以上でございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。

どうしても今回、諸収入のほうで返納金ばかり過払い金が出ております。ましてや、73ページになりますと生活保護費のほうでも返還金でやはり収入未済額が発生しておりますので、そこら辺の徴収の仕方です。

せっかく困っている方にお渡ししている金額がやはり多かったら返還していただきたいというのは、市のほうでも一緒だと思います。やはりそのまましておくのではなくて、しっかりと理由を説明して、返還金、返納金は返していただく手法を取っていかないと、税の運営をする市役所にとっても大変だと思いますので、そこら辺の取組を今後ともしっかりしていただきたいと思うのですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。**

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** それぞれの未納金が発生している部分につきまして返還をしていただくという、公平性の部分では当然のことだと存じます。

ただそれぞれの事情がありまして、先ほど申し上げた返納金の部分で閉園した部分につきましては、園長の体調が優れない、入院されているというような個別の事情もございますので、やはりその部分も考慮しながら、丁寧な説明をさせていただく中で納入のほうをお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、**

**伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 生活保護費の返還金につきまして収入未済額が出ているという御質問でありましたが、やはり先ほど来、申し上げているように、訪問ですとか、適切な債権回収について回数を増やして、これまでも本人に対して催告は行ってきているわけですが、なかなか返還されずこのような状況になっておりますので、今後ともさらにそういったところに力を入れまして、適切な債権回収に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**今田浩徳委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入について質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

**7番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7番（山科春美委員）** よろしく申し上げます。4点ほど質問がございます。事業名とページ数をお伝えします。

1点目が結婚新生活支援事業、決算書93ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費のところと、あと、2つ目が、すみません、ちょっと決算書でページ数を見つけられなかったのですが、地方創生推進交付金の活用事業2事業について、こちらのほうは成果表の8ページにありました。あと、3点目ですけれども、事業名が特定不妊治療費助成金ということで、決算書124ページ、4款衛生費1項保健衛生費10目保健衛生総務費です。あともう一つが、市内名所旧跡巡り事業業務委託料ということで、主要施策121ページで、7款商工費1目商工費3目観光費で、ちょっと決算書のページが分か

らないのですが、そのこのところです。すみません。

1つ目ですけれども、結婚新生活支援事業のところなのですが、昨年度の新しい事業ということで始められたと思うのですが、若い世代の結婚の希望をかなえられるように結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援ということで、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を継続的に支援する取組を推進するという一方で、経済的な理由で結婚に踏み切れないところもあるのでそちらのほうを支援するという一方で、1世帯当たり30万円ということで、住宅費用とか引っ越し費用とかということがあったのですが、最初の予算ですと450万円ほどあったのですが、決算額がその半分というか、249万6,000円だったのですけれども、実際にこの制度を利用した方の実績というか補助金を受けた方の声とか、また決算額が予定額より少なくなった要因を教えてください。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、ただいまの結婚新生活支援事業の補助金になりますけれども、こちらについて、今、山科委員がおっしゃったとおりの補助金でございます、39歳以下で世帯所得が400万円未満というふうな対象者に対して、結婚に伴う新生活の引っ越し費用でありますとか新居の家賃でありますとかスタートアップに係るコストを経済的に支援する内容というふうになっております。

こちらの実績につきましては、上限額で30万円というふうなことで30万円までいかない方もいらっしゃいますけれども、9件ございます。声といたしましては、やはりそういう引っ越しの費用等で非常に助かったという御意見とかお話をいただいているところでございます。

こちら予算よりも少なくなった事由につきましては、やはり当初予算としては件数がどれだ

け来るかという部分が分からないで予算化しておりましたけれども、年度末に従って実績等とか見込みが立ってまいりますので、申請方式になりますので、結果として249万6,000円となったというふうな決算になっております。

以上でございます。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** こちらの事業は、今年度も450万円ということでまた予算もあるようですけれども、これからもうちょっと声をかけていくとか、周知の方法もそうなのですけれども、そういったところはどのようにしていかせようかお聞きください。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** やはり国から補助金を頂いて実施した事業でございますけれども、引き続き、周知を徹底して活用していただけるように努めてまいりたいと思います。

なお今後、所得の基準につきましても、今現在、世帯所得400万円未満というところが、今後500万円というふうな所得が緩和されるというふうな話もありますので、引き続きPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** 500万円に上がってくるということなので、またやってみたいなという方もいるかもしれませんので、ぜひよろしくをお願いします。

あと、この支援があったことで、他市とかほかの地域にいた方で新庄に居住するというふうな決めた方はいらっしゃるのでしょうか。他市から来て。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 大変申し訳ありませんが、



この事業そのものではちょっとそこまで把握しておりませんので、今の質問には答弁しかねますので、よろしく御了解お願いいたします。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** こういったよい制度を利用して、また、新庄の魅力いっぱいありますので、ほかの地域の方も新庄に来て結婚して住み続けられるようにしていただきたいなと思います。

それでは、2つ目ですけれども、地方創生推進交付金というところで2事業があるようです。誰もが居場所と役割を持って生涯活躍できる地域コミュニティーづくりの推進事業、あと、山形の未来を担う元気な農林業人材づくりプロジェクトということで、こちらは地方創生推進交付金ということで、第2期の新庄市総合計画を推進するために国の第2次まち・ひと・しごと創生総合計画の中での取組であるとも思うのですけれども、この事業は一体どういう活動をされたのか、教えていただきたいです。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 地方創生関連交付金ということで、交付金を活用した健康課の事業について御説明させていただきます。

こちらについては、令和3年度地方創生臨時交付金を活用しまして、新庄かむてん健康チャレンジ事業と銘打ちまして実施した事業でございます。

こちらの内容につきましては、スマートフォンアプリやまた活動量計を使った歩数、歩くという事業でございます。歩いた場合、そういった毎日歩いた歩数に応じてポイントを与える。そのポイントをためていくことによって、最終的な合計の多い方など、こちらとしてポイントをクリアした方には景品を差し上げるといったような健康を意識した事業となっております。

す。

以上でございます。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** こちらの事業につきましては地方創生の交付金を活用しまして、次世代の担い手に機械補助を行ったというような事業でございます。事業につきましては16万5,000円というふうなことでございます。

以上です。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** ありがとうございます。

かむてん健康チャレンジ事業のほうに使われたということで、結構、スマートフォンのアプリを使って、参加しやすいものであったと思います。景品もあるということなのですけれども、その成果とかはどうだったのでしょうか。どのぐらいの方が使われたとか、教えてもらえたらありがたいです。

あと、農林課のこの機械の16万5,000円は、どんな機械を買われたのですか。そして、山形の未来を担う元気な農業の人づくりということで、どういう意味合いでの機械が使われたのでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** かむてん健康チャレンジ事業の成果ということでございますが、こちらに関しては昨年度補正で対応させていただいた事業でございます。9月から実施した事業となっております。

それで、参加者数については136人、ポイントの達成者が50人ということで、昨年度その達成した方にQ U Oカードを進呈させていただいたということで、決算書では129ページの健康増進事業費の中に、このかむてん健康チャレンジ事業ということで決算額も載っております。

以上です。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 1台の機械ですけれども、ハンマーナイフモアという機械です。普通だと背負って草刈りすると丈が長く草刈りするわけですが、ハンマーナイフモアというのはそれを短く裁断した形で草を刈るという機械でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

**7番(山科春美委員)** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7番(山科春美委員)** ありがとうございます。

地方創生推進交付金ということなので、何かやはり人づくりとか、また、いろいろなコミュニケーション、全世帯、全員活躍のコミュニケーション的に使われているのかなと思ったのですが、いろんな形で新庄ならではの健康のかむてん健康チャレンジ事業とか、また草刈りとか何かに使われたということで、ぜひ、また人づくりとか、また地域づくりとか、またコミュニティーの活性化に、地方創生推進交付金またあると思いますので、ぜひ使っていただきたいと思います。

3つ目のところですが、特定不妊治療費助成金のところで質問させていただきます。

こちらは令和3年度の予算として233万5,991円ということだったのですけれども、実際の金額が400万円ということだったと思います。令和3年度は令和2年度よりも、助成を受けられた方の人数もすごく大幅に増えたようです。

また、令和3年度の治療費は、県の補助からも超えたものの1回の補助として10万円を上限として市の補助、無制限に補助するという形になっていると思います。

そしてまた、令和4年4月から不妊治療が保険適用されて、県の補助と市の補助がどのように今後使われていくのかというところでちよ

とお聞きしたかったのでしたけれども、今年度すごく増えた理由と、あと、それを使われた方が49名とまたすごく増えているのですけれども、なぜそういうふうになったのか教えてください。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 特定不妊治療費の増加している理由ということで御質問いただきました。

議員おっしゃるとおり、令和3年度につきましては410万円ほどの金額となっております、令和2年度は230万円ちょっとという金額になってございます。

170万円ほど増加してございますが、申請者が増加しております、令和3年度におきましては延べ49人の方が申請していただいています。令和2年度については28人でした。21人ほど増加したということでもあります。

以上です。

**7番(山科春美委員)** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7番(山科春美委員)** 分かりました。申請者が増加したということですね。分かりました。

あと、今年の4月から不妊治療が保険適用されたのでしたけれども、今年度の予算も200万円ということになっているのですけれども、ちょっとさっきも言ったところなのですが、その場合は保険適用されて、またその保険適用外のところでは県の補助とかまた市の補助も出てくるのだと思うのですけれども、そのあたりはどのような形になっていくのでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 特定不妊治療につきましては令和4年度から保険診療ということで実施されております。今回令和4年度の予算計上している分に関しては、令和3年度から継続して実施されている方を対象とした予算をまず当初予算で計上させていただいて、現在、対応してござ

います。

県の助成につきましては、令和4年度の予算として、保険適用になったほか、かかった以上の部分で、この治療の内容によりますが、最高限度で9万円までの補助をするというような制度がございます。県としては保険適用、高額医療費とかも該当になるのですが、それを超えて、該当になれば9万円限度までの補助があるということでございます。

市においては今のところまだ、その県の補助、新しい保険適用になった以降のこの金額に関してどうするかというのは、今、検討中であります。治療したことによってすぐ妊娠されて子供が生まれるという子育て支援としては大変いい制度だと考えておりますので、その辺、何とかほかの補助ができないかということを検討したいなということで考えております。

以上です。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** 分かりました。ありがとうございます。

でも、市のホームページが何か以前のもと同じになっていたの、何かもう少し分かりやすく記載された資料が、今検討中ということなのであれなのですけれども、今後、ちょっと変えていただいで、こういった制度は本当にすごく大事だと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

あと、最後ですけれども、市内名所旧跡巡り事業ということですが、新庄市を訪れる旅行者に市内の名所旧跡を巡る周遊バスを運行して、乗車券を販売し、販売した乗車券を同額の割引券として使用してもらうことで観光施設や市内の店舗を利用して、地域の活性化を図ったということで、前年度令和3年度は、ちょうどJR東日本が実施する大人の休日倶楽部パスの期間中の11月25日から12月7日ということで、41名

の方が使われたということなのですけれども、これはこの300円の乗車券の販売とかこの事業があるということの周知を、旅行者にどのように行ったのでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** こちらのほうの事業ですが、委託先が新庄観光協会です。そちらのほうでバスの運行とそれからPR等のほうをお願いしておりましたので、当然観光協会のほうは情報案内センターのほうにも入ってございまして、そちらのほうを通じてPRを行っていただいたということになってございます。

以上でございます。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** 令和3年度は62万9,200円の決算額だったのですが、今年は倍の125万9,000円ということでちょっと増やしているの、もうちょっと本当にPRして、新庄の旧跡巡り、名所をもっともっと広げていっていただきたいと思うのですが、間もなく11月、間もなくじゃないですが、もうすぐ11月ですので、その拡大周知をどのようにしていくかお聞かせください。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** PRの件ですが、やはり最近までコロナということでなかなか苦戦しておったようでございます。

基本的には、人の交流が、移動制限がないといいましても、当然お気をつけなさっている方は気をつけなさっていると思いますので、そこら辺は各個人の旅行者の方々の判断になるのかなあというふうには思っておりますが、従来どおり市観光協会のほうを通じてPRのほうを図ってまいりましたので、御了解願えればと思います。

以上でございます。

**7 番（山科春美委員）** 委員長、山科春美。

**今田浩徳委員長** 山科春美委員。

**7 番（山科春美委員）** この大人の休日倶楽部パスのときは新庄駅に何かすごい人がいっぱい来るということですのでいい形で、せっかく新庄市の駅に来られるということですので、周知とかを徹底していただいて、もう新庄の中に入ってもらって、おいしい食べ物とかいろいろないい店もいっぱいありますので、立ち寄っていただけるように、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに質疑ありませんか。

**10 番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**今田浩徳委員長** 山科正仁委員。

**10 番（山科正仁委員）** よろしく願います。

ページ数は170ページから177ページにかかってありますが、10款の各学校のコンピューター教育振興費について質問をさせていただきます。1点だけですのでよろしく願います。

I C Tを活用してG I G A構想ということで、大分進んできております。この令和3年度の状況をお聞きしたいと思います。いわゆる先生たちのスキル関係がどうなっているのかとか、習熟度はどのぐらい行ったのかとかをまずお聞きしたいと思います。願います。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

昨年度、1人1台タブレットを使った授業でのI C T活用ということでスタートしておりますが、正直やはり全国的にもそうでしたが、教員がどのように授業で活用するかということにつきましてはまだまだ研修不足のところがありました。

そういった中で、本市のI C T教育検討委員

会の場でI C T担当の先生方を集めましてその中で研修をし、各学校においてそれぞれ研修をしながら、授業展開をするというような内容。

また、各学校にはI C Tの得意な先生もいらっしゃいますので、そういった先生が中心となって、どのような授業の展開ができるかというような形でスタートしたところでした。

なかなか家庭への持ち帰りという点については、各家庭のW i - F iの状況ですとかそろっていないところもございましたが、まず学校においてはそういったW i - F iの環境が整いましたので、とにかく全ての授業においてI C Tタブレットを使った授業を展開しよう。その中で、I C Tの情報活用能力を身につけようということで、手探りの状況でまずはスタートしたところでした。

日に日に授業で使われるようになりまして、それぞれ、各教科の中でどのような使い方をすればいいのかということが見え始め、トライする先生が増えてきたというような状況でございます。

**10 番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**今田浩徳委員長** 山科正仁委員。

**10 番（山科正仁委員）** 先生方のほうは大分慣れてきたと、児童生徒に関してはある程度若いということで、非常に理解度が高いのかなと思っております。

児童生徒に関してお聞きしますが、このI C T教育によってどのぐらい学力の向上というところに寄与してきたのか、寄与しているのかという点であります。その辺どのように捉えているのかお伺いします。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** このI C Tの活用につきましては、当然ながら子供たちの学力の向上のために寄与するための活用でございます。I C Tの活用をするための事業ではございませんの

で、議員がおっしゃるとおり、最終的には子供たちにどのような力が、ICTを活用することによって力がついたかというところが、最終的に評価をしなければならないところでございます。

ですが、令和3年度終わりの時点におきましては、まだまだそこまでの評価ができるような状況ではございませんでした。

もしかすると今後、学力向上については、全国的にICTを活用することでどのように学力を向上できるのかというふうな問題については今まきに行われている状況でございまして、様々な情報を得ながら研修して行っていかなければならないと思っております。

ただし、授業においては、これまでタブレット、ICTを使わないがために非常に時間をロスしているというところも多々ございました。そういった意味では、黒板の板書の時間が短くなったり、または子供たちの意見を、単に発表という形ではなくてタブレットICTを活用してお互いに共有できるような時間ができたりと、そういった対話による協働的な学習が今進んでおりますので、今後必ずや力がついていくのではないかと期待するところでございます。

以上でございます。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**今田浩徳委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** 今、課長の言葉にありましたけれども、学習面の時間の割き方というのが非常に大事だと思います。これが先生方の働き方の改革にもつながるのかと思いますが、その辺を効果的に出すには、今後どのようにしていけばいいとお考えでしょうか。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** 現在、本市においてはICTの支援員ということで支援員をお願いしている状況でございますが、これについては本年

度の事業となってしまいますが、ICTのそういった支援の方々、専門家の方々の意見をいただいて、例えば、ネット上に全ての教員、全ての学校が一緒に使えるようなそういったものを用意しまして、そこでお互いに情報を共有したり情報を交換したりということで、それぞれの学校がどのように展開しているのかをお互いに共有しながら、お互いに研修していくというようなことなどをやっております。

また、非常に使い慣れた子供たちもたくさんおりますので、授業の中において子供たち同士で指導、また教えてもらうということも現在期待されておりますので、これは教育長がよく各学校において話をしておるところでございますが、まずは子供たちがどんどん使えるような、使わない授業はないような、いつでも必要に応じて使えるような、そういうふうな取組をしてほしいと各学校には指導している状況でございました。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**今田浩徳委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** ありがとうございます。

ぜひとも、この共有というのが一番いいキーワードだと思います。各学校ばらばらでは、進み具合が変わってはまずいわけですし、同じような学力向上を全地域で取れるような形をつくってもらえればと思います。

今朝の新聞に載っておりましたが、県内でも町村のほうでデジタル教科書ですか、が導入されつつあります。今回の決算に関係ないと言えればそれまでなのですが、今後の方針としてお伺いしておきたいのですが、当市においてもいろいろなそういうような検討はこれからなされていく御予定なのでしょう。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** これまでもデジタル教科書については、英語ですとか、ほかに1教科と

いうことで各学校のほうには提供してありました。

今後、デジタル教科書の活用については必然的なものになってまいりと思いますので、現在その辺、今後について検討を進めているところでございます。

以上です。（「終わります」の声あり）

**今田浩徳委員長** ほかに質疑ありませんか。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 私からは、2款1項7目の企画費について、移住・定住促進事業費と、先ほどに続いてふるさと納税事業費の2点と、97ページの2款1項11目の市民生活対策費の防犯灯LED化事業費補助金、113ページの3款2項1目の児童福祉総務費の第2子子供助成金、第3子助成金の部分です。その次が117ページの3款2項1目の放課後児童健全育成補助金についてです。135ページの6款1項3目の農業振興費の学校給食の地産地消の補助金について。そして143ページの6款1項1目の林業振興費の市民の森の事業費。165ページの10款1項2目の事務費のスクールバス運転手の報酬費。167ページの10款1項3目の教育指導費の部活動の指導員報酬費。最後になります。171ページの、ここは3か所があるのですけれども、要保護及び準要保護児童就学援助費についてです。

一番最初に、移住・定住促進事業費ですけれども、定住された方々との交流会などはされているのでしょうか。課題等の明確化に必要と考えております。その点についてお聞きしたいです。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私のほうからは移住定住についての御質問で定住された方との交流等はされているのかというふうなところでございますが、移住の施策につきましては、

県を窓口としているふるさと山形移住・定住推進センター、愛称「くらすべ山形」というふうなところ、ここがオール山形で移住・定住を推進するために様々な取組を行っているというふうなところ。あと、最上地域移住交流推進協会というふうなところで、最上総合支庁を事務局としまして、8市町村が連携して最上地域の移住政策について様々な取組を行っているというふうなところで、移住施策を山形県、そして最上地域として様々な事業を行っているというふうなところになっております。

御質問の移住された方々との交流を行っているのかというふうなところにつきましては、移住する世帯を最上地域、県内はもとより最上地域というふうなことでの取組は行っておりますけれども、実際移住された方々との直接的な交流というところは、市としては実施していないというところが現状となっております。

しかしながら、移住者にとってみればやはり地域コミュニティー、地域でどれだけ移住者を迎える雰囲気があるかというふうなところとかが非常に大事になってまいりますので、そういったところを今後ちょっと、課題等がないかというふうなところも含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** ぜひとも、雪のこととか、いろいろな相談事があったときに、近くに相談する方がいたらということのお話もよく聞きますので、その点について対応していただけたらと思っております。

2点目のふるさと納税の事業費ですけれども、コロナ禍において返礼品の開発も大変だと思っております。返礼品の充実という点で、新庄まつりの関連グッズの充実を考えてもらいたいなという声も聞かれます。これまでの取組をぜひ

ともお尋ねいたします。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ふるさと納税の返礼品の開発についての取組ということでございますけれども、現在、ふるさと納税の返礼品につきましては、ふるさと納税制度が始まって以降増え続けておまして、今、概算ですと1,000種類ぐらいあるというふうに認識しております。

その中で、新たな商品開発というふうな部分につきましては、やはり事業者側の積極的な対応といたしますか、取組というのが欠かせませんで、私ども市としても、そういった部分で新商品開発についていろいろ御相談とかあればいろいろな面で支援はしてまいりますけれども、やはり企業側側の努力というものが新たな商品開発につながるというふうに捉えております。

今現在、その1,000商品ある部分の中で、寄附申込みがあるものとなないものというものがその種類ごとに様々ありますので、今後その全商品の寄附の申込み状況を把握しながら、それを事業者のほうにフィードバックしまして、寄附がないものについてはそのまま続けていくのかどうかというふうな事業者への打診とかも含めながら、寄附額が多いものについてはさらに力を入れていくような取組も併せて進める中で、返礼品の新規開発も含めて、様々整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 前回の決算のときに、私が体験型の返礼品の開発はどうかというふうに提案させていただいたことがございました。こういうような返礼品、ものではないのですがけれども、体験型の返礼品の開発は進んでいるのでしょうか。

また、専従スタッフも大切だと思います。庁舎内でのバックアップ体制はどのようにされていますか。総務課長にぜひともお聞きしたいです。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 初めに体験型の、昨年の決算委員会等かと思うのですけれども、出された御意見の対応状況ということにつきましては、現在、担当者のほうで様々なアイデアを出しながら、航空業者、事業者のほうと宿泊券をセットにした中で、新庄市内の旅館ホテル等に泊まるときにしか使えないような寄附の返礼品といたしますか、そういった部分とか、いろいろ庄司委員からいただいた御意見なども参考にしながら、そういう宿泊型の返礼品なども徐々に増やしていく方向で考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** バックアップ体制ということでございますけれども、まず第一には、担当課として課の中でできる限り調整していただき、全体で動いていただきたいというふうに思っておりますが、全庁的に例えばもっと広く大きく様々な知恵を出し合っていきたいということであれば、また全庁的な組織として新たにチームですとか、そういったところを組んでやっていく必要はあるかと思っているところではございます。

以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** ぜひとも返礼品を企画するプロセスの中で、企業とのマッチングも大切だと思っております。よいものをつくり上げて評判のいいようなふるさと納税になっていたらと思っております。

次に移ります。防犯灯LEDの補助金についてです。

防犯灯はLED化することで、電力も少なくなりますし、交換も頻繁にならなくなります。全てとはいかないまでも、それは理解しているところです。地区の方々との話し合いはされているのでしょうか。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** それでは、私より防犯灯LED化事業費補助金について御説明申し上げます。

この事業ですけれども、電気料金と維持管理経費の軽減を目的にしまして平成26年度より事業を開始しまして、令和3年度末現在で82.5%までLED灯に切替えが終了しております。

その中で御質問にございました町内のお知らせについてですけれども、事前の要望書を区長に送付いたしまして、その中で制度のデータ的なもの、実際、電気料金が平成27年度比に比べて48.06%削減になっているということと、やはり82.5%、多くの町内が切り替えていますといったデータ的なものも付して要望書を出しているということで、お知らせしているということでございます。

以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** あと17%ちょっとですので、ぜひとも100%に向けて頑張っていたきたいと思っております。

次になります。第2子保育助成制度、補助金

についてでございます。第2子、第3子、子ども・子育ての部分で補助が足りないという声が市民からよく出ているのですけれども、市独自の補助制度の周知についてどのようにされているかについてお聞きします。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** ただいま議員から御質問いただきましたのは、第2子保育料半額補助事業費補助金176万4,130円、また第3子以降児童幼稚園等保育料無償化事業費補助金734万7,110円という2つの事業費につきまして、御質問いただいたところでございます。

こちらのほうは成果表の中では65ページに出てくるわけですけれども、細かい内訳としては第2子保育料2分の1減免している部分、そして第3子保育料10分の10の負担分、さらに第3子保育費10分の10の負担分、こちらのほうがそれぞれ該当している部分であります。そもそもこちらのほうは、幼保無償化によりまして、免除部分と補助金部分に分かれています。

なかなか見えづらいところで、補助金というふうに今回事業費で名称が出ている部分につきましては、こちらのほうから交付させていただいている部分になりますので、対外的に見えてくるところではあるのですけれども、免除という部分につきましては公定価格に含まれてくるという基準値そのものに影響してくる数値となっておりますので、対外的にはなかなか見えづらい部分というふうになっています。

これらの状況からしまして、周知というのはなかなか難しいところでありまして、個々に対する周知というよりは、各保育園に対してきちんとこちらのほうの構成根拠を理解していただいた上で、事業費のほうを支出させていただいているところでございます。



それぞれの事業費に対して単に無償化がなされているわけではなく複雑な内容ではございますが、きちんとした論拠に基づいて、仕組みに基づいて交付させていただいておりますので、こちらのほうを関係機関、そして、保護者のほうに伝わるような努力を今後ともさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** ぜひとも、保育園と一緒に連携を取りながら周知していただきたいと思っております。

次になります。放課後児童クラブの補助金についてでございます。

私も、子供たちの学校後の、学校に行った後の生活が大切だと思っております。放課後児童クラブの必要性は年々高まっているというふうに思っております。施設の整備等をどのように管理されているのかについてお聞きいたします。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** ただいまの御質問の部分につきましては、決算書ページ数61ページだと思いますが、113ページですね。放課後児童健全育成事業費補助金になりますが、こちらのほうは5つの民間保育の学童クラブとなっておりますので、こちらのほうだけではなくそちらの前のページになると思っておりますけれども、放課後児童対策事業委託料を5,200万円ほど計上している部分がございます。こちらのほうが公立の部分での、4、児童クラブ、放課後児童クラブの運用の部分の部分を指している部分でございます。

こちらのそれぞれの事業費、公立民間問わず、多額の事業費を要しているわけですがけれども、公立につきましてはそれぞれ老朽化が激しいと

ころ、また見直しをそれぞれさせていただいておりますので、今後の課題の中では、日新放課後児童クラブの新たな整備が今後早急に求められるところではないかと感じているところでございます。

民間におきましては、それぞれの施設におきまして対策を取らせていただいておりますので、またこちらのほうはそれぞれの保育事業所におきまして、今後の民間立保育所整備計画ということで、聞き取りをしながら必要な補助に対して対応させていただいているところでございますので、保育園の運営の中での放課後児童クラブの預かり部分について対応されているものと思っております。

それぞれの事業所に応じて今後とも対応させていただきたいと思っております。

以上です。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 福祉協議会の関わりも大切だと思っております。短時間でたくさんの人員が必要だということもあって、何かと大変かと思っておりますけれども、ぜひとも必要性があるものなので、市のほうからも全面的に協力してあげてほしいと思っております。

次に移ります。135ページの学校給食の食育について、地産地消の推進についてでございます。

食の大切さは学校給食とも反映されているべきと考えております。食育という言葉も認知されて久しいものです。地産地消、地元食材を使ってということでの補助は大変よいことだと考えます。具体的にどのようなものを使用されているのか、お聞かせください。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** こちらの食育・地産地消推進事業の学校給食食育・地産地消促進事業費補助

金につきましては、新庄市米飯学校給食推進協議会、こちらは教育委員会のほうに事務局があるわけですが、こちらのほうに郷土料理メニューを作った食材、それから、県産農林水産物を使用したおかずとか、県産の加工品を使った場合、それから、県産米の米粉のパン、それから米粉を使ったおかずとかデザートへの導入した費用に対する助成事業を行っているものがございます。

具体的な詳細については学校のほうが詳しいのかなというふうに思いますが、そういったところで、こちらのほうとしては補助金を支給しているということがございます。よろしくお願ひします。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、現在の学校の給食における状況につきまして若干御説明させていただきますと思います。

成果説明書の147ページにもございますが、現在、給食で提供している主な地場産の作物ということで上げさせていただいております。なるべく地場産のものを使いたいということで、学校給食献立会議の中でも、栄養士、調理士等で話し合いを行っておりますが、現在48%が県産地場産のものとなっております。よろしくお願ひいたします。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 本市にもたくさんのおいしいお肉や野菜もありますので、ぜひとも活用していただきたいと思っております。

次に移ります。165ページのスクールバスの報酬についてです。

何度か取り上げさせていただきましたスクールバスの件ですが、昨年度の課題があればお聞きいたしたいと思っております。冬期などどのようなことが課題としてあったのでしょうか。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 委員長、平向真也。

**今田浩徳委員長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** スクールバスの運行につきましては、やはり安全第一、お子様たちの安全を確保するというのを最優先で行っているところでございます。

冬場になりますと、やはり交通の状態も悪くなりますので、時間にゆとりを持った形で送迎のほうをするという形で行っております。何よりも安全対策を最優先に行っているところでございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 安全対策が一番大切だと思いますので、ぜひともそのようによろしくお願ひいたします。

167ページの部活動の指導員の報酬についてです。

部活動の土日の指導者の導入も進んでいくというお話ですが、この効果についてお尋ねいたしたいです。子供たちの声があれば、ぜひともお聞きしたいです。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、部活動指導員についての御質問でございました。お答えいたします。

もともとこの事業につきましては、教職員の働き方改革の一環ということ、部活動の負担軽減という部分でございました。

そういった中で、現在、本市におきましては、5名の指導員を市内中学校2校、義務教育学校2校、計4校に配置しております。その配置の内容といたしましては、各学校のニーズに応えるということで、例えば、顧問が1人制の部活動、または顧問が専門外の部活動というふうな

ところに5名の指導員を配置しております。

成果ということでございますが、令和3年度に関しましては、全ての指導員がそれぞれ専門のお立場の中で専門の部活動を指導しているということで、なかなかふだんの部活動が専門ではない顧問にとっては非常にありがたく、また、生徒にとっても専門的な練習ができるということで非常に保護者も含めて大変喜ばれているところでございました。よろしく願いいたします。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** やはり専門的な指導をしていただけるということをお聞きして、なるほど、やはり効果があるのかなというふうに思っております。

ぜひとも子供たちの成長したいという声にそぐべく、立派な指導者の方をお招きして練習に励んでいただきたいなと思っております。

171ページの要保護及び準要保護児童援助費ということで、小学校、中学校の入学時の現金支給についてでございます。

現金支給ということで、御両親にとってはよかったという声が多く聞いております。しかしながら、クーポン券や現物支給ということはお考えにはなかったのでしょうか。その点についてぜひともお聞きしたいです。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

本市といたしましては、入学前の援助費ということで、それぞれ小学校、中学校、義務教育学校入学前に、入学前の援助費を現金で用意させていただいております。

これに関しましては、希望があれば一括支給ということで入学後の受け取りも可能でございますが、まずは現金におけるこういった支援が

直接的で喜ばれるのではないかとということで考えて行っておるところでございました。

以上でございます。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 現金も確かにいいなというふうに思うのです。手間はかかると思います。市への思い入れを育むには現金以外にもということもぜひとも、声があれば再度お考えになっていただく部分についてあればいいなというふうに思っております。

ぜひとも、支給されてまだ間もないので、活用していくうちにまた何か違う形でしていただくという可能性についても、ぜひともお考えください。

最後になります。183ページの公民館の運営費です。

2地区からの申請とお聞きいたしました。他の地区からは申請はなかったのでしょうか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開します。

庄司委員に申します。質問の内容をもう一度よろしくお願いいたします。

**8 番（庄司里香委員）** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番（庄司里香委員）** 決算のどこかちょっと分からなかったのですけれども、成果表の中にあつたのです。2地区からの申請で新庄まつりの……

**今田浩徳委員長** 成果表は何ページになりますか。

**8 番（庄司里香委員）** 13ページだそうです。

そうです。山屋等です。13ページだと思います。

**今田浩徳委員長** 13ページ、成果表の13ページ。

**8 番（庄司里香委員）** これ、地域づくり推進

室。すみません。いいですか。

**今田浩徳委員長** いいです。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ただいまの御質問につきましては、祭りの囃子の道具というふうなことでございますので、総合政策課で担当しておりますコミュニティ助成事業助成金についてのことだと思えます。

こちらにつきましては、令和3年度助成団体2団体ということで、山屋地区と福田町内会に対しましてそれぞれ、庄司委員が今おっしゃったような祭りの囃子の道具関係ということでコミュニティ助成事業助成金ということで10分の10でのトンネル補助みたいな形になっておりますけれども、合わせまして460万円の決算額となっております。よろしく願いいたします。

**8 番(庄司里香委員)** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番(庄司里香委員)** 修繕ではなく、購入のところだけということなのでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** こちらにつきましては修繕ではなくて、新たに備品を用意した、新規で導入したというふうな内容になっております。よろしく願いいたします。

**8 番(庄司里香委員)** 委員長、庄司里香。

**今田浩徳委員長** 庄司里香委員。

**8 番(庄司里香委員)** 新しい用具で囃子の練習をされるのはとてもいいと思えますので、ぜひとも今後もそのように申請に向けては対応してほしいと思っております。

以上でございます。

**今田浩徳委員長** ほかに質問ございませんか。

**9 番(佐藤文一委員)** 委員長、佐藤文一。

**今田浩徳委員長** 佐藤文一委員。

**9 番(佐藤文一委員)** ちょっと準備不足では

ありますが、質問させていただきます。

地域おこし協力隊の件で、ページ数はいろいろとあるのですけれども、まずは93ページ、2款1項7目総務のほうの移住交流推進事業費の地域おこし協力隊の報酬、次に、149ページ、7款1項3目都市×田舎交流促進事業費の地域おこし協力隊報酬等。それから、183ページ10款5項1目郷土資料整備活用事業費地域おこし協力隊報酬等、185ページ、10款5項6目文化財保護管理の事業費の地域おこし協力隊報酬等。あと、191ページ、スポーツコミュニケーション推進事業費、地域おこし協力隊の報酬等についてちょっとお伺いしたいと思います。

こちらに載っている報酬等というのは、基本的に人件費のみでよろしいのか、まずお伺いしたいと思います。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 地域おこし協力隊を統括している立場から私のほうでお答えいたしますけれども、報酬等につきましては人件費のみというふうに捉えていただいて結構かと思えます。よろしく願いします。

**9 番(佐藤文一委員)** 委員長、佐藤文一。

**今田浩徳委員長** 佐藤文一委員。

**9 番(佐藤文一委員)** それでは、細かい内容なのですけれども、成果表の11ページに、移住交流推進事業で地域おこし協力隊の活用と移住交流フェア、移住セミナーへの積極的な参加で、移住希望者の傾向を把握することができ、移住相談窓口として提供する情報の精度を高めることができたとあります。

また、125ページ、こちらのほうの都市×田舎交流プロジェクト事業に関することということで、成果のほうには、新型コロナウイルス感染蔓延防止に関する取組により全国的な往来はもちろんのこと東北、県内との往来も思うような事業展開ができなかった。しかし、主にエコ

ロジーガーデンを会場とした既存のイベントへの出店事業者の新規開拓や、交流人口の伸び悩む冬期間でのイベント企画を実施するなど、アフターコロナを見据えた事業として一定の成果が上げられたという、この2点に関しては成果が出ているのですけれども、もう少し詳しい内容を聞きたいのと、また、先ほど申しました郷土資料整備活用事業、また文化財保護管理事業、スポーツコミュニティ推進事業、こちらについてどのような活動があったか、教えていただければと思います。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、初めに総合政策課の地域おこし協力隊員について御説明申し上げます。

総合政策課での業務につきましては、成果表のほうにも書いておりますけれども、移住コーディネーターという役割で着任していただいておりますので、令和3年12月からということで令和3年度につきましては4か月だけになっておりますので、今年度半年というふうなことで合わせて10か月ぐらいの期間というふうな形になっておりますけれども、移住を県外から推進するために様々な取組を精力的に行っていたいくと同時に、本当に活動的な方で、最上地域の、新庄市内の地域おこし協力隊の取りまとめをして情報交換等の交流を行っていただくとともに、最上地域の地域おこし協力隊にも声をさせていただきまして、最上の地域おこし協力隊の活動推進研究会というふうなことで、自分の任務であります移住のコーディネートのほかにも、地域おこし協力隊全体との連携によりまして相乗効果を生むような活動を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** それでは、私のほうから都市×田舎交流事業の地域おこし協力隊の事業について説明させていただきます。

こちらのほうはCAさんが応募していただいて1年間活動していただきましたが、当然コロナ禍ということで、県外、遠くにはなかなか足をお運びいただけませんでした。冬場のエコロジーガーデンにおきまして、なかなか降雪期はイベントが組めない中におきまして、初めてクリスマスマーケットというイベントを組んでいただいて、交流の拡大に寄与していただきました。

以上でございます。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**今田浩徳委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 私のほうからは、郷土資料整備活用事業における地域おこし協力隊と文化財及びスポーツそれぞれ社会教育主管でございますので、それぞれの地域おこし協力隊の活動の状況について説明させていただきます。

まず、郷土資料整備活用事業につきましては、雪の里情報館における様々な資料を整理していただくということを中心にやっていただいた方でございます。

続きまして、亀綾織の方につきましては、新庄亀綾織加盟に関わる技術の習得や外部への発信ということで、亀綾織保存協会のお手伝いな部分もございまして、市の文化財であります市の亀綾織の伝承に関わる事業を進めていただいているところでございます。

また、スポーツコミュニティ推進事業に関わる地域おこし協力隊につきましては、新庄の県縦断駅伝競走大会に関わった方が地域おこし協力隊ということで来ていただきまして、県の縦断駅伝競走にも出ていただいたり、また、走るということ自体がスポーツの基本となるものでございますから、市内の子供たち、小中学生の陸上の指導、長距離にかかわらず陸上の指導

や小学校などにおいては学校に行き長距離の指導などをしてきているということで、そのような形で対応してもらったところでございます。以上です。

9 番（佐藤文一委員） 委員長、佐藤文一。

今田浩徳委員長 佐藤文一委員。

9 番（佐藤文一委員） ありがとうございます。

ただいまの答弁に対してもう一つちょっと質問させていただきます。

商工観光課長のほうから、クリスマスマーケットとありますけれども、これは入場者数がどのくらいだったのか教えていただきたいのと、ちょっとこれは個人の意向もあると思うのですが、亀綾織、文化財保護の管理事業なのですけれども、令和2年から地域おこし協力隊をやっていただいて1年ごとに替わっているというような状況もあるのですけれども、何か問題点があるのかどうか、もし、お気づきがあれば教えていただければと思います。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

今田浩徳委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 クリスマスマーケットのほうの集客人員ですが、すみません、ちょっと今手元のほうに資料がございませんので、後ほど御連絡させていただきます。

渡辺政紀社会教育課長 委員長、渡辺政紀。

今田浩徳委員長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 文化財に関わる亀綾織の方につきましては、令和2年から毎年1名ずついらっしゃっておりまして、令和4年度今年におきましては3名の方が協力隊ということで活動していただいております。

ある程度任期の中で3年間ということがございますので、それぞれ1年ずつ任期満了という形で対応してもらっているところでございます。

9 番（佐藤文一委員） 委員長、佐藤文一。

今田浩徳委員長 佐藤文一委員。

9 番（佐藤文一委員） そうすると、ただいま

3名いるという認識で、今年から1名ずつ減るという言い方、3年たつてまたさらに1名増やす予定とかでいるということなのでしょうか。

渡辺政紀社会教育課長 委員長、渡辺政紀。

今田浩徳委員長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 今現在、令和4年度で3名いらっしゃって、令和5年度になると1名の方が任期を全うするということになりますけれども、同じ学校というか、そういう染色また手織りの学校、同じ奈良にある学校からそれぞれ3名の方に来ていただいております、同じような方、亀綾織に興味があるという方がいらっしゃいますので、その方についても来年度のことではございますけれども、1名補充できればというふうには考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

9 番（佐藤文一委員） 委員長、佐藤文一。

今田浩徳委員長 佐藤文一委員。

9 番（佐藤文一委員） ありがとうございます。

地域おこし協力隊ということで、新庄市にとっては非常にありがたい事業というか、人が来ていただいて新庄市を活性化していただいているということは大変ありがたいことかと思っております。

国や県でも一応こういうことを推進して、これからまたさらに違う方向では進んでいくと思うのですけれども、ここ新庄市において、今後、やはり定住、多分そのときの応募要覧のほうにも載っているかと思うのですけれども、定住を今後していただける方向で考えている方も入っているかと思うのですけれども、今後、定住に関して残っていただけそうな、確定じゃないでしょうけれども、そういうふうな内容として新庄市でやっているようなこととかがあれば教えていただければと思います。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

今田浩徳委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 ただいまの御質問で、地

域おこし協力隊の、今後、定住とかそういったものに向かっていく手法とか取組というふうなことかと思うのですけれども、今現在、7名の協力隊員がいらっしゃいまして、これまでこの制度を活用してから11名の方が退任されている状況にあります。

その中で、今現在、新庄に住まわれている方が6名ほどというふうな状況。それプラス今の隊員が7名というふうな形になっております。

過去に退任された方の割合としては50%強というふうな形で捉えておりますけれども、いずれも新庄に例えば実家があるとか郡内に実家があるとか、何かしらのゆかりがある方が定着しておりますして、現状といたしましては、全く新庄にゆかりのない方が定着しているというふうな、地域おこし協力隊については状況にはなっていないというふうなところがございます。

反対から言えば、そこをいかに定着させるか、定着していただくかという取組が課題かなと捉えておりますけれども、今現在、具体的にどうやって定着をしてもらうかというところは考えておりませんが、やはりこの地域で働きがいとか、その着任の業務がその隊員の方にとって合った形でこの新庄の魅力を感じてもらって、この地域での働きがい、そして退任後の自立の道というものがしっかりと確保されるということが大切なのだらうなというふうに思っておりますけれども、現状といたしましては、なかなか新庄にゆかりのない人が定着する、しているというふうな現状にはなっていないというところになっております。

以上でございます。

**9 番（佐藤文一委員）** 委員長、佐藤文一。

**今田浩徳委員長** 佐藤文一委員。

**9 番（佐藤文一委員）** そこが多分一番肝なのだ、私、個人的には思うのです。どうやって残ってもらうか。今、なかなか難しいという話は聞いたのですけれども、そこを何とかできる

ようにするのも手腕だと思いますので、ぜひいい方法を考えていただいて、定着していただけるよう尽力していただければと思います。

次に、ちょっとこれ、何も言わずにこういうことを言うのもあれなのですけれども、97ページ、2款総務費1項総務管理費の市営バス運行事業費についてでございます。

1,741万4,548円とかなり高額で、たしか歳入のほうは60万円程度の歳入だったと思うのですけれども、こちらのほうがこれから必要なのは私も十分感じております。これから車の免許、車が運転できなくなる高齢者の方とかのことを考えたり、これから進む高齢化社会、また、これはどうなるか分かりませんがコンパクトシティー化というようなほうに向けて走った場合に、こういうものは必要になってくると思うのですけれども、来年、近々ですけれども、農林大学の募集が始まり開校する予定でございます。来年でいいのですよね。再来年……。そのときにどのような活用方法をしていくのか、市営バスというものを活用していくのかどうか、そういう考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いさせていただければと思います。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ただいま、農林大学の学生の足というふうなことでの考え方ということだと思いますけれども、こちら、この市営バスではなくて、また改めて議員の皆様には御説明を申し上げる機会を設けさせていただこうかなと思っておりますけれども、山交のバスのほうを、鳥越線のほうを活用した形で考えられないかということで、今検討しているところでございますので、具体的に詳細が分かりましたら、そちらの内容について御説明をさせていただきたいというふうな形で考えております。よろしくお願いたします。

**9 番（佐藤文一委員）** 委員長、佐藤文一。

**今田浩徳委員長** 佐藤文一委員。

**9 番（佐藤文一委員）** 分かりました。そうすると、この市営バスの単独で考えた場合というような話になってしまうのですけれども、今、このような状態で、あと何年後か分からないような、活性化するのは、後々増えていくことはできるのですか。コロナの影響があるのも重々分かっておりますが、利用者との事業費の歳出の部分のバランスがあまりにも開き過ぎているというようなのが目に見えて分かるのがありまして、乗車数を増やすために、今後、考えていることがあれば、教えていただければと思います。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** やはり乗車数につきましては、確かに少ないというふうに言われてしまうとそのとおりなのですけれども、まちなか循環バスにつきましては、しかしながら令和2年度から令和3年度にかけまして、令和2年度の段階で4,800人ぐらいだったものが令和3年度で6,460人ということで、1,600人ぐらいまず増えているというふうな部分がございます。

今後、課題といたしましては、県立病院の開業に合わせまして、またダイヤとかルートの見直しとかを考えなければいけないなと思いますけれども、積極的に利用者を増やすというふうな取組になりますと、なかなかちょっと難しいかなというふうに今段階では感じておりますが、今後、超高齢化社会、免許返納者が増えていくようなことを考慮したりでありますとか、あとは、今、立地適正化計画で新庄市全体として町なかに公共施設や病院等々を誘導して、車に頼らないコンパクトシティを目指すというふうな取組なども、将来に向かってやっていくような流れにありますので、そういった時点で、公共交通の空白地域といいますか、そういった市民の方の足の利便性の確保というふうな部分で

継続して利用者数の伸びというのもそれは努めますけれども、継続して利便性の向上に努めていきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

**9 番（佐藤文一委員）** 委員長、佐藤文一。

**今田浩徳委員長** 佐藤文一委員。

**9 番（佐藤文一委員）** 3年前ぐらいだったかにコースを変更したかと思うのですけれども、その後、使いやすくなったという話も聞いております。

どうしてもこれは、でも、さらにとという乗る場所の時間の短縮となると、数が多くならなきやならない。そうすると枠を狭めなきやならないとかと、いろいろな問題があるとは思っておりますけれども、やはり利用者が便利で使い勝手のいいように、今後、考えていっていただけて、なるべく乗車率が上がるように考えていただければと思います。

以上です。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 先ほど、佐藤委員のほうからありましたクリスマスマーケットの件でございましたが、来場者は160名ほど、それから、イルミネーションのほうも設置いたしまして、前日点灯式をやりましたので、そちらのほうにも50名程度の来場者の方があったということでお答えしておきます。よろしく願いいたします。

**今田浩徳委員長** ほかに質問ございませんか。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** 私のほうからも4点ほど質問させていただきます。

まず1点目、決算書90ページ、2款1項4目企画費のうちの第5次新庄市国土利用計画土地利用現況図作成業務委託料60万9,000円とあります。



これはいつでしたか、大分前に国土利用計画が提出されました。そのとき、全員協議会だったのでしょうか、審議があつて、最後に、当然、新庄市の国土利用計画図、現況図というもののA3のカラー版が示されましたけれども、その図面を60万9,000円かけて新たに作ったということですか。それをまず確認しておきます。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 国土利用計画の現況図の作成業務委託につきましては、今、押切委員がおっしゃったとおり、新たにこの計画のために現況図を作成した経費ということになっております。

以上でございます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** そうですかと、ちょっとクエスチョンマークがつくのが私の考えなのだけでも、結局、あの図面は、あのときも指摘したのだけでも、当時、農林課長があのとときにいなくて、ちょっと分かりませんという返答があつたのです。

要するに、新庄市の重要な土地利用計画現況図だ。あの図面は現況図じゃないですよ。何を言いたいかという、前も言ったとおり、具体的には今の市民スキー場、そこからずっとスーパー農道、小泉を通過して山屋通って、次はずっと舟形のほうまで行く。あのスーパー東部、スーパー農道沿いの南北を挟んで、相当の幅で、現況は山、林が、あの図面では畑なのです。それを現況図と称して公に出しているわけです。だから、あのとき指摘したのは「違うよ」と。違う図面を公の図面として出しているのかという指摘をしたことがあつた。

でも、その後は何かあのときはうやむやになって、もう最終的な図面だということでもう決めちゃったというかな、出してよこした。それ

が新庄市の計画図、現況図だと。

でも、あの図面は多分昭和の時代の図面なの。例えば平成の初期の。だから、聞いたのは、この60万9,000円かけて新しく作ったのですかと、そこを聞いたかった。新しく作っていないと思うよ。見直しもしていない。と思うのですけれども、どうですか。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ただいま押切委員からの質問のあるやり取りについては、私もそういうやり取りがあつたことについては認識しているところではありますけれども、この業務委託そのものがその現況図そのものを直さないで作つたのかどうかというふうな部分については、ちょっと確認しないと今段階では不明な点ありますので、そちらについては後ほど確認してお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** では、その件についてはちょっと確認をして、ちょっと教えていただきたいなと思います。

あと2番目、これも先ほどの佐藤文一委員の質問にもあつたので、ちょっとダブリます。私は私なりに質問させていただきたいなと思います。

ページ92、2款1項7目、これも企画費のうちの、成果説明書のほうは11ページです。移住交流推進事業の中で、地域おこし協力隊報酬が81万8,000円。これが一つはめっぽう少ないなという印象でした。この数字を見る限り。これがまず一つ。

先ほどの佐藤文一委員とのやり取りの中で、協力隊本人が、今まで十何人かいる中で新庄以外のゆかりのある人は残念ながら定住はされていないということでした。

ただ、この成果の中で、最後ですよ。地域おこし協力隊の活用と移住交流フェアや移住セミナーへの積極的な参加で、移住希望者の傾向を把握することができ、移住相談窓口として提供する情報の精度を高めることができた。

これは何か新庄以外の、こういう人口減少社会において、交流人口も必要だし、やはり移住をしてもらうのが一番ありがたいわけです。人口減少歯止めをつくるには、一時の交流ではなくて住んでもらうと。

そういった事業で、先ほどの課長は、残念ながら地域おこし協力隊の方は定住されていないと。でも、ここでは移住希望者の傾向を把握することができた。把握することができたということは何かそのポイント、その協力隊の人を所管する課がつかんだと思うのですけれども、この表現を見るには、理解するには、何かちょっと矛盾しているような。

だから、把握するまでできたのだから、そこをつかんで何か改善するとかお金をかけて何かやるとかすれば、移住する人が来るというふうにここに書いてある。そこの、どうでしょう、解釈というか、この文章をどういうふうに解釈すればいいですか。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時07分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、移住関係の押切委員の質問にお答えいたします。

まず初めに、移住関係の地域おこし協力隊員の報酬が81万8,000円ということで少ないのではないかというふうな部分につきましては、先

ほども説明いたしました、昨年12月からの4か月分というふうなことになりまして、それでほかに比べると少なくなっているというふうなことになります。

成果表の成果についてでありますけれども、この部分につきましては、この移住コーディネーターが様々な取組を行う中で、またうちの総合政策課の職員の移住担当も一緒になって様々なフェアでありますとか相談会等、参加する中で、成果として首都圏等のセミナーにおいて、地方への移住の暮らしを求める方の傾向やそういった望んでいることなどが把握できたというふうなことで記載させていただいたというふうになっております。

一方で、先ほどの地域おこし協力隊11名のうち6名が定着していて残り5名は定着していないというふうな部分につきましては、協力隊員としてこちらに来られて移住している方ありますので、その方で残られている方がそのゆかりのある人しか残ってなくて、退任後はゆかりのない方は帰られているというふうな現状があるということで、こちらは着任中に何かしらのアクションを起こせば定住してもらえる可能性はあるのかなというふうにも思いますけれども、そこが先ほども申し上げましたとおり、これからの課題というふうにして捉えているということで御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** おっしゃることは分かります。だから、その傾向は把握できたところに明確に書いているわけです。だから、そこをつかんで、それが事実だという確信を持っているのだから、そこをがっちりつかんでやはり定住してくれるように、例えば相当お金かかるものかもしれないし、例えば就職先だとか含

めてがちつつかんで、1人でも2人でも定住できるようなこれからも努力をしていただきたいなと思います。

では、次に行きます。ページ146ページです。7款1項3目観光費のうち登山道案内標柱作成業務委託料9万9,000円、約10万円とあります。

登山道の標柱、目印案内板でしょうから、例えば東山町、陣峰ラインだとかいろいろあるかもしれないけれども、私がぱっと思いついたのは、やはり杣蔵山登山の登山道。

これは、私もある山岳会に入っているものだからたまに登るし、私の地元なのでいろいろな人とあの辺で会うのだけれども、非常にすばらしい山だと。山小屋もきれいだし、日本一きれいな山小屋と称されています。維持管理もある団体が本当に労力をかけてきれいにしています。

ただ残念ながら、登山道、車道はいつも砂利敷いてもらっていますが、登山道は非常に荒れている。近年の大雨でやはり崩れたりして非常に荒れているのです。それも、有志がチェーンソーを持っていったりして、倒木を撤去したり整備はしているのだけれども、当然限界があります。

目印の標柱、これも、何年前だ、五、六年、六、七年前まではきれいな立派なものが立っていたのです。それが木製なのです。だから、合うのよ、自然の中に。こんな太いのだ。ちゃんと彫刻で書いて、きれいだなと思っていたのだけれども、やはり年数たてば、木なものだから腐ってしまう。そうすると今はぼろぼろの状態。目印ではあるのだけれども、倒れているからどっちに行けばいいんだみたいな。登山道もルートが別々にありますので。

そういったところを見ていただいて、せっかくすばらしい、山形百名山の中にも入っているような山なので目を向けてもらって、そういった標柱も、もしかしたらお金がかかるものかもしれない。10万円でできないかもしれない。木

じゃなくて鉄とかプラスチックなど、あまり腐るものではなくて、自然にマッチしないかもしれないけれども、色はマッチできるような色をつければもつので、ぜひやっていただきたいなと思います。観光課長、どうですか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 登山道の標柱案内板の件と、それから登山道の整備の関係でございますが、まず、今回、令和3年度で整備いたしました標柱のほうは、八森の山頂とそれから北側の分岐点のほうの案内板でございました。

随時、こちらのほうでも標柱板が傷んでいるものについて更新をかけておりますので、その際よろしく願いいたします。

あと、登山道の整備の関係でございますが、決算書のほうにございますとおり、国定公園内外の刈り払いの業務は委託しております、各登山団体のほうでもお願いしておるところでございます。

そこら辺も一緒に活用しながら、特に大雨のときはやはり登山道のほうが荒れるというのは重々分かりますので、その辺も一緒にお願いできたらなあというふうに考えてございますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

**6番(押切明弘委員)** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6番(押切明弘委員)** その辺、よろしく願います。もう少しお金をかけると立派な登山道ができるのではないかなと思って期待しております。

あと、もう1点、最後にお願います。132ページ、6款1項1目農業委員会運営事業費、成果説明書のほうが、ページ96です。

事業費としては316万9,000円というふうな数字が載っています。その中で、農地関係事務処理状況というのが業務としてあります。その中

の①から⑧がありまして、その中の私が着目してきたのは、⑥の農地の地目変更登記に係る法務局からの照会、これが12件。⑧として、非農地証明願35件。これを足すと47件、単純に足すと47件です。

次に、諸証明交付状況というのがあって、申請に対して何ぼ交付したということですが、その④に非農地証明27件とあります。

先ほど言った事務処理状況で足すと47件と言いましたけれども、証明が出たのが27件と。要するに、申請に対して回答が27件というふうに私は捉えたのです。そうすると、差引き20件は、要するに非農地証明を出さない、出さなかったと、結果的に出さなかったというふうに私は理解したのですけれども、それでよろしいのでしょうか。それで、なぜですかということです。

**横山 浩農業委員会事務局長** 委員長、横山 浩。  
**今田浩徳委員長** 農業委員会事務局長横山 浩さん。

**横山 浩農業委員会事務局長** ただいま農地関係事務処理状況と諸証明交付状況についての御質問をいただきましたが、まず、農地関係事務処理状況の件数でございますが、農地の地目変更登記に係る照会ということで、こちらに関しては、土地所有者の方が地目変更登記の申請に法務局のほうに申請する場合、地目が農地で農業委員会に照会が来ます。法務局のほうから照会が来ます。

それで、担当委員による現地調査、それで、転用の案件でございましたら県のほうへ報告し、指示を仰ぐような形となっております。転用案件でない場合は、担当委員と協議し、法務局へ現況について報告します。県からの指示が来たら、農業委員会総会にて確認するという件数がその照会の12件ということになっております。

また、非農地証明願、こちらは35件ということで、こちらに関しましては、前年度に実施しました農地パトロール、遊休農地の利用状況、

利用意向調査の結果に基づきまして、再度現地を確認し、非農地として判断することに対する可否、意見を求めるものでございます。

諸証明交付状況、こちらに関する27件でございますが、こちらは、非農地となってから相当の年数が経過して、農業委員会が現況を農地としては認められないと判断した場合に、非農地証明として交付するものとなっておりますので、同じような表現になっておりますが、中身的にはちょっと違うものとなっております。

以上でございます。

**6 番（押切明弘委員）** 委員長、押切明弘。

**今田浩徳委員長** 押切明弘委員。

**6 番（押切明弘委員）** なるほど。はい、分かりました。単純に足し算して引き算したということじゃないというのが分かりました。

特に⑥の法務局からの照会、これが12件というのは少なくないかと。件数的に年々増えていませんか。どうですか。

**横山 浩農業委員会事務局長** 委員長、横山 浩。

**今田浩徳委員長** 農業委員会事務局長横山 浩さん。

**横山 浩農業委員会事務局長** こちらの件数に関しましては、その年々で状況が違ってきていると思います。

というのは、最近見られるのが、やはり住宅を新築する、もしくは改築する場合に用地を広げる。それでその底地を調べたら、昔の農地というのが残っていたということで、この際地目変更するというので法務局のほうに申請して、結果、うちのほうに照会が来るというケースがございますので、本当に毎年必ず増えるというものではないので、何とも言えない状況でございます。

以上です。（「分かりました。終わります」の声あり）

**今田浩徳委員長** ほかに質問ございませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時22分 開議

今田浩徳委員長 休憩を解いて再開いたします。

## 散 会

今田浩徳委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 本日質問する方がございませんので、以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は9月20日火曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時23分 散会

## 決算特別委員会記録（第3号）

令和4年9月20日 火曜日 午前10時00分開議  
 委員長 今田 浩徳                      副委員長 八   鍬   長   一

### 出席委員（17名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	叶内恵子	委員
3番	新田道尋	委員	4番	八   鍬   長   一	委員
5番	今田浩徳	委員	6番	押切明弘	委員
7番	山科春美	委員	8番	庄司里香	委員
9番	佐藤文一	委員	10番	山科正仁	委員
12番	奥山省三	委員	13番	下山准一	委員
14番	石川正志	委員	15番	小嶋富弥	委員
16番	高橋富美子	委員	17番	佐藤卓也	委員
18番	小野周一	委員			

### 欠席委員（0名）

### 欠   員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市   長   山尾順紀	副   市   長   小松   孝
総務課長 西田裕子	総合政策課長 川又秀昭
財政課長 荒澤精也	税務課長 佐藤   隆
市民課長 伊藤幸枝	環境課長 小関   孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長 伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長 加藤   功
健康課長 山科雅寛	農林課長 柏倉敏彦
商工観光課長 小関紀夫	都市整備課長 長沢祐二
上下水道課長 矢作宏幸	会計管理 兼会計課長 荒田明子
教   育   長   高野   博	教育次長 兼教育総務課長 平向真也
学校教育課長 杉沼一史	社会教育課長 渡辺政紀
監査委員 大場隆司	監査委員 兼事務局長 津藤隆浩

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	岸 聡
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	横山 浩

### 事務局出席者職氏名

局 長	武田信也	総務主査	笹原佳子
主 任	小松真子	主 事	秋葉佑太

### 本日の会議に付した事件

議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
 議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

## 開 議

**今田浩徳委員長** おはようございます。

ただいまの出席委員は17名です。

これより9月16日に引き続きまして決算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、9月16日にも申し上げましたが、再度確認のため、本委員会の進行に関して主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩を取りながら進めてまいります。質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称、ページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守お願いいたします。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたします。

審査の前に、総合政策課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** おはようございます。

16日の決算委員会で、押切委員より御質問のあった件について御説明申し上げます。

御質問の内容といたしましては、国土利用計画の土地利用現況図作成業務委託料につきまして、現況図といいながら実際の現況と違うのではないかという御質問でございました。

これについて確認しましたところ、土地利用現況図につきましては、現況図といいながらも実際の現況ではなく、新庄市農業振興地域整備計画においてうたっております、農地活用や水

源確保などの観点から、守っていくべき土地としての計画図を掲載しているということでございます。

したがいまして、タイトルは現況図となっておりますが、内容については現況ではなく計画図を掲載しているということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

## 議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

**今田浩徳委員長** それでは、16日の審査に引き続き、議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳出に関し、質疑ありませんか。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** おはようございます。

4点について質問いたします。

準備があるでしょうから、初めに、それぞれの款項目と事業費を申し上げます。決算書の87ページ、2款1項1目一般管理費のうちの職員研修費、成果説明書4ページであります。2つ目は99ページになります。2款1項13目市民相談事業費のうちの消費生活相談、これについてお尋ねします。3点目は決算書の113ページになります。民生費のうちの3款1項5目老人福祉費、高齢者健康いきいき活動事業費補助金、これについてお尋ねいたします。最後は141ページ、農林水産事業費6款1項5目農地費のうち、多面的機能支払事業費2億9,647万円についてお尋ねいたします。

それでは、初めに職員研修費についてお尋ねいたします。成果説明書の4ページに研修の内



訳ということで載っております。市民の要請が多様化する中で、いかに職員研修の質を高めて、市民に寄り添った行政運営をしていくかという事は非常に大切なことだと思います。そういう点で職員研修の充実が一層求められるわけですが、この成果表のうち、それぞれの階層別研修、行政研修、派遣研修等があるわけですが、人事交流として3人が上がっています。この人事交流は、どこにどういう交流をしているのでしょうか。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 成果表のうち、人事交流3人の内容というような御質問でございます。こちらにつきましては、まず最上広域市町村圏事務組合への職員の派遣、それから後期高齢者広域連合への派遣、それから株式会社電通への職員研修の派遣といった内容でございます。

以上です。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** 3人の派遣の内訳が分かりました。広域にしても、後期高齢者にしても、行政のそれぞれの新庄市としての役割の延長であります。それでは、株式会社電通派遣については何年になるのでしょうか、派遣してから。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 令和4年度で12年目ということになります。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** 14人になるわけですね。その研修をした職員というのは、終了した者は13人ですよ。14人になるわけですね。今の職員数からすれば、すごい大きな固まりになってくると思うんですが、10年以上も一民間企業

に派遣を続けているという、その理由は何でしょうか。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** すみません、人数につきまして、令和4年度で12人目になりますので、よろしく願いいたします。

この12年、丸11年間、職員派遣しているわけですが、やはりそうした自治体から株式会社電通への派遣ということですが、様々な広い視野を持った職員を育成すると、そうした意味での派遣ということですが、やはり継続することで職員間の情報交換ですとか、各課への職員の様々な能力をそこそこで波及させていくというようなこともございますので、継続して行っているということでございます。

以上です。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** 多分これは市長の発想が非常に大きいと思うんですが、一民間企業に、日本一の広告代理店に10年以上も継続して派遣しなければならない理由というのは、私はないと思うんですよ。職員研修については、それぞれ個々に負担金もありますけれども、市町村職員研修所、これは全国組織もあります。大学の先生など一流の講師がたくさんあって、そういう中での研修、それから階層別については税務研修とかいろいろありますけれども、広告代理店に10年以上も継続して派遣するというのは、私は異常ではないかと思うんですが、その点について、もし市長、お答えになれば幸いです。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** この電通での研修ですけれども、この一年間において様々なプロジェクトが

組まれておりまして、非常に計画的に人材育成を行っていると感じております。やはり特に外に出て、外から新庄市を見るといったような視点もございまして、それから広告代理店ということもありますので、プロモーションスキルの向上、それから様々な人と交流することでのコミュニケーション力のアップですとか、人脈ですとか、そういったところも醸成できているところだと思います。

以上です。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** 一流企業であるということは認めます。しかし、民間企業としては優秀かもしれませんが、我々行政のサイドから見れば、例えば高橋まつりさんのあの不幸な出来事のように、全く労働基準法違反を堂々とやっていた会社です。それから、今新聞をにぎわしていることについてもそうです。オリンピック関連事業に関するいろんな問題ですよね。そういう点では、この企業は研修と称して職員を勉強に行かせる場所ではないのではないか、そのように思いますが、いかがでしょうか。

**小松 孝副市長** 委員長、小松 孝。

**今田浩徳委員長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** この電通の研修については10年以上続けているというようなことであります。この研修の市としての狙いということでありまして、民間の中で交渉力とかプレゼン力、その総合力を研修に派遣することで磨いてもらいたいというのが一番の狙いでありまして。

そして、継続している部分であります。実際、研修に行った職員が2人とか3人ということですが、どうしても従来の組織に埋没してしまうという傾向がありますので、そこを10年以上継続することで、その研修に行った人たちが一つのグループとなって、若手また中堅の世代を引っ張って行ってほしいというのが我々

の狙いということでありまして。

そして、いずれその職員が40代、50代になったときに、行政だけの視点ではなくて、いろいろな切り口を持って判断、企画してもらいたいというような考えで研修を行っているところであります。

そして、実際の電通の研修でありますけれども、全国から集まった職員を統括する部署がありまして、その職員を健康状態も含めて全体を把握する職員、そして部署がある中での研修となっておりますし、実際の研修でも、例えば県の企画プロモーションに携わる実践的な研修もありますので、結果、新庄市へのその研修のメリットというのは非常に大きいものと考えておりますので、御理解いただければと思います。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** 冒頭にも申しましたように、一つの民間企業に10年以上も継続して職員を派遣する、つまりお世話になっているんです。そういうことで、市がそれに対しての見返りを求められるようなことはないのでしょうか。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 八鍬委員が先ほどおっしゃったように、以前時間外が多くて残念な結果になられた方の事件ですとか、それから最近も新聞をにぎわす事件などございます。ただ、電通の会社の内部もかなり混乱していると派遣した職員からは聞いているところですが、研修とそうしたことはまたやはり切り離して考えていきたいと思っています。そうした意味で、やはり今後も継続して行うことで、職員の今後のスキルアップにつながることは考えています。

以上です。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** そうということが、研修

の結果というのは、職員の意識、それからアイデンティティーといいますか、このまちをどうやって引っ張っていくかという、そういうところにつながっていくと思うんです。そういう点では、冒頭にも申し上げましたようにいろんな難しい情勢がある中で、今新庄がしなければならないのは、市民に寄り添って、どうやってこの人口減少、少子化を食い止めながら町の発展を願っていくかということだと思うんです。

そういう点では、私は、もう10年以上も続けたんですから一旦区切って、立派な研修機関はたくさんあるわけですから、そこに負担金も出しているわけですから、そういうところに職員を派遣すべきだと思っています。意見は食い違っていますが、俺は電通に行ってきたぞということを胸張って言えるでしょうか、今の状態では。ぜひやめていただきたい。返事は要らないです。

引き続き、次のことに移ります。99ページ、2款1項13目市民相談事業費236万482円、成果説明書の48ページになります。いわゆるいろんな市民相談は、いろんな広い範囲であるわけですが、その中で成果表の48ページですね。消費生活相談、今のネットの普及やそれから通販など、たくさん消費生活に関わる問題が多いと思うんですが、これは単なる市民から相談を受けるということだけではなくして、消費生活行政として受け止めて対応していくべきではないかと思います。そういう点で、130件の消費生活相談があったということですが、実態はもっと多いのではないかと思います。

そこで、提案であります。消費生活相談は行政としての対応として、県または消費者庁と結びついていくわけでありますから、今後この課題は増えていく課題であると思います。そういう点で、消費者行政として消費生活センターというようなそういう組織的な位置づけをきちんとすべきではないか、そういう段階になって

いるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**今田浩徳委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** 新庄市の消費者行政ということでの御質問ですが、国では消費者安全法に基づきまして消費生活センターの設置をうたっております。都道府県は消費生活センターを設置し、消費生活相談員を従事させなければならない、また市町村は努めなければならないということで、努力義務になっております。ただし新庄市の場合は、平成24年3月から消費生活センターの設置を告示しておりまして、現在、国家資格を持った消費生活相談員が様々な相談に対応をしているところです。

以上です。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** 条例上の組織づけについてはいかがなっているのでしょうか。

**伊藤幸枝市民課長** 委員長、伊藤幸枝。

**今田浩徳委員長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** 条例化につきましては、平成27年あたりに一度、総務課を中心に協議をした経過がございますが、やはり専門職を確保できるかどうか、そういったところもございまして条例化には至っていない。ただ現状としては国家資格を持った有資格者が対応しておりますので、現状でも十分対応できているのかなと感じております。

以上です。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** ぜひ、消費生活センターとしての位置づけをした上で、今後の消費生活相談行政を進めていっていただきたいと要望申し上げます。

続いて、高齢社会の問題についてお尋ねしま

す。113ページ民生費3款1項5目老人福祉費のうち高齢者健康いきいき活動事業費補助金103万5,000円、これのうち地域ふれあいサロン、この活動状況についてはいかがなっているでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**今田浩徳委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 今御質問の高齢者健康いきいき活動支援事業費補助金については、老人クラブの連合会に対する補助金として、委員お尋ねの地域のいきいきサロンについては介護保険のほうの事業になっております。

**4番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4番（八鍬長一委員）** 介護保険のほうの事業になっているということで、ここでは質問できないわけですね、そうすると。私が言いたいのは、今介護保険事業は一般会計からの繰り出しは5億円を超えていますよね。5億円を超えているんです。そういう状況の中で、一方、独り暮らし老人世帯が1,600を超えています。老夫婦2人だけの世帯が1,500ありますから、高齢者のある意味では不安な世帯だけで、ひきこもりとか、3,000世帯を超しているわけですね。

当然、それは介護保険事業だけに任せるのではなくて、一般会計からの繰り出しを少なくするためにも、例えば5億円の1%であれば500万です。一般会計としてそういう健康に対する取組をして、介護保険に負担が大きくなるような、そういうことを少しでも減らしていくべきではないかということでの質問をするわけです。その辺についてはいかがでしょうか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時25分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**今田浩徳委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 今、八鍬委員がお尋ねになりました介護保険の繰出金ということになりますけれども、介護予防という形になると思うんですが、今委員のほうから質問がありました高齢者健康いきいき活動支援事業、またその上にあります老人クラブ活動助成事業費補助金、こちらのほうがどちらも老人クラブに対する補助金になりますが、老人クラブではそれぞれのクラブごとに様々な活動を行ってまして、また連合会としても、例えば生きがい対策ということで健康づくり、介護予防支援事業なども行っております。

具体的にはグラウンドゴルフの大会などを開いて、単位クラブごとにグラウンドゴルフの練習を行ったり、また輪投げなどの活動を行ったりというようなことを通して、健康づくりを行っています。そういった活動に市として助成することで、介護予防にもつながっていくと考えております。

以上です。

**4番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4番（八鍬長一委員）** 老人クラブの役員をなさっている方もたくさんおりますけれども、会員そのものが減ってくる、そして全体が高齢化して、その運営がかなり大変になってきているんです。ですから、老人クラブにだけ任せるのではなくて、もっと市として主体的に市民の健康づくり、元気な高齢者に地域で働いてもらって地域そのものを活性化していくということが、一般会計としてぜひ今後強力に進めていただき

午前10時24分 休憩

たいということを要望しておきます。

最後に141ページ、農林水産事業費6款1項5目農地費のうち多面的機能支払事業費、これは金額が大きいですが、2億9,647万5,180円。金額が大きいといっても、この事業が始まってからは非常に地域の環境面、それから地域の農業者だけでなく、住んでいる市民も巻き込んで地域をよくしていく、きれいにしていく。今の新庄のきれいな田園風景をつくっているのは、この事業によるところが多いのではないかと評価しております。しかし、成果説明書の109ページにあります、38団体ほどありますが、この数はどう変化してきているのでしょうか。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 多面的機能支払制度についての御質問をいただきました。こちら現在第3期目の活動に入っているわけですがけれども、第1期の農地・水のときは34組織ございました。それで、現在のところ、今まで一緒に活動していた組織が分割されたり、なくなっている組織というものもございます。それで現在35組織になっているわけですがけれども、現在活動している組織の中で、これまで第1期のときに活動していなかった組織というのが1組織あります。それから、分割された組織、これが一つのまとまりになったものが2つに分かれたということ、それからなくなったところがもう一つございます。そのようなところの状況で、現在は35組織がこの多面的機能の活動をしているということでございますので、御理解くださいますようよろしく申し上げます。

**4 番（八鍬長一委員）** 委員長、八鍬長一。

**今田浩徳委員長** 八鍬長一委員。

**4 番（八鍬長一委員）** それぞれ地域で頑張っ  
てやっているわけです。この事業は先ほども申  
しましたように、単に農地を守っていくとい  
うだけではなくて、この地域をよくしていこうと

いう、そういう意識を持った人たちの集まりで  
ありますので、その効果というのは非常に大き  
いと思います。これは一般財源が4分の1で済  
む事業であります。国2分の1、県4分の1、  
市4分の1ですから、効果的に運用していけば、  
本当に地域を変えていけるといふような事業で  
あります。

そこで、2点ほどお尋ねします。それぞれの  
保全会でまず悩んでいるのが、いわゆる最後は  
霞が関に提出でありますから、書類はフロッピ  
ーで出してくださいとか、それから当然仕事を  
するわけですから、写真添付は当たり前なん  
ですが、その事務の煩雑さで事務局を担える人  
はいないと。例えばJAのOBとかという人であ  
ればある程度はできるんですが、なかなかそ  
ういう人材も少なく、事務局を担える人がい  
なくて大変苦労しているということと、あと提出  
書類が非常に煩雑であるということなんです  
が、これらのことは県を通して本省のほうに届  
いているのでしょうか。そういう悩みをしょっ  
ちゅう聞きます。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** こちらにつきましては、第1  
期のときからいろいろ紆余曲折がありまして、  
昔から比べれば大分簡略化されてきているの  
かなと感じております。ただし委員おっしゃ  
るようになかなか事務局を担える人がいなくな  
っているということもございまして、その事務  
局を担えないために活動をやめざるを得ない  
という組織も出てきているやに聞いております。

そこで、改良区、あるいは土地改良連合会  
などと協力しまして、その事務局を担って  
いただけないかという御相談もその組織を通  
じて現在やっているところでございますし、  
また単独の組織だけではなくて、まとま  
った広域化した組織でその事務局をど  
こかの第三者機関に委託をしてや  
っていただくという方法も、現在ちよっ

と考えられるのかなと検討しているというところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

4 番（八鍬長一委員） 委員長、八鍬長一。

今田浩徳委員長 八鍬長一委員。

4 番（八鍬長一委員） 最後の質問になります。この事業がもう始まって10年以上になるわけですから、近い将来、終わるのではないかというそういう心配もありますが、その辺の情報について、簡単に一言で御返事いただきたいと思ひます。

柏倉敏彦農林課長 委員長、柏倉敏彦。

今田浩徳委員長 農林課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦農林課長 現在聞いておりますのは、第4期も続くというようなことでお聞きしております。

以上です。（「終わります」の声あり）

今田浩徳委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算の85ページの1款と2款の職員給与についてお聞きします。成果のほうを見ますと、3、4ページを見ますと定員管理計画というのがあります。この定員についてなんですが、類似団体、新庄市と同じような人口規模などを持っている自治体との比較で新庄市の定員はどう見ておられるのか、お聞きします。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

今田浩徳委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 定員管理についての御質問でございますけれども、類似団体と比較しては若干少ないほうかなというような認識はございますけれども、この定員管理計画に従って行っているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 新庄市と同じような状況の類似団体の比較カードというのがあります。2019年度の財政状況類似団体比較カードというのがあります。それで、人口1,000人当たりの職員数を見ますと、新庄市は人口1,000人当たり6.76人、類似団体をわっと見ますと10.18人です。人口3万4,000人ということで、34倍と比較してみますと、新庄市の職員数はどのぐらい少ないと見ていますか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

今田浩徳委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 職員数ということでございますけれども、今後、定年延長というような制度もございまして、職員の採用というところも考えながら、適時検討してまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今後の計画を見ると、少なくしていく傾向があります。でも、先ほどの類似団体との比較カードで見ますと、新庄市は人口3万4,000人の人口で類似団体より116人も少ないんです。そして、事務事業数はどうかという点で見ますと、これは前の議会で述べてきていますが、2020年度までの10年間で事務事業数は職員1人当たり1.24倍にも増えています。これについてどう思いますか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

今田浩徳委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 事務事業数については、やはり事務事業評価の中でスクラップ・アンド・ビルドというような考え方を基に行っているところではございますが、やはり事業数、様々な市民からの要望ですとか、様々な事務の複雑化、そういったところもございまして、なかなかスクラップというのは難しいのかなとは考えているところでございます。そうしたところで、

事務事業数のほうも多くなっていくというよう  
なことは、なかなか否定できないというところ  
はあると思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 仕事は1人当たり1.24  
倍、職員数は全国と比べて116人も少ない。こ  
れは、こなし切れない仕事になっているという  
ことではないですか。

小松 孝副市長 委員長、小松 孝。

今田浩徳委員長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 定員管理と類似団体の比較カー  
ドのお話の部分でございますけれども、確かに  
類似団体の比較では、新庄市は効率的な仕事を  
こなしているということで、人数は少ないほう  
の部類に入っております。ただ、県内の類似団  
体の比較では、新庄市よりも少ない団体でやっ  
ているところも複数あるというのも実態であり  
ますので、これまで職員数、行革の中で減らし  
てきたところではありますけれども、なかなか  
これ以上少なくするというのも難しいと考  
えておりますので、その全体を勘案した中で定員  
管理を進めていきたいと考えているところで  
あります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民はいろいろ経済的  
に厳しい方が増えております。そういうことか  
ら、市職員に対する市民の声というのは物す  
ごく厳しいです。そういう市民に丁寧に対応  
することを考えますと、長時間になったり、あ  
るいは体を壊して精神疾患になってしまうとか、  
退職に追い込まれるとか、そういう方が多  
くなっているのではないですか。どうですか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

今田浩徳委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 市民の方への丁寧な対応とい

うことでございます。こちらはやはり基本であ  
ると考えています。ですので、一人の職員に偏  
らないように、課全体での対応であるとか、も  
しくはチームを組んで他課を巻き込んでの業務  
の遂行であるとか、そういったところも検討し  
ながら大きな事業などは行っていきたくと思  
っておりますので、今後はそうした対応につ  
いては行っていきたくと思います。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市の職員の仕事は、や  
はり集団で検討してよりいい方向にやるとい  
うのがほとんどだと思います。しかし、評価を見  
ますと、課長から一人一人にあなたの仕事の目  
標はどうだとか、一人一人に厳しい評価がされ  
なければならない。課長は市長や副市長からで  
しょうけれども、一人一人に責任を負わせられ  
ている。そういう中で仕事の量は非常に多い。  
これでは精神疾患になる方が増えるのは当然で  
はないでしょうか。

そういうことになったら、税金の無駄遣いで  
す、仕事ができなくなる職員が増えたり、辞め  
たりということになったら。そうではなく、や  
はり安定して頑張れる、そしてみんなで力を合  
わせてやれる、そういう市役所にするためには、  
私はやはり職員を大幅に増やす必要があると思  
うんですが、減らすという計画ばかりあるんで  
すけれども、大幅に増やす必要がないのか、ど  
う考えますか。

西田裕子総務課長 委員長、西田裕子。

今田浩徳委員長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 現在の定員管理計画につ  
きましては、令和2年度末に行った定員管理計  
画でございます。これから実施される定年延  
長の人数が反映されていない状況にあります。  
今年度、その定員管理計画については見直し  
をする予定でございますので、そういったところ  
を加

味し、定員については検討してまいります。

以上です。

**小松 孝副市長** 委員長、小松 孝。

**今田浩徳委員長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** 定員の部分でございますけれども、確かにここ10年来、15年来減ってきたというのも事実ではありますけれども、どの部分が減少してきたかということですが、一般事務についてはほぼほぼ減少していないというのが実態でもあります。そして、具体的に減少している部分というところが、現業職の部分の不採用ということを経験して取り組んできた部分と、あと保育士、子供の減少によって保育士の数、あと民間委託で移管した部分で保育士が減少している。あと、そのほか指定管理者制度の活用の中での減少ということですので、御理解いただければと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そのとおりだと、そうやって減らしてきたんだということは分かりました。しかし、そうやって民間委託などにしたとか、職員の臨時採用だったり、いろいろやってきましたが、それらを見ると、労働者の低賃金につながり、不安定雇用を増やし、結果、若者の結婚に対する展望が持てないような経済状況、人口減少、これを新庄市の仕事の中で自ら加速させてきたのではないかなと思うんです。

そういう意味では、正採用を増やし、最低賃金の大幅引上げなども考えて、安定して市の仕事を若い方々が担っていただけるように考え直す必要があると思いますが、正採用を増やす、最低賃金の引上げ、こういったことはどう考えていますか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

佐藤委員に申し上げます。最低賃金に関しては決算項目ではありませんので、そこは留意をお願いします。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 職員の採用につきましては、先ほど副市長も申し上げましたが、決して減少させるといったところではなく、そのときにその年代に応じた定員計画を立てながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ただいまの職員給与のことに関わってなんですが、水道庁舎での職員に対する当番制の清掃というのがあります。これは時間外労働として賃金を払うべきではないですか。

**今田浩徳委員長** 佐藤委員に申し上げます。質問の際は、ページ数、款項目、事業名などを具体的に示してお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） もう一回言います。先ほど言ったように、決算85ページの1款、2款の職員給与に関してです。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開します。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 水道庁舎と言われる第二庁舎の清掃というのは、水道のほうで出して



いる職員の給与に関わることですか。私は、水道だけではなく総務に関わる環境課も入っているし、都市整備課も入っているし、職員が入っています。そういう意味で、都市整備課や環境課の職員も入った職員給与について聞いています。どうですか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** ただいま御質問にありました水道庁舎と職員の清掃業務についてということでございますけれども、庁舎の清掃につきましては職員が自主的に行っているものでして、業務というものではないと認識しております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 自主的にと課長はそういうふうにご考えておられるということですが、労働基準監督署に言わせると、当番制の清掃、これは使用者がその強制的な事実を知りながら、強制的です、当番制ですから、強制的な事実を知りながら容認しているケースは労働時間と言えど、会社があるいは上司が命令しているのと同じ効果だと、労働基準監督署は言っています。時間外労働として賃金を払うべき対象だと労働基準監督署は言っていますが、どうですか。

**西田裕子総務課長** 委員長、西田裕子。

**今田浩徳委員長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 強制ではないと考えております。

以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** それでは、しなくていいということなんですね。仕事としてはしなくていいと。では、しなくていいと言うべきですよ。しなくていいと言っていいんです、言うべきなんですよ。言わなければ、当番制……

**今田浩徳委員長** 佐藤委員に申し上げます。ただいまの審査は令和3年度の決算の歳出の認定でありますので、議題の範囲を超えていますので、御注意のほどよろしくお願ひします。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** これは、議題外でしょうか。職員の給与に払うべきものなのかどうかという職員給与に関わる問題でないんですか。払うべきでないかと私が言っているんです。これは労働基準監督署も当番制というのは強制的なものと見ているんです。強制的でない場合はやめろと言わなければいけないんです……

**今田浩徳委員長** 佐藤委員に申し上げます。何度も申し上げますが、ただいまは令和3年度の決算の歳出の認定でありますので、議題の範囲を超えています。注意をよろしくお願ひしたいと思ひます。内容の検討をもう一度お願ひします。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 仕方ないので、労働基準監督署に総務課長として聞いていただいて、検討をしていただくように要望したいと思ひます。

次に、決算の169ページの10の2の1で、学校管理費で備品購入費というのがあります。これは171ページにもあります。教育振興費にもありますし、ここでエアコンのことについて関わりがないかどうかお聞きしたいんです。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 委員長、平向真也。

**今田浩徳委員長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 エアコンにつきましては、備品ではなくて工事として行ってございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今お答えいただきましたことで、工事なんでしょうけれども、そういう工事はこの令和3年度はありませんでしたか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 委員長、平向真也。

今田浩徳委員長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 エアコンの工事につきましては、旧明倫学区の学校から除去しまして保存しておりますエアコンの移設工事という形で行ってございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今やっぱり温暖化で、熱中症が大変心配されるぐらい暑くなってきております。そこで、普通教室・特別支援教室のエアコンの設置不足は令和3年度なかったかお聞きします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 委員長、平向真也。

今田浩徳委員長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 エアコンにつきましては、やはり温暖化によりましてかなり気温の高い日が続いているということで、細心の注意を払いまして運用マニュアルに従いまして運用しているところでございます。設置につきましても計画的に、先ほど申しあげましたように旧明倫学区の校舎のほうから除去したものがまだございますので、計画的に設置しているところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 令和3年度において、普通教室・特別支援教室での設置不足はなかったと言えますか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 委員長、平向真也。

今田浩徳委員長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 予算要求の時期が11月でございまして、最終的に1月に予算が固まるわけでございます。その後、特別支援教室という形で2月、3月に発生した教室については、簡易型のエアコンによりまして備品のほうで対応したというケースがございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、令和3年度については、教室・特別支援教室でのエアコン設置不足は万全だったと言えるということなんです。

令和3年度の最後に、今年度の教室の数とかが決まるというふうに分かるわけです。そういう意味では、今年度、本合海小において、具体的に言いますが、普通教室、あるいは特別支援教室が増えたらいいんですが、エアコンがなくて大変苦しかったという話を聞きましたが、そこまで令和3年度で見通すことはできなかったんでしょうか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 委員長、平向真也。

今田浩徳委員長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 先ほど申しあげましたように、やはり予算要求の時期がございまして、計画的に設置しているところでございますが、急遽必要になった場合、簡易型の

ものですか、やはり高気温の中で授業という  
ことは行えませんので、随時対応しているところ  
ではございますが、本合海小につきましては、  
そういった形での子どもへの要望というのはな  
かったということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そうですね。残念な  
がら要望がなかったということは、大変残念な  
ことだと思います。落としてしまったんだらうな  
と思います。そういう意味では、学校の先生方  
は全体的に新庄市の財政が厳しいだらうなとい  
うことで遠慮してしまうことがあるのかもしれ  
ません。そういうことがないように、要望は出  
していいよと、エアコンについては設置でき  
るからと学校に言っていて、まず一番勉強  
しなければならない普通教室・特別支援教室、  
ここは完全に設置するという立場に立って  
いただけるかどうか、お願いします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 委員長、平向  
真也。

今田浩徳委員長 教育次長兼教育総務課長平向  
真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 やはり普通  
教室については全ての教室に既に設置済みでは  
ございますが、その後、普通教室、新たに発生  
する教室もございますので、特別支援級数も含  
めて、学校と連絡を密に取りながら、当然そ  
ういった対応をしてまいりたいと考えてござ  
います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。

次に決算の115ページ、3の2の中3まで  
医療費無料化9,132万円というのがあります。  
これと決算3の2の1、あるいは決算3の2の  
2で福祉医療給付というので、子育て支援医  
療給付事業110万円、未熟児養育医療給付と  
か、ひとり親家庭等医療給付とかありますが、  
中3ま

での医療費無料化で、これで全部賄っている  
のではないのか。このダブっていることはどう  
考えたらいいか、お願いします。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 委員  
長、加藤 功。

今田浩徳委員長 子育て推進課長兼福祉事務  
所長加藤 功さん。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 た  
だいま3点ほど挙げられております、子育て支  
援医療、それから未熟児養育医療、ひとり親  
家庭等医療、その3点につきましてダブって  
いるのではないかということの御指摘をいた  
だきました。こちらのまず子育て支援医療に  
つきましては、ゼロ歳から15歳までの児童  
に対して医療証を交付しているということで  
対応させていただいておりまして、基本的  
に15歳までということで、その利用者につ  
きましても多いところでございます。

次に、未熟児でありますけれども、こちら  
のほう出生時におきまして2,000グラム以  
下の子供に対して医療費が過分にかかるとい  
う部分に対しましての助成ということで、出  
生から1年間の間の限定された期間となり  
ます。

また、ひとり親家庭支援医療につきま  
しては、18歳までの独り親に対しての支  
援ということになりますので、この部分  
につきましてはゼロ歳から18歳です  
から、先ほど言った子育て支援医療、  
15歳までからの3年間、高校生ま  
での間の部分がフォローされているとい  
うことになりますので、それぞれの年  
代に応じて、またその必要性に  
応じて最適な医療制度を選択でき  
るようになっておりますので、重  
複しているという認識はござ  
いませぬ。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 独り親家庭の場合  
は18歳までの医療支援が受けられるとい  
うことで、

大変ありがたい内容だなと思います。そういう意味では、新庄市でも中3まで今まで頑張っていたいただきましたが、さらに高校生も含めた18歳まで医療支援をすべきと考えるんですが、総合するためには、どのぐらいのお金が必要となるのか、分かりましたら教えていただきたいなと思います。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、  
加藤 功。

**今田浩徳** 委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 現在の  
子育て支援医療につきましては、15歳までとい  
うことの制度になっております。今年の6月定  
例会におきまして、市長答弁におきまして既に  
制度設計をしているということで、18歳まで支  
援できないかということにつきまして、ただいま  
鋭意検討させていただいているところでござ  
います。こちらの所要額としては、3年間の  
延長によって約2,000万円という試算をして  
いるところでございます。こちら今後行政評価に  
よる検証を経て、新規事業として予算化に向け  
て努力をしてまいりたいと思います。

また、広報等、周知期間も含めまして、最低  
3か月を要するという整理をしておりますので、  
この実施時期につきましても、これから検討さ  
せていただいているところでございます。

以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳** 委員長 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 大変ありがたいお言葉  
をいただいたなと思っています。私ごとですが、  
高校生になった子供が虫歯3本ということで、  
びっくりしました。それで3割負担ですから、  
やはり高校生になったからといって油断できな  
い。高校生がかかるということを感じました。  
以上でした。ぜひお願いいたします。

次に、わらすこ広場についてなんですが、こ

れはページ、決算115、3の2の1です。わら  
すこ広場の予算のことですが、令和3年度の1  
日当たりの平均利用人数は50人ぐらいと見まし  
た。1時間当たりの利用はどのぐらいかなと計  
算してみると6人ぐらい。面積が大きいので、  
これで1人当たり192平方メートルかというふ  
うに見て、かなりゆったりと広く使っていました。  
この面積がもったいないと思います。もっ  
と活用していただけるよう、ゆめりあにいただ  
けるようにできないのかという市民の声でした。

なぜかという、お正月、お盆の里帰りの帰  
省で、家に子供が籠もっているというのは大変  
な苦痛だそうで、そういう意味でわらすこ広場  
にと行こうと思ったら断られ、行く場所もなく、  
ゆめりあに行きますと大変なにぎわいというか、  
コロナの感染しそうなぐらいすごい状況ですが、  
それと比べたときに、わらすこ広場はもっと活  
用させてもらいたいというのが市民の声でし  
た。例えば、抗原検査キットで陰性証明があれば  
オーケーとか、そういうやり方でもっと活用  
できるような方法を考えていただけないでしょ  
うか、どうですか。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、  
加藤 功。

**今田浩徳** 委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 ただ  
いまの質問につきましては、わらすこ広場にお  
けます利用方法につきまして御指摘をいただ  
いたところでございます。こちらのほう、あらか  
じめお伺いしたところによりますと、利用制限  
をされている期間中におきまして利用された  
という県外の利用者の方の状況のようござい  
ました。委員おっしゃるように、令和3年度の  
実績としては1万2,883人、開館日数で割  
り返しますと1日平均50人の利用者がいら  
っしゃる状況でございます。

委員御指摘の中の利用制限につきまして、ま

だ分かりにくいところがあったのですが、見直しをさせていただき中、また陰性証明をもって利用制限を拡大するという取扱いにつきましては、まだまだコロナ制限が続いている中におきまして、特にゼロ・2歳児、ゼロ・1歳児の利用者につきましてはマスクを着用していないという部分もございますので、これまで同様、感染対策には十分注意を払う必要があると思います。また、ほかの施設の動向、また国・県のコロナ対策の状況を考慮しながら、利用制限の緩和につきましては、いましばらく時間が必要ではないかと考えております。

また、ゆめりあのようにわらすこ広場を活性化できないかということにつきまして御指摘をいただいているところでありますが、前職におきまして、ゆめりあ鉄道ギャラリー、大変にぎわうような仕組みをつくらせていただきました。そのような形と同じような扱いはできないような状況だと思っております。あくまでも、ゆめりあ鉄道ギャラリーにつきましては、鉄道おもちゃであったり、歴史、鉄道文化などを中心に動くものに興味を持つ子供たちの捉え方がございます。

わらすこ広場につきましては、地域子育て支援センターの機能を十分に今生かして活用しているところで、相談機能に重きを置いた取扱いをしているところでございます。子育て支援におきまして、相談機能を重視していくということが大事な部分ではないかと思っておりますが、今後の利用拡大につきましては、委員おっしゃるように利用者拡大に向けて取組をさせていただきたいと思っておりますので、今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。次に、質問の方。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** それでは、私から質問申し上げます。

まず、最初に89ページ、2款1項6目の財産管理費の中の、単純な質問ですけれども、次の次、91ページに保険料ということで記載されています。成果書の21ページに載っていますけれども、決算書と成果書の数字が合わないの、ちょっと説明をお願いしたいということです。保険料の金額が合わないということです。単純な質問です。それから、97ページ、2款1項11目の市民生活対策事業費、その中の主に空き家に関する、成果書はページの23です。次に、115ページのさっき質問があった3款2項1目、わらすこ広場の件、その次は127ページ、4款1項4目の健康増進費ということで順に質問申し上げます。

まず、最初に89ページの保険料、この数字と成果書の数字がちょっと合わないんですけれども、どういうふうになっているのか。成果書では、建物の共済が173万4,020円、それから自動車共済が273万円5,408円と、それから道路賠償が41万7,470円と、こういうふうになってはいますが、決算書の数字とどういうふうにそれは整合性取っていくんですか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**今田浩徳委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 決算書89ページの保険料、215万1,490円の内訳でございますけれども、建物総合損害共済保険としまして173万4,020円ということでございます。また、道路賠償責任保険で41万7,470円ということで、足しこみますと215万1,490円というようなことでございます。

あと、決算書91ページの車両管理事業費の保険料282万1,028円ということでございますけれども、これに関しましては、自動車損害共済保険が273万5,408円、それから自賠責の保険料8万5,620円ということで、足しこみますと282万1,028円というようなことでございます。

以上でございます。

**3 番(新田道尋委員)** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳委員長** 新田道尋委員。

**3 番(新田道尋委員)** 了解しました。

それでは次、97ページ、2款1項11目の市民生活対策事業費の中の空き家に関する件ですけれども、成果書の23ページであります。空き家に対する事業の成果が書かれていますけれども、今現在押さえている新庄市内の空き家の数字をまず第一に教えてください。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 現在押さえておる空き家の把握件数ですけれども、令和3年度で560件というふうには押さえてございます。

以上です。

**3 番(新田道尋委員)** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳委員長** 新田道尋委員。

**3 番(新田道尋委員)** この空き家は、年々増加の一途をたどっているわけですけれども、また今年度も、令和3年度も予算でもまた増えてくるということは間違いないと思っています。それで、これの対策はもう少し確実に丁寧にやっついていかないと、空き家の隣に住んだ人が非常に心配が多くて、問題が大きくなってきます。それで、これをどういうふうには新庄市は対策としてやっついていくかということは、非常に大きな問題となるのではないかと思います。

ただ、まちの中あちこち歩きますと、ただ解体しただけで網をかけて飛ばないようにしているなんていうところもあちこち見られます。これは市が対応した物件ではないかと私は見てい

ますけれども、今後この利用とか使用とかいろんな難しいことがいっぱいあると思うんですが、基本的にはどういうふうな方向づけしていくかということをお伺いしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 新庄市の空家対策計画ということで、所管しております都市整備課のほうから答えさせていただきたいと思います。

ただいま答弁していただいたような応急措置という対応の方針については、環境課のほうで対応しているところでございますが、今後も増えていくであろう空き家の対策につきまして、新庄市としましても空家対策計画という内容の計画を策定いたしまして、空き家をつくらない、適正に管理をしてもらう、また危険な空き家については応急的な措置を行うという三本立ての対策を講じていくということで考えているところでございます。

近年、空き家が発生するような状況も増えてきているところでありますが、解体される件数もそれ相応に増えているところも事実でございます。新庄市としましては、これまで固定資産税の納付通知の中に空き家の対策についてのチラシを同封させていただくなど対応をさせていただいているところでございますが、今年度、この対応をしたところ、空き家に関係する相談会へ予約をしていただいて相談に来ていただくという方も、かなりの数の方からおいでいただいているところでございます。

このようなことも含めて、今後空き家に対しての意識づけをしていながら、空き家を増やさないための方策、現在住まわれている状況の中でも、今後の家屋の持ち方、またその処理の仕方などについても意識づけをしながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思っております。

以上です。

3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

今田浩徳委員長 新田道尋委員。

3 番（新田道尋委員） ここに載っている金額  
280万2,828円というのは処理料ですか。

今田浩徳委員長 暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 開議

今田浩徳委員長 休憩を解いて再開いたします。

小関 孝環境課長 委員長、小関 孝。

今田浩徳委員長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 決算書、修繕料は、こちらは  
市内防犯カメラの修繕料及び危険空き家の応急  
処置修繕を合わせた金額でありまして、うち空  
き家の応急修繕は88万3,328円となっております。

以上です。

3 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

今田浩徳委員長 新田道尋委員。

3 番（新田道尋委員） 空き家に関しては88万  
3,000円という金額だということなのですが、  
これは先ほどお伺いしたとおり、560棟も空き  
家があるということから考えれば、これを放置  
しておくというふうにはいかない。だんだん年  
数を重ねることによって危険な状態が増えてい  
くわけですから、放置しておくわけには市とし  
てもできないと思うんですよ。

それで、代執行の形でやらざるを得ないもの  
がどんどん増えてくるという状況を考えたとき  
に、当初から初期の段階で何らかの方法で手当  
てしていく、所有者とよく協議をしながらいい  
方向に持っていくということをやっていないと、  
専門的な分野を設けて、これを処理してい  
かないと大変なことになるんですよ。隣に住ん  
でいて大変危険性をひしひしと感じているわけ  
ですから、空き家の隣なんかに住んでいたら大  
変なんです、いつ飛んでくるか分からないとい

う状態になるわけですからね。もう少しちゃん  
とした市としての対応を検討していくべきだと  
私は思います。

次に移ります。先ほど質問ありました115ペ  
ージのわらすこ広場なんですけど、成果表の中  
には、先ほど質問の中でやり取りがあったん  
ですけども、非常にコロナに関して利用者が  
少ないというようなことをまず言っているわけ  
ですけども、コロナにかかわらずこの過去ず  
っとこう歴史を拾ってくると、利用者がかなり  
減っているというふうになってくるはずなん  
です。コロナがあってもなくてもですね。こ  
れが収まって、令和4年度はどういうふう  
になるか。恐らく数字的には下がってくるはず  
なんです。

もともとあのわらすこは、商店街の活性化に  
寄与するんだということで、あの位置を求め  
て入って行って、この決算にあるとおり、毎  
年二千四、五百万円の経費を突っ込んでいる  
わけです。使用料に対しては約2,000万円  
近く、毎年この金額をあそこに払っている  
わけです。この状態を私はいつまでも続け  
ていいとは思わない。これは何とかすべき  
だと思います。

単純計算しても、何十年になります、すぐ  
出るでしょう、使用料だけでも。それだけ  
の財政投下するんだらば、新たに別のところ  
に建設しても釣りが来るぐらい払っている  
と思う。利用が減っているということは、子  
供から見て魅力がないのよ。あそこに行っ  
て遊ぶだけの道具がそろっていない。だから  
減っていくんですけど私は思うんですが、  
どうですか、課長。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、  
加藤 功。

今田浩徳委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 ただい  
まわらすこ広場におけます利用者の減少動  
向につきまして御質問いただいているところ  
でございます。こちらのほう毎年のように御  
指摘をい

ただいているところでございますけれども、わらすこ広場につきましては、御存じのとおり平成12年10月に開業後、一旦ビルの所有者が経営破綻ということもあり、休止を経て今の状況でございます。家賃相当の賃借料につきましては年間1,998万3,336円、家賃と光熱費を含めた共益費を賃借料として支払いさせていただいているところでございます。

1,155平米、350坪ものまとまった屋内施設ということにつきましては、令和3年度、コロナ禍の状況におきましても、利用制限しながら1万2,800人の御利用いただき、1日当たり50人の利用をいただいているところでございます。こちらのほう大型遊具を利用していただくだけではなく、併設しております地域子育て支援センターにおきます子育て相談に訪れて相談されたり、子育て家庭の保護者の交流の場として活用させていただいているところも含まれておりますので、全体の利用者数としては減ってはおりますが、まだまだ多くの利用者があるものと思っております。

委員御指摘のような、今後の在り方につきましても検討しなければいけないかと思っておりますけれども、現在の利用者を大事にしながら施設の改善に努めていきたいと思っております。

以上です。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** 課長の言葉で、検討しなければいけない時期に来ているんだとおっしゃいましたが、私も早く検討すべきだと思います。私はこの件に関しては過去何回か質問して、この姿でいいかどうかということをお聞きしてきたわけですが、もうやはり何らかの方法で私はあの場所から撤退すべきだと、はっきり言うと思うんですよ。

なぜかというと、市の所有物で今あんまり利用されていない建物があるのではないですか。

そこに移動するだけでもいいのではないですか。別に今いろんな事業をやっているんだと言うけれども、あそこでなければできないというようなことではないわけですよ。これだけの金を突っ込むのが、私は果たしていいのかどうか。見返りの成果は、私はないと思って見ているんですよ。

もう少しやり方、よその自治体、市町村を見てください。山形だって新たに建てて、相当な利用者が、子供と親と一緒に遊べるような子育て支援センターができていないですか。山形でなくたって、方々の市町村でやっている。それを見ても、これからの話なんです。人口減少とか少子化と、それに歯止めをかけていくにはこういうものに注目して政策の中に取り込んでいくのが市の行政の在り方だと私は思うんですけれども、どうですか。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいま、わらすこ広場におけます今後の在り方につきまして御指摘をいただいたところでございます。撤退すべきという御意見もあろうかとは思いますが、今の現状におきまして、新たな施設整備という考え方そのものが非常にいろいろ制約があるのではないかと考えております。

他市の事例をおっしゃってございましたけれども、こちらも調べさせていただきましたところ、他市の事例を見ますと、有名などころでは建築費がまず10億円以上かかっているという施設がほとんどであります。また、管理運営におきましても指定管理制度を取っているところがございますが、東京の有名な施設管理会社に委託しているというような事例もございます。また、面積におきましても、現在わらすこ広場は1,155平米ですが、ほかの施設を見ますと約



2,000平米の建物のように捉えているところでございます。

このように、ほかの場所ということで新たなものを整備することになりますと、まず当然財政的な問題もございませけれども、老朽化する他の施設とも並行して公共施設管理計画との整合性を取る必要がございませし、今後の在り方についても慎重に検討しなければならないと感じているところでございませ。

委員おっしゃった内容で、これまで平成12年の開業以来、22年間利用させていただいているところでございませ。こちらの賃借料を積算させてもらいましたところ、合計で3億円でした。こちらの3億円というものが正しいかどうかという数字ではないんですけれども、単年度当たり1,300万円ぐらいの数字になろうかと思ひませ。こちらのほうをやはり建物に特化するものとなりますと、管理運営の仕方まで将来的なものを想定しながら設計をしていく必要があるかと思ひませるので、慎重に今後とも検討させていただきたいと思ひしております。

以上です。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** まず、私が申し上げたのは、もうあそこから出る時期がとっくに来ているのではないかということで考えて申し上げているわけですので、よく検討していただきたいと思ひませ。新庄市の空きはいっぱいあるではないですか、学校跡地、あまり利用されていないところ、利用効率の悪いところ、その辺に目をつけて、北辰小学校なんか空いているんだから、そういうところを有効的に利用していくという方法も考えられる。新たに建てるのではなくて、あるわけですから、検討の余地が私はあると思ひませ。

やはり、大きく見て、将来の新庄市というイメージを描いて、どういうふうに変わっていく

のかということ想像しながら事業展開していくということが重要であろうと思ひませるので、よろしく検討のほどお願いいたします。

次に、126ページの健康増進費、これも私、同じことを繰り返して何回も申し上げたんです、これは将来にわたって非常に大切なことであるので、何回も何回も口酸っぱくなるぐらいくどく何回も申し上げているんです。成果書の86ページ、健康診断があまり成果書を見るとよくない結果が出ているわけですね。受診率を見ると一目瞭然分かるわけで、各検診、特にがん検診においてはパーセントが非常に県平均よりも下がっているわけですね。ここを何回も同じことを申し上げましたが、上げていかないといろんな面に影響してくる。

健康を害すれば医療機関を必ず使うわけですから、使えば医療費が上がってくる、健康保険税に影響してくる、こういうふうになるでしょう。このパーセントを上げることによってそれを抑えることができるわけですね。人間、健康であれば医者にかかることはないんですから、金がかからないんです。これを放っておくと健康保険が崩壊すると、私は思っているんです。ですから、何回も同じことを繰り返して言っているんです。

この健康事業費の部分のパーセントを上げるために、もっといろんなことを考えながら政策を実行していくというふうにしていかないと大変なことになる。人口が減っていく、税金を納める人がだんだん少なくなってくる。それに歳出のほうが増えていくわけですから、どうしようもなくなるでしょう、将来を考えると。大変危険な状態を今からもう予想できる。ですから、一人一人の健康を維持管理していくのが、私はその役目だと思ひませ。そんなことでどういうふうにかを引上げていくか、対策を考えているとすればお知らせください。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 新田委員の御質問にお答えさせていただきます。

がん検診の受診率の向上対策ということでございますが、やはり健康寿命を延伸するということが、私たち健康課がやらなければいけない第一の目標でございます。がんはやはり日本人の2人に1人がかかるというような病気になっておりまして、その死亡率についても大変高いもので推移してございます。

その中で、今回の受診率に関しましては、残念ながら前年と比較して若干受診率が下がっているという状況にあります。その分析としましては、やはりコロナによる受診控えというのも相当数影響があったのかなということと考えておりまして、私たちとしてはその受診率を上げるために、年代であるとか、男女別であるとか、そういった受診につながるような検証をいたしまして、そちらを検証した結果、どういった方に受診を勧奨すれば受診率が上がるかというところを工夫しながら実施しているところでございます。

例えばですが、今年度につきましては、やっぱりがん検診が始まるのはまず40歳からということになりますので、40歳、一番最初に検診する方をまずしていただく。そういった方が毎年続けてもらえますように受診継続の勧奨をさせていただきます。初年度に特に未申込者に対して検診の受診を勧奨していると。また、42歳から68歳の偶数年齢で受診歴がありますが、今年度受診していない方であるとか、そういった方に対しても個別で通知して受診を促しているということでございます。

まずは、今まで受けたことがある、そういった方に受診を継続していただく、また新たな受診対象となった方にさせていただいて今後も継続していただく、そういったところに気をつけながら実施してまいっているところでございます。

以上です。

**3 番（新田道尋委員）** 委員長、新田道尋。

**今田浩徳委員長** 新田道尋委員。

**3 番（新田道尋委員）** これは新庄市だけの問題ではなく、日本全体の大きな社会問題になっているわけですから、先を見れば、大変な社会保障制度がもたなくなるような状況も今想像できるんですよ。そんなことで今現在、収入がない年寄りが介護保険料引かれたり、それがまた上がっていく。引かれる一方で、プラスにならないんですよ、年金ですから。医療費が今度は個人負担が2割負担になるでしょう。そういう年寄りいじめが始まっているんですよ。そうでなかったんですよ、本当はね。社会保障制度の充実ということで消費税が始まったんですから、それがそういうふうに使われていないんです、残念ながら。だんだん窮地に追いやられている。

ましてや今後、少子高齢化がどんどん数字が上がってくるわけでしょう。誰が見てもこの数字は抑えられない。とすれば何から手をつけていくかということになる。やはり財政にも大きく影響してくるこの保健関係の事業をしっかりとやっつかないと、新庄市自体が大変なことに陥ると。誰も助けてくれないですよ。国そのものが今困ってくるんで、だんだん苦しめられている状態なんですから、そこをやっぱり十分に考えて、何とかして状態を確保していかないと、新庄市の将来が危うくなってくると私は警鐘を鳴らしているんです。そんなことで、大変でしょうけれども、今後一層受診率のアップに向けてひとつ貢献していただきたい。よろしく願います。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに質問ありませんか。

**18 番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18 番（小野周一委員）** それでは、御苦労さま

です。

私から3点ほど質問したいと思います。1点目は93ページの2款1項7目、備考にあります地域づくり支援事業費、これは成果に関する説明書の13ページに記載してあります。次に、160ページ、9款1項2目の備考の非常備消防運営事業費についてお聞きします。3点目は164ページ、10款1項2目、備考にある通学手段確保対策事業費についてお聞きします。

まず、今日この議会に来る前に、ある地区の元区長から電話がありまして、10年前からずっと要望し続けてきた市道の整備が先日ようやく完成したという感謝の電話がありました。この場を借りて、原課の課長はじめ職員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

そういう意味で質問に入るわけでございますけれども、我々議員も傍聴しております区長と市長のまちづくり会議の開催についてなんですけれども、成果として、市民とのパートナーシップを軸にしたまちづくりを進めていくことができたという成果にあります。

大変今社会情勢が多様化する中で、区長には行政と地区の橋渡し役というか、まとめ役として日頃頑張ってもらっているわけでございますけれども、そういう中で、こういう会議の中で地区の声として、市政運営への意見16項目、地域の課題41項目が提案されております。そういうこのような項目の中で、昨年度、市政に反映された意見項目と地域の課題に対応された項目について、まずお聞きします。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ただいま小野委員から、区長と市長のまちづくり会議の開催におきまして、市政に反映された意見、あるいは地域の課題の反映された部分というところでの御質問でございますけれども、まず課題につきましては、様々な地域ごとのいわゆる要望事項、道路関係あ

るいは環境関係の要望ということで、側溝でありますとか、そういった道路の修繕的な要望とかが多くございまして、今現在具体的にどの部分に対応できたという資料をちょっと持参しておりませんので、具体的にお答えすることはありませんけれども、特に都市整備課の部分におきましては、令和3年度の要望だけでなく、それ以前からの繰越ししている要望、先ほど10年かかったというお話がありますけれども、繰越ししていく中で財政的に折り合いがつくもの、あと緊急度・優先度なんかも勘案しながら、本当に10年お待ちいただいてこのたびになったという多分区長の感謝の言葉だったと思うんですけども、そういったものから、緊急度が高ければ、令和3年度、昨年会議で要望いただいて、すぐ実施するというものまで様々ございます。そういった御意見をいただいた中で整理いたしまして、担当課と連携しながら、そういった地域での困り事について優先度・緊急度を勘案しながら随時対応しているということになってございます。

また、昨年度出た意見につきましては、市政への意見ということで、すぐ反映するということではございませんけれども、例といたしましては道の駅に対する御意見でありますとか、通学路の除雪状況とか、あと水害関係の避難場所についての御意見とか、様々な御意見を各学区ごとから頂戴しております。そういった部分について、我々が気づかない部分をいろいろ各区長から御指摘をいただいているというところで、大変ありがたく受け止めているところですけども、そういった意見については、課題と違いまして、すぐ対応するということよりは、いろいろこれからの施策にいかにして反映していくかというところを、内部でも参考にしながら検討させていただくというものになっておりますので、今後ともいろんな御意見いただきながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 今政策課長から答弁ありましたとおり、ある意味区長というものは、やはりその地区の総意として、会議においでいるんな課題を上げてくるわけですよ。今日の朝、タイミングよくある地区の元区長から電話をもらったんですけども、やはり住民は優先順位とか、予算上のあれとか、あんまり分からないわけですよ。そういう点を真摯に説明して、行政側と住民の橋渡しというのを、区長の難儀というものをこれからも分かって、スムーズにやってほしいなという思いで質問したわけでございますので、その点は優先順位なり、予算上の関係、こうこうだからできなかったとかという、できないものはいんですけれども、できなかった理由というものを区長のほうに連絡をしていただければ、新庄市まちづくり、さらに前に進むと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、2点目の非常備消防運営事業費についてお聞きするものでありますが、これも社会情勢が非常に多様化する中で、現役の団員の皆様から、私もそうですけれども、元消防団員のOBとして団員確保に困っているという声が聞こえてきます。恐らくこれは私ばかりではなくて、その他の議員の方々も相談を受けていると思います。そういう中で質問をするわけですが、このような状況が地域の生命と財産を守ってくださる消防団の消防活動に支障を来していないのか。まず、1点お聞きしたいと思います。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** これまでのところ、消防団活動に特別な支障を来しているという報告は受けておりません。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 原課のこちらがそう把握していれば、私から違うでしょうという言葉は言いません。恐らく末端の団員のほうからは、私から言いますと、消防団の条例の定数が今少なくなっておりますよね。現実に幽霊団員もおりますよね。やはり現実から、それは分団長、部長、班長から、いろいろな事務的なことは上がってくるんですけども、その辺ちょっとやっぱり聞いてもらったほうがよいのではないかという思いでおります。

そうした中で、私が相談を受けている範囲内でいろいろ支障が起きていると、団員不足で。そういう中で、今新庄市の消防団の組織として、17分団、34部、95班の組織で運営されているわけですが、条例団員定数1,194名ですよ。この条例団員定数の見直しや分団、部、班の見直しというものは、原課のほうでそういう話というのは話合いの場というものが持たれていないのか、お聞きしたいと思います。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 実際のところ、条例定数の見直し並びに班編成の見直しについては、当課としては行っていないということになりますけれども、消防団の実態調査等でそういったような支障を来すようなことがあれば、検討をすべきことなのであろうとは考えております。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** では、私からこれは提案であります。消防団員全員ではなくても、分団長はさておきまして、34の部長なり、95人いる班長にアンケートでもしたらどうですか。今後のために、私はすぐ見直ししろというんであ

りません。やっぱり現況を把握する必要があると思いますので、よろしくその辺は。それは課長の一存で決めることはできないと思うんですけども、最高幹部たちも話し合っていていただければよいと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、実は前にもこの場から質問したんですけども、団員の処遇改善につきまして、総務省消防庁から、今年4月から団員確保に向けた処遇改善のため、団員報酬年間3万6,500円、出勤時間1日8,000円にするように通知されております。この国の交付税算定上の団員数と新庄市の条例団員定数とは大きな団員数について乖離が目立っております。そういう中で、交付税措置上の算定上の団員数と、新庄市の条例団員定数が大きく人数が離れているわけでございますけれども、この総務省からの通知があつて、国から財政措置が示されてきているのか、お聞きしたいと思ひます。

**今田浩徳委員長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** それでは、午前中でございますが、消防団員報酬の交付税措置についての御質問を頂戴いたしました。どのような形で示されていくかということでございますが、まず人口に基づきます標準的な団員数、これを定めておきまして、その2倍までは普通交付税が受けられ、その2倍を超える部分は2分の1の特別交付税が受けられるということで国より示されております。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 私が質問したやつとちよつと違うみたいで、それは私は分かります。だから、去年の4月に総務省消防庁から通知が来ているわけですね。それに対して規模が大きければ大きいほど財政的に大変なわけですね、地域の消防団は。だから、財政措置がその後示されていますかという質問をしたんですけども、いかがですか。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** ただいま、さきに御説明した内容で示されておりますが、その後、実数に応じた人員の分を交付税措置するという情報もあったんですが、それ以降の通知はまだ来ておりません。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 情報だけですね。交付税上の算定の団員数ではなくて、実数に、消防団に交付税を支払うということ、それはあくまでも情報だということですね。しかし、前も言ったんですけども、総務省の通知により、県内は分からないですけども、最上郡の最上町と舟形町ではもう既にやっぱり増額しているわけですね。そういう観点から、新庄市、この最上地域のリーダーとして、この決算を踏まえて、来年度予算に団員の処遇改善を含めたそういう予算の計上をする考えがあるのかお聞きします。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** まずは、他市の状況について調査を行ったところなんでございますけれども、やはり国で示す現行の標準と実人数の乖離がかなり大きい市町村が多々あると。一層の交付税

措置がないと厳しいということで回答を頂戴したところもございます。ただ、このような事情がありましても、報酬を上げる方向に踏み切るという市町村も出ているのも事実でございます。こういったことから、新庄市に適した形での制度設計についてただいま検討を行っているということでございます。

以上です。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** やはり冒頭でも言いましたけれども、本当に多様化する中で、昔だったら消防団に入るのは当たり前というそういう感覚で地域でもあったわけなんですけれども、やはり勤務体系なりいろいろなことで、入りたくても入れないという状態であるわけです。今、課長が言ったとおり、やはり新庄は新庄のいろいろな事情があると思いますけれども、最上町、舟形町でも総務省の通知を受けてこの4月1日から増額しておりますので、その辺のことを考慮して予算に向けてお願いしたいと思います。

3番目のそれでは164ページの10款1項2目の備考にあります通学手段確保対策事業についてお聞きします。まずもって、スクールバス運転手報酬等が計上されているわけでございますけれども、この報酬額は、運転手何人分の報酬額であるのか、お聞きしたいと思います。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 委員長、平向真也。

**今田浩徳委員長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 運転手の人数でございますが、令和3年度におきましては14名分でございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 14名ということは、14台の運転手と認識していいんですね。14名とい

うことは、これはスクールバス等の報酬ですよ。運転手の14名というと、これはスクールバスに従事する方の人数ではないんですか。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 委員長、平向真也。

**今田浩徳委員長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** スクールバスの運転手でございますが、市のスクールバス、それから通学バスにつきましては、マイクロバスで全部で12台でございます。通常運転しているものと隔週運転しているものが交ざっておりますので、14名で12台を運行しているということでございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** 納得しました。実はスクールバスは関係ないんですけども、今日の新聞にも書かれておりますけれども、9月5日、去年も起きたんですけども、静岡県で園児の送迎のバスで、幼い園児の大変痛ましい死亡事故が発生しております。これはスクールバスは全然関係ないんですけども、本市のスクールバスは、児童生徒の安全安心な通学手段にのっとり運行をやっているわけでございますが、このスクールバスを運行する前に、どのようなチェック体制を行っているのか。また、通学に対するマニュアル等については、あったらお聞きしたいと思います。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 委員長、平向真也。

**今田浩徳委員長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** スクールバス、何よりも安全第一でございますので、日頃より運転の管理を行っているところでございます。点検の方法としましては、大きく2点ございます。一つが車両の点検、こちらはいわゆる整備

点検の部分でございます。こちらはスクールバスの運転手が、国の整備管理者研修の資料に基づきまして、ブレーキペダルなど23項目にわたりますして毎日運行前と運行後に点検を行っております。

それから、もう一つが、今年8月からアルコール検知器での確認が義務づけられております、酒気帯びの確認でございます。こちらは8月から義務づけられておりますが、市では7月から公用車の運転手が全て運転前後にアルコール検知器での確認ということを義務づけておりますので、スクールバス運転手につきましても、それ以前からアルコール検知器を使っておりましたが、引き続き、運行前後にアルコール検知器での確認を行っているところでございます。車庫ごとに運転手は分かれておりますので、それぞれのグループ単位で検知器を確認しまして、お互いの顔色等を確認しているところでございます。

**18番(小野周一委員)** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番(小野周一委員)** アルコール検知のやっぱり点検というのは遅かったなという思いであります。それはそれとして、児童生徒を乗せるわけですから、例えばそれらしい運転手の服装とか、あと先ほどマニュアルとも言ったんですけども、児童生徒との接し方とか、そのような指導というか、講習的なものはやっているのでしょうか。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 委員長、平向真也。

**今田浩徳委員長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 講習的なものは、研修としまして年2回ほど行ってございます。半年ごとなんですけど、4月に年度初めの訓示的なものを行っております、職務の重要性ですとか、当然職員としての服務規律、それか

ら責任の重さ、当然安全運行について、それから近年ではコロナの感染症対策についても講話を行っております。また、10月にも行ってございまして、こちらのほうは新庄警察署のほうから講師を招いての研修ということになりますけれども、事故の発生状況ですとか、その原因と傾向及び対策について、それから安全運転のための注意事項、10月ということですので、冬期も近いということで、雪道での安全運行についての研修を行ってございます。

**18番(小野周一委員)** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番(小野周一委員)** やはり児童生徒の通学の安心安全のため、口うるさく徹底してお願いしたいと思います。

最後になるわけですがけれども、昨年一年間、通学時に発生した事故や事件等がどのくらいあったのか。分かれば、内容等も含めてお聞きしたいと思います。

**杉沼一史学校教育課長** 委員長、杉沼一史。

**今田浩徳委員長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、令和3年度の登下校時の交通事故ということで、件数の内容をお伝えしたいと思います。

令和3年度は、交通事故、車との接触の登下校時の事故が2件発生しております。一件が小学校、もう一件が中学校ということで、ともに救急車を要請したり、警察の事案になったわけですがけれども、幸いなことに大きなけがはございませんでした。その中身を見ますと、残念ながら児童生徒の不注意というところが大きいようで、小学生は道路を横断する際に、斜め横断等で車と接触するような、そういうような事故等も起こっておりますので、その辺の指導については詳しくまたその後学校で行ったところでした。

ほか、このような事故報告とは別に、各学校複数校におきましては、自転車の登下校時に転

倒してけがをしたりとか、あとは徒歩通学のときに転んでけがをしたりというような、そういった報告も上がっております。それ以外、軽微なものに関しては各学校でよく起こっているところでございますので、とにかく大きな事故にならないようにという指導を、その都度徹底しているところでございます。

以上でございます。

**18番（小野周一委員）** 委員長、小野周一。

**今田浩徳委員長** 小野周一委員。

**18番（小野周一委員）** ありがとうございます。やはりこれからの新庄を担う児童生徒のためにも、安心して安全な通学に支障を来さないように、徹底した指導をお願いしたいと思います。以上で終わります。

**今田浩徳委員長** 議場内の皆様をお願いいたします。マスク着用はしっかり鼻までよろしく願います。

次に、質問のある方。

**2番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2番（叶内恵子委員）** 決算書144ページ、7款商工費、そのうちの1項3目観光費、その中の事業名でいいますと観光地環境美化推進事業業務委託料267万円、こちらについて伺います。この事業、平成28年から事業名を新たに、平成30年に事業名を変えて継続しています。まず、委託料ですので、こちらの業務の委託先がどちらになっているのかということと、この業務の委託契約における契約方法はどのようになっているのか、お伺いします。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** ただいま叶内委員から御質問ありました件についてお答えさせていただきます。

こちらの事業は、委託先は新庄観光協会となっております。契約の方法ですが、その業務

内容につきまして、旧所名跡、それから観光地等の清掃、併せて観光案内もやっていただくという形になってございますので、1社の随意契約という形で契約してございます。

以上でございます。

**2番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2番（叶内恵子委員）** この随意契約を適用させたその条件というか、理由ですね。それはどのようなになっているのでしょうか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時16分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** すみません。ただいま御質問あった件につきましては手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

**2番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2番（叶内恵子委員）** まず、事務事業評価を経年で見ていきますと、この事業を平成28年から一般公開しているところで見ますと、法令の根拠、またその条例の根拠を何も記してございません。そうしますと、何に基づいてその根拠が、今随意契約とおっしゃいましたが、随意契約を行っているのか分からないままで、担当者が事業を今までの先例と同じように進めているのではないかと考えられるんですが、いかがでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** こちらの事業は、古くは雇用対策関係の事業からもともとは出発してお



った事業でございまして、その後、国・県等の補助金がなくなりましたので、一般財源で全て手当てして実施を行っているという形に事業の内容の変遷が変わってきてございます。

先ほど委員からは、条例等々基づく根拠がないのではないかと形になってございますが、こちらは、先ほど申しましたように旧所名跡等、それから観光施設等々の環境美化、それから訪問された観光者への案内等の業務をやっていたとこの形の業務でございまして、独自のソフト事業という形になってくるものと考えます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 独自の事業だから法令に基づく必要がないというか、今そういうふう聞き取れました。それはあり得ないですし、これまで雇用確保のためにこれが必要であったようにも聞こえますけれども、実際に行っているのが、この成果表を見ると、皆さん、読まれるので分かると思うんですけども、どういう事業なのかははっきりとは分からないんですよ。史跡等の観光地、市の関連イベントにおいて環境整備、美化、パトロールを行いつつ、観光客の問いかけに答えるなどの観光案内を行った。実際に具体的にどういうことをやっているんでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 観光協会では2名の方を雇用いたしまして、こちらの事業の展開をやっていただいております。実際の内容といたしましては、例えば御霊屋であるとか、それから最上川の芭蕉乗船の地、それから水辺プラザ等々ございますが、そちらの実際の草刈り業務とか、あと各イベントにおきましてごみの収集、それから清掃活動等もやっていただいております。

ます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** その美化活動の中に、研修費としてガイド研修というのがあるんですが、これは実際何をしているんですかね。人件費、美化活動をするための2名の雇用を確保している観光協会で、そしてその人たちが美化活動をしながら、たまたま通りかかった、たまたま来た観光客、来街者というか、そういった方がたまたま何かを尋ねたときにたまたま答える、そういうような事業なんですか。このガイド研修というのはどういう意味合いがあるんでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 併せてという形になってございますので、メインがどちらというわけでもございませんが、当然その観光名所等々に来ていただいたお客様に何か問いかけがあった場合については、そちらにお答えできるような形をお願いをしております。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 実際に業務報告として定期的に業務を報告させていると思うんですけども、年間通して作業している間に、この研修費、ガイド研修という部分の費用が関係する業務というのを、どのくらいの回数で年間行われているか、報告受けているんでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 業務の報告書がございまして、ただすみません、こちらは今手元の資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

今田浩徳委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） すみません、後ほど回答ではなくて、ここに計上しているということは、いろんな質疑があった場合に答えられなければいけないのではないのでしょうか。どうでしょう。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

今田浩徳委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 申し訳ございません。ただ先ほどこちらのほうで回答いたしましたとおり、手持ちのちょっと資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

今田浩徳委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） 質問にきちっと答えられるように準備をしていただきたいと思います。

また同じなんですけれども、先ほど随意契約において、特にこの理由で随意契約をしたかどうか分からないやになっているように感じます。事務事業評価の中にもそれは記されてありません。これは明確に示していくべきだと思いますが、それに伴ってその内容によってどうなんだという質疑に変えていく必要があると思いますので、きちっと記載をして明確にさせていただきたいなと思っております。

そして、この美化事業の中で、美化をすることとガイド研修という、このちょっと意味不明な項目が一緒に存在している必要はありますか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

今田浩徳委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 お二人の方々が観光名所、それから旧所名跡等々で作業しておられるときに、そういう確かに問合せはあると考えられますので、そういう研修等々も必要かと存じます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

今田浩徳委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） 市においても、最上観光協議会においても、ガイドの研修であったりというのは、きちっと予算をつけ計上して行っているわけではないですか。そうしますと、事業の中においては、環境の美化を集中的に行うというものと、ガイドをきちっと集中的に行っていくというものと一緒にある必要はなく、この事業の中の整理ということが、自分はこれを見てもよく分からないので必要なのではないかなと思うんですが、いかがですか。

小関紀夫商工観光課長 委員長、小関紀夫。

今田浩徳委員長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 ボランティアガイド等々も含めまして観光案内ガイドの方々につきましては、市内では主にNPOのガイド協のほうに会員の方がいらっしゃいますが、それでも様々なイベントが重なったりとか、様々な個人的な都合で確かに足りないというお話も聞いてございます。ですので、観光ガイドの方々も現在全て充足しているかという観点につきましては、ちょっと疑問点が生じるかなと思ってございます。

以上でございます。

2 番（叶内恵子委員） 委員長、叶内恵子。

今田浩徳委員長 叶内恵子委員。

2 番（叶内恵子委員） その足りないかと聞いていますではなくて、足りないならば何人足りないのか、何に対して足りないのか。この今美化事業の中のガイド研修を受けて、12万円ですよ、つけて研修を受けてやらなければいけない業務のガイドをしなければいけない内容が、何に効果があるのか。これが全く説明になっておりません。この主要施策の説明を見ても、全くなっておりません。整合性というか、きちっと何の事業をどんなふうに行っていてどんな効果があるのかと分かるように、いま一度事業を、同じような事業が重複しているのであれば、整理をする必要があるのではないかなと思うんです

が、再度いかがでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 今後の業務の参考とさせていただきます。よろしくお願いします。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** そして、この美化事業の中においては、市の中に点在している観光施設であったり、石碑のようなものであったり含めて、それぞれ所轄する課ごとに群を置いているように思います。この中で、市内の中心市街地にある民話モニュメントも入っているのかなと思います。

この民話モニュメント、まず市内歩いてみますと、店がなくなってしまっているところのモニュメントなどは、もう草が放題に出ている状況であったりしているんですが、そういう状況について受託先の業者というのは、その委託先の市に対して、何らか提案であったり意見であったり、こうしたほうがいいんじゃないかということだったり、そういったことはこれまであったでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** ただいま委員おっしゃられていたのは、昔語りのきこえるみちづくり事業の件でございますでしょうか。ということであれば、そちらのほうは商店街振興の関係、それからそちらの商業振興関係のほうで取り組むべき事業だと考えてございます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 今の答えがちょっと分からないんですけれども、美化整備をするその群の中に、商工観光課管轄で民話モニュメントも含まれています。このモニュメントがそれぞ

れ劣化していたり、まだ立地しているところにお店があれば、自分の店の前はきれいにして、草をむしったりもしていらっしゃるなどと思って歩いてみるんですけれども、もうそうではなくなっているところはやっぱり草がぼうぼうであったり、見るに堪えないような状況になっていたりしているわけです。

そういったことをパトロールしながら、受託先が見るにつけて、これはこのようにしたほうがいいんじゃないかというような提案をしているのかどうなのか。観光協会ですよ、だって、受託している先が。観光協会としての役割があるわけではないですか。設置目的もあるわけで、観光協会として。そういった中で、市に対してそういった提案があるのかなのか。この提案の先には、市が目指している観光協会との業務の連携であったりということが事業化していく一つのきっかけになったりもするのかなと私は見ているので、思ったものですから、いかがでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** ただいまの御質問でございますが、当然商店街振興、それから町なかのにぎわいという観点におきましては、当然観光協会、それから各商店街等との連携は必要かと考えます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** こういったモニュメント、所有者はあくまでも新庄市であります、モニュメントの。そして、これをどういうふうを活用というか、どうしていくのかということも非常に重要なのではないかと思います。皆さん御存じだと思うんですが、例えば駅前商店街通りを歩いていただいて、街灯をちょっと見上げていただくと、街灯のところにこういうエプロ

ンがあって、そのところに金の茶釜とおりのストーリーがずっと書いてあります。電柱にはその物語が書いてあって、でも時間の経過とともにその絵も色あせてしまって、顔も分からなくなってしまうと、今これから開府400周年ということで、来街者がより増えてくるのかなど。そうしたときに、このモニュメントを見てどのように感じるのか。

観光協会で観光を主体として仕事をして、地域の活性化をしていこうとしている観光協会から、独自にこれはこうしたほうがいいのではないかという提案があってもいいのではないかなと思ったものですから、どうでしょうかね。市としては、今のこのまちの中のモニュメントの状況であったり、どのように考えているのか。修繕が必要だと思っているのか、はたまた将来の維持管理を考えたときに、これはもう撤去したほうがいいと考えているのか、どうであるのか。答えはないとしても、考えがあれば伺っておきたいと思います。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** まず、モニュメントのほうの修繕等々でございますが、昨年度は令和3年度では実施しておりませんでした。令和2年度については、緊急修繕ということで予算を支出してございました。

今後の展開ですが、今現在では、これからどうしよう、こうしようというようなはっきりした具体的な考えは、今現在ちょっと持ち合わせてございません。

以上でございます。

**2 番(叶内恵子委員)** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番(叶内恵子委員)** 環境の美化、この点だけではないんですけれども、一番駅を降りて目につくわけです、何だこれはというふうに。そういう状況の中から、本当の美化というのはど

ういうものなのかということ、次年度、また開府400年というところもあります。その中で、どういうふうに検討していくのかということ、ぜひというか、検討していただきたいと思っております。そこに商店街がああ電柱を使って、よく旗というか、そういうのをはためさせるだけでは、やはり本当の意味での美化になっていかないなといつも思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、次なんです、同じく145ページ、同じ観光事業費の中の市内名所旧跡巡り事業業務委託料62万9,200円、こちらの事業というのが、昨年の市長の市政報告の中で、新型コロナウイルスの感染症のために観光に大きな影響があったため、まず二次交通を利用して、市内への宿泊滞在型の誘客を図るためにこの事業を行うというように発表、公表をいただいております。

期間限定で展開するというものであるということだったんですが、こちらの事業、まずどこにこの事業を委託したのか。そして、その際、何の媒体を利用してこの事業の宣伝広告を行ったのか。そして、結果として41人の利用者だったとしていますが、コロナ禍であったということは重々皆承知しているわけです。その厳しい状況の中であって、当初の目的、目標とする利用の人数というものはどうであったのか、お答えください。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** まず、この事業の委託先でございますが、先ほどの環境美化と同じく新庄観光協会でございます。一応、こちらの事業の大まかなターゲットとしては、JR東日本の大人の休日倶楽部パスを利用している方をメインにターゲットとしたという事業でございます。当然JRの利用者でございますので、駅のおもてなし等々でその事業展開をさせていただ

いたという形になってございます。当然コロナ禍という形でもありましたが、なるだけ市内のほうにも足を運んでいただきたいという観点から、この事業を展開したという形になってございます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** この事業を制度設計する上で、だから当初の目標はどうだったんでしょうか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時37分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 当初、週末も含めてでございますが、目標とした人数は60名程度と設定してございます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 期間限定で展開するというものであったんですが、この大人の休日倶楽部パスというのは期間限定のJRの商品、サービスなんですけれども、実施期間が11月24日から12月7日の、JRからすれば2回目のパス利用期間に限定した理由というのがどういうものだったんだろうかと。年3回行っているわけですね。6月とこの11月と、あと年越して2月と、その3回やっている中で、ここのところだけをまず対象とした。しかも、その中で41人しか活用していないのに、62万9,200円使っている。1人当たりの事業費にして1万5,000円超えるわけですよ。とても効率の悪い事業であ

ったかなと思われるんですけども、まずどうして、期間を限定するとは言っているものの3回行われた。当初予算でもこの事業は計上していたわけですから、そうすると3回実施することができたんですけども、その3回を行わずにこの実施期間1回だけに限定したという理由は何だったんでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 倶楽部パスのほうの回数ですが、今委員おっしゃるとおり年間3回実施されておりますけれども、こちらの11月25日から12月までと設定した理由は、まずその期間、コロナの状況も確かにあったと考えてございますが、人の往来がやっぱり一番少ない、市への来訪者が一番少ない期間であったかなと考えてございます。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子委員）** 委員長、叶内恵子。

**今田浩徳委員長** 叶内恵子委員。

**2 番（叶内恵子委員）** 1人当たり1万5,000円以上をかけることを最初から想定していて、この1回だったんでしょうか。非常にこの事業の目的が分からないんですね。利用人数、当初の計画で60名、ただ60名も1回の期間だけで60名だったのか。この制度は何を目的にしたのか。

そして、先ほどちょっと質問したんですけども、媒体ですね。これはJRのサービスではないですか、大人の休日倶楽部パスというのが。全国規模の事業で、それで来たお客さんにこのバスに乗ってもらって、市内の名所を巡ってもらうとした場合、全国的にこのバスを購入する方々が、この事業が新庄市にあるということを知らなければならないわけではないですか。そうすると、先ほど聞いた、何の媒体を利用してこの事業の宣伝を行ったんでしょうかと思ったわけですよ。人数を増やさなければいけないわけではないですか、有効に事業費を活用するた

めに。

**山尾順紀市長** 委員長、山尾順紀。

**今田浩徳委員長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 御意見ありがとうございます。実は観光協会の担当者側から常に言われてきましたのが、新庄市は二次交通がないというようなことで、何らかの形で市内巡りができないだろうかという御相談を受けたのが基本的であります。

そんな中で、私も駅前の方に行きますと、大人の休日倶楽部のときにやはりお徳感ということでしょうか。やはり1万4,700円か何かで東京あるいはそこから出てきますと、最終のところ新庄までは行ってみようと、今日はというようなお徳感を感じているお客さんが大変多いというお話をいただきました。あそこの駅前のところ、午前中10時頃来てもうたむろしていると。あの方々を何とか町の中に出したいんだけど、市長、どうなんだろうという御相談を受けたのが最初のスタートであります。

それで、昨年挑戦するというようなことだったわけでありましてけれども、やっぱり7月のときには移動中止ということで、9月の末に解禁になったということで、初めてそれに挑戦したと。また、12月過ぎて1月からまたコロナの発生ということで移動が中止されたということで、観光協会としては残念ながら1回しかできなかったと。

おっしゃるとおり、これをどういう媒体でどう知らせるかというのは、最初のやっぱり投資の部分だということで、やり続けないと相手には分かってもらえないということがあるかなと思います。1回きりの単価について、成果的には高過ぎるのでは、どうなのかと。結果的に二次交通としてのJRの新庄駅最終駅だということのやつをどういうふうに展開されるかと、一試験だと御理解いただきたいと思います。

**今田浩徳委員長** ほかに質問ありませんか。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** ページ数、185ページになります。10款5項6目、こちらには文化財保護管理事業費が載っております。こちらについてですけれども、成果表には載っていないんですけれども、鳥越の八幡様ですね。八幡神社本殿についてお伺いしたいと思います。

こちらは、皆様御承知のとおり、本殿がかなり古くなっておりますが、しかし戸沢政盛公の養子、定盛公が江戸初期に造られた建造物であって、この地方では一番最古の建物と言われております。この神社を直すために、やはりある程度の出費は必要かと思うんですけれども、令和3年度には何もついておりませんでした。また、令和7年度には開府400年も迎える鳥越八幡宮ですので、令和5年度に向けてこの3月決算においてどのような活動をされたのか、お伺いしたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**今田浩徳委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 鳥越の八幡神社につきましては、文化財の文化財保護事業費補助金の中で、市のほうで国の重要文化財ということで、その建物については日常管理の部分で補助金ということで対応させていただいています。

また実際、御存じのとおり鳥越八幡神社につきましては、かなり老朽化が進んでいるという状況がございます。平成23年当時に箱棟というか、屋根の部分の棟板が大雪のために落ちて、それ以降かなりシートをかけて雨漏りの防止などをしてきている状況でございます。もうあれから10年たっております。それなりにやっぱり老朽化も進んでいるという中で、何度となく文化庁から見られている状況ではございます。令和3年度中には、文化庁の調査官から2回、2人の担当者から来ていただきまして、鳥越の神社の状況を御覧いただいているところで

ございます。

また、文化財建造物保存技術協会というところで、これは市の矢作家の保存、修理においての管理事業をしていただいたり、実施設計していただいているところで、国宝なども見ている団体でございますけれども、その方からも鳥越八幡神社、これから仮に補修するとどれぐらい費用がかかるんだろうかという概算的な見積りも頂戴したところがございます。かなりこれにつきまして数億円という数字が出てきておりますけれども、そのようなものも出てきておった中で、あと金額等につきまして、氏子の方や区長を中心に情報共有させていただいて、令和3年度中はお話をさせていただいているところがございます。また、歴まちがどうのという中で、それを計画としても、今後歴まちの計画の中で事業を進めていきたい、そういう意向も市としては伝えているところです。

今年度に入りまして、やはり氏子の方々とか、鳥越地区の方々とお話ししながら、近いうちにお話を持って行って、今後どのような計画で直していくべきかと、あとどれぐらいお金をかけるべきかという部分がございますので、それについては地区の方とお話ししながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。このことを地区の方や氏子の方と併せまして話し合っていたきたいと思います。新庄市でも歴まちの風致にも関わっておりますので、令和7年度にも開府400年始まりますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ページ数、191ページになります。10款5項12目、こちらのほうに市民スキー場運営管理費があります。主要施策になりますと165

ページになりますが、また167ページのほうにも令和3年度には今回スキー場収入がアップしたということで、新庄市としてはとてもよい限りです。やはり市民スキー場といいますと冬だけだと思うんですけども、令和3年度において夏場の使い方はどのようになっているのでしょうか。

他地域におきますと、あそこにシバザクラを植えて今はやりのインスタ映えだったりですか、あとコスモスを植えている、また菜の花畑を植えて観光客をお呼びするという策もあると思うんですが、やはりスキー場だけではなく夏の管理も一緒にやるべきだと思ったんですが、令和3年度においてはどのような夏の使い方だったのか。また、その予算を踏まえて、令和5年度はどのような夏の方針をするのか。よろしく願いしたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**今田浩徳委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 市民スキー場の夏場の利用というのは、これまで各委員の方々から御指摘いただいているところがございます。正直、令和3年度中につきましては、何ら冬場の利用ということでお話があったような何かお花を植えてみるとか、菜の花を植えてみるとか、シバザクラとか、例えばソバを植えてみてはどうだとかというような考えはあったものの、実際実施できていないような状況でございます。

今後につきまして、やはりそのようなお声がありますので、市民スキー場の夏場の利用とか、冬期間以外の利用、また李蔵四季の家もそうなんですけれども、そういう利用も重ね合わせたところで利用ができないかというのを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。ぜひと

も夏場の使用量が増えることで、あそこのレストランも使えますでしょうし、あそこの農園もやっぱり閉鎖したということだったので、ぜひとも夏場も使えるようにすれば、要は年中使える施設になると思います。やはり夏これだけ長いですからもったいないでしょうし、ぜひともこれからスポーツ協会の、委託先がスポーツ協会ですよね。だとすれば、しっかり話し合ってください、やっていただきたいと思います。

また最近ですと、昨日ですかね、結構高校生の方がいろんなことを活動して、いろんな取組をやっております。ぜひともやっぱり市のほうも自分たちでやるのではなく、高校生も利用したやり方もあると思うので、そこら辺はもう少し令和5年度にもそういった高校生の活躍の場を広げることも必要だと思うので、そういったスキー場の活用を考えているのか、これからやっていくことも必要だと思うんですけども、いかがでしょう。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**今田浩徳委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員の提案ありがとうございます。やはり高校生というのはこの市においては一番の若者でございますので、学校においては様々な施設の利活用について、この間、雪の里情報館についての利活用などを高校においては考えていただいたという部分でございますので、市民スキー場の利活用についても、学校のほうともお話ししながら、様々もし御提案あれば頂戴できればということをお話しさせていただきますながら進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。提案があればではなくて、積極的にやっていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、ページ数、113ページになります。3款2項1目になります。児童行政事業費についてです。こちらは成果表になりますと68ページになります。放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。こちらは明倫学園の併設、放課後児童クラブ建設事業も一緒についていますし、これから放課後児童クラブの重要性がますます高まっていると思います。

その中において、やはり運営になりますと社会福祉協議会に運営を委託しておりますね。その場合にやっぱり館長の処遇改善が必要なのかなと思います。やはりこれだけの新庄市の担い手である子供たちを育てて預かっていただいているわけですので、最低でも館長の役職の処遇はしっかりとしたほうが良いと思うんですけども、この令和3年度においてどのようになっているのか。そして、令和5年度においてどのような管理体制をやっているのかお伺いしたいと思います。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** ただいま放課後児童クラブにおけます管理運営の処遇改善等についての御質問をいただいたところでございます。放課後児童クラブ、公立としては4施設ございます。また、民間では5施設ございます。それぞれにおきまして、それぞれの施設を管理いただいているわけでございますけれども、公立4か所につきましては社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいているところでございます。

こちらの運営の内容につきましては、社会福祉協議会におきまして対応をそれぞれ取っていただいているところでございますけれども、昨年度から、放課後児童クラブにおきます処遇改善につきましては、新たな処遇改善事業という



ことで国からの支援が出ておりますので、こちらのほうで対応させていただいているところでございます。ただし館長に限ったことではなく、それぞれの支援員等、対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 全員の職場の待遇ではなくて、やはり館長ですよ。館長はそれなりの責任があるわけですよ。ですから、ある程度役職を持った方にはそれなりの対応が必要だと思っております。この令和3年度におきましてもちょっと変わっていなかったものですから、ぜひともそれを踏まえて、令和5年度にはやはり責任のある方は責任を持った対処していかなければいけないでしょうし、やっぱりなるべくそういう方にはある程度のものが、要は報酬なりが必要なのかなと思います。そこら辺の改善をやっぱりしていかないと、これから新庄市にとっても子育てに対しても非常に重要な面だと思いますので、令和3年度決算を踏まえてどのように考えるのかお伺いしたいと思います。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 令和3年度におきましては、こちらの放課後児童クラブ児童健全育成事業補助金ということで対応させていただいているところがございますけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業という枠の中で加配の分を加えさせていただいている部分がございますので、その中で運用をお願いしているところでございます。

なお、今後につきましては、新たな制度等があればそちらのほうを使わせていただくわけですが、館長等の処遇につきまして、必要

な内容については検討させていただきたいと思っておりますけれども、それぞれ実態の中での処遇改善になろうかと思っておりますので、今後の動向を見たと対応させていただければと思っております。

以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** ぜひともよろしくお願ひします。

次に、ページ数、125ページになります。4款1項1目、こちらの備考欄に看護師確保対策事業がございます。主要施策になりますと84ページになりますね。こちらでは医療従事者不足を解消するため載っております。補助金の実績が2名で24万8,430円なんですけれども、こちらは令和3年度なんですけれども、やはりこちらは市内の医療機関となっているんですけれども、要は公的機関のほうには多分援助になっていないと思うんですよ。詳しく言えば県立新庄病院など対象になっていないと思います。やはり新庄市内に定着していただくためには、この枠を広げる必要があると思うんですけれども、令和3年度においてこの2名をどのようにお感じになるのか、令和5年度においてやはり拡充すべきだなと感じるのか、そこの2点お伺いしたいと思います。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 看護師確保対策事業について御質問いただきました。今回奨学金の返還対象となった方が2名、こういう実績としてございます。支出額としては24万8,430円となっております。お一人の方が病院に勤務されている方、また児童施設に勤務されている看護師の方ということになってございます。

その対象が、公務員は御指摘のとおり外されてございます。なるべく民間のほうの看護師不足というのに対応したいということで範囲を決

めさせていただいております、これについてはまだ始まったばかりの事業ということもございまして、その推移を見ながら今後も検討が必要だと捉えているところがございます。

昨年度におきましては、周知範囲を広げまして、市内の医療機関のほか、介護施設、また看護系の大学等で令和元年度に最上管内の高校から進学した者がいる学校などに対して広く周知先を広げたということになってございます。

以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** ぜひとも、やはりこれは人材の定住を促進するためですよね。ここは要は差別するべきではなく、やっぱり公立の病院も一緒にするべきだと思うんですよ。それが定住につながると思うんですよね。要は令和3年度におきましてはその範囲を逆に狭めたから、来られなかったのではないですかね。ですから、やっぱりこれは早めに解消したほうが、新庄市に来ていただける方が多いと思います。

特に、医療機関に医者も少ない、新庄市は看護師不足も、新庄市だけでなく最上郡全体が看護師不足がうたわれていますから、ぜひともそこを解消したほうが、もっともっと皆さん来やすく、新庄市に帰ってきてくれる方が多いと思うんですけれども、令和5年度においてどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 公立の病院等につきましても対象としたらよろしいかという御意見、ありがとうございます。ただ、税金で使っているということもございまして、民間のほうで看護師が不足しているところが多くございますので、そういった事情もあって、まずは民間のほうの確保対策ということで現時点では考えているところでございます。

また、その推移につきまして検討しながら、対象者の拡大については、今後も考えていきたいと考えております。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、185ページになります。こちらのほうにまた戻ってしまいますが、文化財保護費のところの地域おこし協力隊についてお伺いしたいと思います。先週も地域おこし隊のことについては委員の皆さんがたくさん質問なされたと思います。その中において、やっぱり地域おこし隊の定着率がかなり低いのではないかなど思っております。全国においては多分60%だということが報告されていますが、新庄市におきましてはやはり40%ですよ、令和3年度におきましても。

なぜ低いかと申しますと、やっぱり新庄市、要は大都市から来ている方が多い。要は募集要件を見ますと、(2)のところでは政令指定都市の都市地域に限られておりますけれども、やはりこういうことをもう少し範囲を広げて、要は簡単に言えば、県内からでもいいんじゃないですかね。山形市から、鶴岡市、酒田市、一番遠くでは米沢市からでも来てもらうような方がまず必要だと思います。その応募条件について、やっぱり令和3年度そのようになったのか。ましてや、また定着率が低いのはどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 文化財保護費の地域おこし協力隊ということですが、全般に関わることでですので、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、まず地域おこし協力隊につきましては、先ほど委員のほうで定着率が50%を切っているのではないかというところではあるんで

すけれども、先日お答えしました中で、退任された方については11名のうち6名定着ということで、割り返しますと54.5%ということで、全国平均6割という中で、近い数字のところは実績としては上がっているのかなと感じています。

その中で協力隊について、県内とかでもいいのではないかとこのところですが、地域おこし協力隊の総務省、国で掲げている制度といたしまして、やはり都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、そして、よそ者の視点で様々な地域協力活動を行っていただくということが根本的にあるものから、そういった形でやはり首都圏、県外からの協力隊の募集というものが基本的なところになるのかなと思っております。

以上でございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 基本的な考え方なんですけれども、応募条件のところ、（8）については将来的に新庄市に定着の意欲のある方と書いていますけれども、該当しないですよ。今の課長の答弁ですと、確かにそれは国から示されていますけれども、だったら皆さん定着しているはずなんですけれども、やはり個人的な形で定住は進んでいないと思うんですよ。ですから、もう少し枠を広げていったほうが、来ていただいたほうがいいのかなと思います。

また、先週の答弁でも、やっぱり新庄市に何かしら関わる方が多いと思ったんですけども、新庄市に関わらない方、特に最近ですと九州の方も来るでしょうし、九州の方といえばやはり雪国の生活をしていない方も多いでしょうし、そういう方がもう少し新庄に来ていただくという観点からすれば、やはり雪がないから定着にもつながらない、そういうこともあると思うんですよ。ですから、やはり逆に雪の暮らしが分かる方となれば、山形県内のほうも十分定着率

が高くなると思うので、早速こういうことを言わせていただきましたので、今後どのようになるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

また、やはりこれからの自動車の使い方ですよ。どうしても公務で使う方なので、やはり自動車の使い方とか、細かい点があまりにも国の指導だからということで絞り過ぎていないですかね。だから、新庄市に逆にちょっといづらくてほかのところに移住してもらおうということもあるんですけども、この令和3年度どうだったですかね。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ただいまの御質問で様々な地域おこし協力隊に対する御意見いただきましたけれども、まずは国のほうでの全国的な政策の中でやっているということで、地域おこし協力隊1人当たり480万円、人件費280万円と事業費200万円が全て特別交付税によって賄われるというところ、これをやはり委員御指摘いただいた部分で御不満な点あるかと思っておりますけれども、そういったことも踏まえて、市側として様々なこの地域おこし協力隊を活用できるように、ちょっと制度設計を工夫していく必要があるのかなと認識しております。

また、雪が多いのでということではありましたが、移住世帯といたしましても、米沢とか、あと近場でいえば真室川のほうにも、地域おこし協力隊ではないんですけども、移住の世帯数が増えているという実績ありまして、そういったことを考えれば、雪を理由にできないということもあるかと思っておりますので、こちらもいろいろと取組方法を工夫しながら、地域おこし協力隊も定住していけるような形で、今後進めていきたいと思っています。

何よりも、やはり地域で退任したときの仕事の部分というのは非常に重要だと思っておりますので、そういった部分、自立してカフェとかレ

ストランとかいうふうにつなげていける方はいいでしょうけれども、そうではない方については、民間会社に就職するのとかというところなども非常に大きな定住するに当たっては課題となってくるので、そういったところをちょっといろいろ分析しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 分かりました。ぜひともそこら辺は調査研究していただきたいと思えます。やはり定住していただくのが一番ですので、定住率が低いというのが非常に課題かなと思っておりますので、その一つがやはり雪の問題なのかなと思いましたので、ぜひとも令和5年度に向けては地域おこし協力隊のことについてはしっかり研究していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ページ数、143ページになります。6款2項1目、こちら備考のほうに陣峰市民の森の維持管理があります。主要施策になりますと115ページになります。こちらのほうには陣峰市民の森の要は維持管理業務なんですけれども、維持管理はすごいきれいになさっていてすばらしいものだと思いますけれども、やはりあのものを活用しなければ意味がないと思えます。この運営について令和3年度どのように行ったのかお聞きしたいと思います。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 陣峰市民の森の維持管理業務について御質問いただきました。令和3年度につきましては、委員御指摘のとおり、維持管理については委託のほかしているわけですが、現状、下の駐車場までしか車止めをして通れなくしておったわけですが、令和3年度中に上の芝生広場の奥まで車両を進入できるように

したということがございます。これによって、幼稚園の遠足等々で車で行った際に、下から歩いていかなければならなかったわけですが、それが解消されたことによる利便性の向上を図られたのかなと感じております。

ただ、一概に車両が行けたからいいということだけではなくて、いろんな問題も含まれてきますので、そちらを総合的に判断していろいろ改善点を図っていききたいと考えています。よろしく申し上げます。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** 車の交通だけではなくて運営ですよ、私聞いているのは。やはり運営していかなければあそこにもなかなか行く方が少ないでしょうし、運営方法を教えていただきたいと思うんですけれども。要はしていなかったらしていなかったでいいので、令和5年度にやりたいとか、何かそういうものがあったら教えてください。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 陣峰市民の森の運営ということですが、実際的には管理業務のほか森林学習で使っているぐらい、こちらとしては行政で直接している部分については、その程度でございます。

以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** それではもったいないですよ。あれだけの広大な土地、あれだけきれいに管理している。やはりこれは運営方法を考えていかなければいけないと思えますけれども、令和5年度に期待したいと思います。課長から予算のときに何か出てくるのを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。今回はこれで終わりにさせていただきますので、よろしくお

願います。

最後になりますが、ページ数、137ページになります。6款1項3目、こちらにイノシシ等鳥獣被害対策補助費が出ております。こちらはやっぱり毎年のようにイノシシの被害が拡大しております。その中において、しっかりとした予防対策も含めて取り組むべきだと思っております。成果表によりますと、103ページのほうに載っておりますよね。イノシシ、ニホンジカニホンザル、ハクビシン載っておりますけれども、やはりこれだけ農作物が被害があったり、今、猿も結構多いと思います、イノシシもそんなんですけれども。やはりしっかりとした鳥獣対策をしていかないと、農作物かなり荒れると思うんですけれども、令和5年度はどのような予防対策をするのかお伺いしたいと思います。

**柏倉敏彦農林課長** 委員長、柏倉敏彦。

**今田浩徳委員長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** こちらの鳥獣被害対策については、実際被害が出てからでないとな等を設置することができないということもございまして、まずは通報をしていただいて、職員が確認をした上で猟友会のほうにお願いして、わな等の設置を行っているというのが現状でございますので、そちらの連絡、それから確認、それから早期の猟友会への依頼というようなことで活動に努めていきたいと考えております。

以上です。

**17番（佐藤卓也委員）** 委員長、佐藤卓也。

**今田浩徳委員長** 佐藤卓也委員。

**17番（佐藤卓也委員）** ぜひとも、こちらの予防対策協議会ありますよね。予防対策ですよ。せっかく予防対策の協議会あるのですから、被害が出てからではなくて、ある程度準備も必要だと思いますので、そこら辺をしっかりと活用していただきたいと思っております。

また、猟友会のやっぱり担い手も少なくなっておりますし、そこら辺の課題解決も必要だと

思うんですけれども、最後に猟友会の言わば拡大を含めて令和3年度はどのように行い、令和5年度はどのようにするのか、お伺いしたいと思います。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** それでは、猟友会について私からお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり会員の高齢化ですとか、会員の減少というのは毎年少しずつありまして、現在のところ会員数50名ちょうど、平均年齢がおおよそ65歳となっております。こちら会員数の維持、または新しい会員の確保対策につきまして、狩猟免許取得支援事業補助金というものを設けてございます。新庄猟友会に加入している方の免許取得の経費の2分の1、3万円を上限として補助を行っている事業であります。こちらの周知と利用拡大に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願います。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時24分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

次に質問の方。

**12番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**今田浩徳委員長** 奥山省三委員。

**12番（奥山省三委員）** 私のほうからは、決算書の182ページから191ページまでの指定管理者制度の主な施設についてちょっとお聞きしたいと思います。

各施設の修繕費を見ますと、何か毎年ちょっと数字が上がってきているように感じられます。このままの対応でよいのでしょうか。指定管理料についても増加しているように思われます。この指定管理料は定額ではないのでしょうか。

前に公共施設白書で、公共施設の現状、施設

の多くは建築後30年以上経過していて、更新時期が一斉に集中するものが全施設の3分の1を超える、約57%あるとなっていますけれども、今後これはどのようにやっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**渡辺政紀社会教育課長** 委員長、渡辺政紀。

**今田浩徳委員長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 社会教育課で所管しております指定管理業務に関わる施設全体のまず修繕費の伸びのことでございますけれども、やはり修繕費につきましては、計画的にその施設に平準化しながら修繕を進めていると。やっぱり施設の利用において、一番利用者の方の安全安心を第一に考えまして、施設の優先順位というのを考えて修繕を進めているところでございます。

また、指定管理料が高額になっているのではないかとこの部分でございますけれども、やっぱり昨今コロナの影響の下で、施設の利用者が少なかったりすることによって、指定管理者の収益となる利用料金収入が伸びていなかったり、また雪の関係で除雪の部分の費用がかかったり、または灯油関係の値上がりなどがございまして、実際かかる経費が伸びたために、令和3年度などについては、前年度比よりも総じて指定管理の委託料は伸びているというところでございます。

あと、施設の長寿命化に係る分につきましては、それにつきましても、施設の長寿命化の計画の下に、必要な大規模な修繕などを施しながら使っていただくような形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

**12番(奥山省三委員)** 委員長、奥山省三。

**今田浩徳委員長** 奥山省三委員。

**12番(奥山省三委員)** 公共施設総合管理計画というのがありますけれども、それによりますと、施設の統廃合、複合化に向けた取組をするとなっていますけれども、第1期の平成29年、

第2期、平成34年、今年ですけれども、この計画はどのように実施されているのかお聞きします。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**今田浩徳委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 公共施設等総合管理計画の部分でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

実際にこの計画を立てたのが平成29年3月ということで、昨年、国の改編に伴いまして一部変更、そして見直しさせていただいたところでございます。今質問にあった将来の改修更新費用等の推計の部分での御質問あったとおりになすけれども、現在やはり建築後30年過ぎている部分がそれ相当来ているというところで、また、建築後51年を経過しているものも当然ございますので、その辺については大規模改修ということは行わず、60年を経た年度に建て替えることとしますということであっておるところでございます。

実際に建物のいわゆる集約という部分についても、今現在使用している利用体系、利用状況等も踏まえまして、今後それら同じような施設の中で合築するものがないかという部分も含めて、庁内でも検討すべき問題だと捉えております。

なかなかやはりこれだけ経年しているという部分では、あちこち当然修繕等がかかるわけでございますが、それらについては中期財政計画等の毎年の見直しの中で各課からのヒアリング等を受けまして、更新のいわゆる修繕計画というものも出していただきながら、修繕等を図っていくということでございますので、当然これだけ人口減少が進む中でコンパクトシティを掲げる部分では、それ相当の部分でやはりこれだけ建物を持っているということもなかなか難しいという部分がございますので、その部分については、同じような施設、同じような年数で

なっている部分については統廃合ということも考えながらやっていかなければならないと思っておるところでございます。

以上でございます。

**1 2 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**今田浩徳委員長** 奥山省三委員。

**1 2 番（奥山省三委員）** だから、その計画が今回第2期で平成34年、今年となっているけれども、この計画は実施されていないということでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 委員長、荒澤精也。

**今田浩徳委員長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** この計画自体については、実際にここでいう計画の期間については10年ということでございますので、その位置づけの中でやっているという部分でございます。実際に中間期を迎えたこの年にはあるわけでございますけれども、今回の見直しに当たっては国で示された部分が加わっていなかったという部分がありまして、公営企業の施設インフラの部分の記載がなかったりということで、それらの部分について見直しをかけたということでございます。決してこの計画がそのとおりに進んでないということではなくて、これに従っていろいろと修繕等の計画をされているというような状況にあります。

ただ、実際この計画どおりにならない部分については、当然緊急修繕というような形でも入ってきているところもございますので、それらについては、毎年それぞれ各課からの当然聞き取りをしながらやっているということで、実際に目指すところについては10年間で5%の縮減という大きな目標を掲げてございますので、新しい建物は今すぐするということではなくて、10年を目指して5%縮減するという計画の下にやっているというような状況でございます。

先ほどと繰り返しになりますが、同じような施設等がある中で、それら合築することができ

ないかということで、今、今後10年後の部分で、あと5年後ですけれども、それらを今から検討していくという状況にあります。

以上でございます。

**1 2 番（奥山省三委員）** 委員長、奥山省三。

**今田浩徳委員長** 奥山省三委員。

**1 2 番（奥山省三委員）** 今の課長の話だと、これから検討していくという感じでしたので、この総合計画、これは何なんだというふうに私からちょっと思わせるというか、そういうふうになりますので、絵に描いた餅にならないように、ちゃんとやっぱり計画をしながら実施計画といえますか、それに基づく財政も併せまして、そのようにやっていただきたいと思います。

それから、市の監査委員の報告でも、17億円去年より膨らんでいるという監査報告もありましたけれども、これ以上市債を増やさないようにして、今後の新庄市の財政を健全にやっていくようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

**今田浩徳委員長** ほかに質問ありませんか。

**1 5 番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**今田浩徳委員長** 小嶋富弥委員。

**1 5 番（小嶋富弥委員）** 私から117ページ、3款民生費2項児童福祉費についてお尋ねいたします。日新放課後児童クラブの工事費1,700万円ありますけれども、まずこれ、どこを直したんだか、まず教えていただきたいと思います。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** こちらは令和3年度に修繕をさせていただきましたけれども、屋根の防水改修並びに床、外壁等を改修させていただいたところでございます。

以上です。

**1 5 番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

今田浩徳委員長 小嶋富弥委員。

15番(小嶋富弥委員) 成果表を見ますと、元農業高校の寮の跡の星芒寮というやつを改修して今使っているわけですね。言うまでもなく、日新の児童生徒はずっと歩いて玉ノ木の東高の生徒の寮の跡地だったわけですね。かなり御不便をかけてずっといて、かつて私も星芒寮を使って児童クラブをやったらいいでないかとしたんだけど、当時は、大分前の話ですけども、北高定時制の給食をやっているからできないというようなことだったんですね。

でも、その後いろいろ検討して、星芒寮を使用して改修したと。かなりお金をかけて、あそこ星芒寮跡に日新の学童保育をした。大変よかったなど、近くてよかったなど思っておったんですけども、やはり建物もかなり老朽が進んで、その後2回ぐらい大規模な改修をしているわけですね。そして、また今年も床とかやっているんだけど、もうそろそろくたびれてきて、これ以上無理ではないのかなという気がします。

やはり、生徒の定員マックスが90人ですけども、この成果表を見ると、ほとんどマックスの89人が利用していますね。ほかの市立の学童保育も、ほとんどこの定員に近いマックスの児童生徒が利用する。それだけニーズがあると思うんですよ。大変いいなと思っているんですけども、日新がこれだけ90人も学区の大きいところにいるわけで、いつまでもいつまでも星芒寮の跡で大丈夫なんですか。

今ここで、はい、分かりましたなんていうことは不可能だと思うんだけど、9月に決算委員会も、従来は12月だった。でも、12月はもう予算編成になって、次の年に決算の要望ができないということで9月になりました。この件は、新田委員もおっしゃっていました。全くそのとおりと思うんだけど、そういう意味を込めまして、将来的にこの日新学童をどうい

ふうにするかということをお聞きしたいんですね。

やはり明倫も萩野も、新庄小はもうやっぱりすぐ学校にあるというようなことでね。どういう考え、方向性ぐらいは示していただいてもいいのではないですか。90人もいますよ、一番多い学区なんですよ。どうでしょうか。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。

今田浩徳委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいま、日新放課後児童クラブにおきます今後の方向性について御質問いただいたところでございます。日新放課後クラブにつきましては、委員御指摘のとおり、旧農業高校の星芒寮を借り受け、平成25年に大規模改修を行っております。建物自体、昭和50年に建設され、47年が既に経過しており、全体的な経年劣化、雨漏り等を避けられない状況であり、昨年度屋根の改修等をさせていただいたところでございます。

しかし、今後10年を保障するものではなく、近い将来を見据えた整備の在り方につきましては、喫緊の課題と捉えているところでございます。新たな施設整備も視野に、様々な整備手法を駆使する必要があると思っておりますし、財政面やほかの事業との調整を図りながら検討を進める必要があると認識しているところでございます。

以上です。

15番(小嶋富弥委員) 委員長、小嶋富弥。

今田浩徳委員長 小嶋富弥委員。

15番(小嶋富弥委員) 学童保育は、申すまでもなく、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童生徒を事故や非行から守るとともに、健全育成を図り、親が安心して仕事ができるようなということが趣旨なんですね。やはりこれに沿ってやってもらいたいなとお願いするわけです。



あと、やはり学童保育は、児童が楽しく自由に過ごし、一人一人にしっかり目を向けることが求められるわけですが、その施設の中で。そうした場合、今新庄市の学童保育は、社会福祉協議会にそっくりお願いしているわけだ。丸投げと言ったほうがいいんですけども、この辺もう少しどうなのでしょうかね。子供の預かっている質の向上も含めて、もう少し業者、福祉協議会は地元ですからそれはいいんでしょうけれども、子供たちの質のことを考えると、もう少し委託の事業者を求めて公募をして、そしてある程度競争原理も働かせるのも必要でないでしょうか。学校給食だって、今大手の民間の業者が来て非常に好評を博しているわけですが、これもやっぱりもう少し考えによって、必ずしも福祉協議会だけではいかがかなと思うんですけども、その辺のお考えいかがなんでしょう。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。**

**今田浩徳委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。**

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいま委員より、社会福祉協議会に委託しているという内容につきまして今後の在り方を問われている状況でございますけれども、放課後児童クラブにつきましては、現在公立として4つの児童クラブを運営していただいているわけですが、ここにおきまして定員数230に対して223名の児童数、そして支援員数の数としては19名をお願いしております。**

やはりある程度まとまった事業として成り立っていることもございますので、すぐすぐいろんな競争原理ということではなく、そのきちんと保育の質が高められるように、それぞれの事業者の考え方とすり合わせをさせていただきながら運営をさせてまいりたいと思いますけれども、委員御指摘のとおり、委託先につきまし

ては、公募等、大手機関のところも想定されるところはございますので、競争原理も検討しながら、保育の質が高められるよう子供たちを見守ってまいりたいと思いますので、今後とも検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**15番（小嶋富弥委員） 委員長、小嶋富弥。**

**今田浩徳委員長 小嶋富弥委員。**

**15番（小嶋富弥委員）** いろんな方法があると思うんです。その中でやはりよりよい選択をしていただきたいと思うんです。

実は、ある子供の保護者のほうから、学童保育に関して相談を受けたことあるんです。やっぱり子供ですから、いろんな大人の感覚と違って子供の感覚と支援の先生方のずれがあったようなことで、保護者は学童の所長ですか、クラブの相談に行ったら、市からこういうふうなことをやっているから、市の言っているとおりにしていますというようなお答えだったそうです。ところが、今度市のほうに御相談に行ったら、いや、福祉協議会のほうにお願いしているんだから、もちろんマニュアルあるんですけどもね。それでなかなかおやつのものでちょっとトラブルった内容です。それで、やはりこの保護者も大変困って、最後は学童をやめさせたようなことなんです。

例えば、人間ですから、子供ですから、相手は、やっぱり親御さんをお願いして、見えないところで信頼してやっていますので、そういったトラブルがあるのは当然、人間ですからある。その場合の解決策というのは、どういうふうにやっているのかなと。やはり、保護者はなかなか強く言えないと思うんです。そのために保護者会とか、そういういろんな問題とか、そういったものがどうなっているのかなと。安心して預けるためには、信頼を得るためには、そういう意見調整とか、そういった場合は、協議会はないけれども、せめてその学童の保護者会みたい

なものはどうやっているんですかと。

丸投げしているわけではないんですけれども、そういったチェックとか、そういったきめ細かい、行政で今までそういうこと、トラブル等の解決にはどういうことを図ったかなど。恐らくないとは言わないと思うんです。いろいろトラブルあるんです。やっぱり子供ですから、これはしようがない。そういった場合、やはり解決策、どのような方法で今までその保護者の安心安全のために行ったかなど。今後もあり得ることですので、その辺のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時46分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開します。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。**

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** それでは、委員のほうから、社会福祉協議会に委託している内容につきましてトラブルが発生した場合の対応の仕方につきまして御質問いただいたところでございます。

こちらの支援員の方につきまして、通常何かトラブルが発生した場合には随時こちらの子育て推進課のほうに御連絡いただくこととなっているところでございます。委員御指摘のような全体での集まりという部分につきましては、本来ですと例年春先に保護者会的な集まりの場を設けていたということを伺っておりましたけれども、令和3年度につきましては、コロナ禍の影響もありそういった会合ができない状況でいたと伺っております。

今後ともトラブル等発生した場合には、逐次こちらのほうに連絡をいただく中で、対応策を随時対応させていただいているところでありますけれども、今後コロナの状況も見ながら、保護者会的な全体での集まりの中で、保護者の意見等を反映できるように対応させていただければと思います。

以上です。

**15番(小嶋富弥委員)** 委員長、小嶋富弥。

**今田浩徳委員長** 小嶋富弥委員。

**15番(小嶋富弥委員)** やはり子供ですからね、行き違いとかは当然あってしかるべきですよ。でも、そういったものをやっぱりこじらせないで、感情的になるとなかなか解決するものもできなくなると思うんです。やっぱり初期の段階で、そういうものがあつたというようなことをやっていただきたいと思います。

ですから、福祉協議会一か所だけでずっとやっていると、慣れというかそういうものになってくるような気がするんですよ。やはりあの部分では切磋琢磨しながら、健全な子供を預かって育てるんだということも必要ではないかなど、私はそういう観点から先ほどの発言したわけでありまして、あと指導員、補助員の定数、基準というのは、例えば何人に何人の指導員、支援員ですか、そういったものが必要なんでしょうか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩します。

午後2時48分 休憩

午後2時49分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開します。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。**

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 放課後

児童クラブにおけます定員の在り方でございますけれども、こちらのほう40名に対して3名という配置の基準がございますので、仮に90名となりますと、その倍というような考え方になるかと思っておりますので、こちらの対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

**15番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**今田浩徳委員長** 小嶋富弥委員。

**15番（小嶋富弥委員）** 成果表の68ページ見ますと、5番の明倫のところに支援員、補助員が職員5名となっていますけれども、現在4名ですね。これは福祉協議会のネットから調べると、新庄小がたしか4名、日新が8名、明倫4名、萩野3名と、今福祉協議会のデータから見ますとね。これは足りないのではないかなと。なぜかという、やはりこの指導員も短い時間で働く人になると、なかなか正規では、佐藤卓也委員も賃金のことをおっしゃっていました。それに関係するわけですが、大変だと思うんです、この短い時間で雇用してやるというようなことは、今の人がなかなか足りない。

あとは、もう一つ、この資格はどうなんでしょうか。例えば保育士の資格がある方でないと駄目だとか、ある程度、支援員の資格がないと駄目だとかというような、これは制度あるんですか、ないんですか。これにこだわるんでしょうか。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、加藤 功。

**今田浩徳委員長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後児童クラブにおけます支援員の数につきましては、まず令和3年度におきまして、放課後児童対策事業費委託料としまして5,200万円ほど計上した結果となっておりますけれども、前年度よりも120万円ほど増えております。こちらの

内訳としては、特別支援の必要な児童の加配のために、各施設支援1名ずつ増員したことで、全体として4名ほど増えている状況でございます。

また、2つ目の子育て支援員ということで支援員の方の資格につきましては、一定の研修を受けるということでその任をお願いしているところでございます。

以上です。

**15番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**今田浩徳委員長** 小嶋富弥委員。

**15番（小嶋富弥委員）** なぜこんなことを申し上げますかという、やっぱり子供は宝なんです。成果表を見ますと、民間もかなりマックスで、定員いっぱいいっぱいやっている。これだけやはりニーズがあるんですね。やっぱりそれに応えて質のいい新庄市の児童生徒を育ててもらいたいなという、私はそういう強い気持ちでお聞きしたわけでありますので、やはり行政としても子育てをしっかりとやって、そして新庄は子育て、学童保育もしっかりやっているなど。そうすると、よそから見た場合に、充実しているなど見た場合には、新庄に来て子育てしましょうかと、共働きでもいいですよと、新しい住宅を求めて新庄に定住しましょうかというようなことにつながると思うんですよ。

若い方々が非常に東根等に望むんです。いろいろ雪の問題もあるでしょうけれども、そういった子育ての、今ネット世代ですから、情報が早いんですね。子供が例えば病気になった場合にはすぐ行けるとか、いろんな条件あるんですけども、やっぱり定住人口を増やす一つの事例だと思うんです。ここに腰を据えて、手厚い児童生徒、子供、学童保育だけではないですよ。子供の学力の向上も含めてなんですけれども、まずは子育てしやすいようなまちを、新庄市をしてもらいたいなと思って発言しました。課長さん、聞いていていかがでしょうか。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、  
加藤 功。

**今田浩徳** 委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 貴重な御意見ありがとうございます。ただいま小嶋委員がおっしゃったように、子育ての新庄市がうたえるような施策展開ができることを望みたいと思っているところでございますが、やはり全て事業費が伴うことでもございますので、きちんと将来的な設計の中で事業展開ができるよう考えていきたいと思っております。

また、子育てにつきましては、子育て推進課一課ではなく、全体的な取組が必要ではないかと思っております。庁内挙げて取り組めるような体制がまず必要ではないかと思っておりますし、一つ一つの事業がそこそこできているのが新庄市ではないかと思っております。その一つ一つの事業を複数の組合せをすることによって、対外的なアピールをする。

他市の事例を見ますと、ある市長がテレビに出まして、コマーシャルに出ているというようなPRの仕方もございます。これはまさにシティプロモーションという部分ではないかと思っておりますので、そういったこれからの情報展開につきましても、庁内挙げて取り組めるようなことが考えられないかということで検討させていただいているところでございますので、これからも御意見賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

**15番（小嶋富弥委員）** 委員長、小嶋富弥。

**今田浩徳** 委員長 小嶋富弥委員。

**15番（小嶋富弥委員）** ありがとう。心強いな。やっぱりそういう職員が新庄で頑張っているということは、大変うれしいしありがたいと思っておりますので、御期待申し上げます。

そこで、私は市長にお聞きしています。そういう今の心強い職員の皆さんいるわけですので、

令和3年度の新庄市一般会計・特別会計、これから進みますけれども、決算意見書を監査委員から頂いております。そして、ずっといろいろあって、むすびの最後に将来像を云々と書かれていますけれども、この意見書に関して市長はどのように受け止めて、これを今後の市政にどのようにひとつ反映いたすのかなというようなこと、お答えいただければ大変ありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**山尾順紀** 市長 委員長、山尾順紀。

**今田浩徳** 委員長 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀** 市長 御指名でありますので、ありがとうございます。

監査委員からの講評につきましては、持続可能という言葉がよく出てくるなど、新しい新庄市の在り方というようなことを求めているということでもあります。私、日頃から職員に対しては、昭和は成長の時代であると、平成は成熟の時代であると、さらには、令和は文化創造の時代であるというようなことを研修の際にも言っております。

それは、これからの時代、混沌とした時代の中で、自分たちがどのように生きていくかというのは非常に不確かな時代に入ってきているというようなことだと思っております。その中で、やはり文化創造というようなことにつきましては、文化はそれぞれの生活であるということで、生活をより高めていくことが大切だと思っております。

その中で新庄市が目指すところ、この持続可能な言葉の前後には、少子高齢化ということで、税収の減収が見込まれるということが言われております。そうしますと、まちをどのような形にしていかなければいけないのかと。税収が入らない中で文化をどう創造していくのかということは、一つはコンパクトシティーというような形を求めるべきであろうということも思っています。

また、文化創造につきましては、共通の認識が必要であろうということで、歴史まち文化保存事業を取り上げて、新庄は城下町であると、これは揺るぎない、まさしく全員の基盤であると思っております。これをベースにしながら、次なる時代を創造するのは、それぞれがこの中でどう生きていくかというようなことを問われる時代なんだろうと思っております。

そういうような意味において、今後コンパクトシティ、税収が少なくなると。特に、団塊の世代の後期の方々、80歳から上の方々はかなりの年金を頂いているわけでありましてけれども、我々の時代からは退職金が、もう当時から見ると、私の1つ、2つ、3つ上でも3年かけて約400万円ぐらい少なくなってきたと。

年金も、今は国民年金と社会保険の一本化ということで、さらには非正規労働職員が非常に多くなりつつあるということになりますと、やはり将来、監査委員言うとおおり、税収が本当に少ない時代が来るんだろうと。また、消費も少なくなるんだろうなということがあります。やっぱり最後は、身の丈に合ったまちづくりが必要なんだろうということを肝に銘じているところでもあります。

そうした意味で、基盤とする新庄の城下町ということをしなが、コンパクトをしなが、身の丈に合ったことをどうやっていくか。しかし、そこの中には住んでいる皆さんが安全安心で希望の持てるということがとても大事であると。医療福祉という問題につきましては、県立病院をおかげさまで県で建てていただいて、大変ありがたく感謝しているところでもあります。そういうことも含めながら、まちの活性化を図っていかねばいけないということであります。

大変失礼な話になりますけれども、委員の皆さんからはあれもやれ、これもやれ、あれもやれ、これもやれと、本当にただただうれしい限

りでありますけれども、振る袖の中には全て入っているわけではないので、その辺も絞りながらやっていかなくてはいけないと思っております。

監査委員からは毎年このような形で御指摘いただいているので、それを肝に銘じながら、どんなまちづくりが大切なのかなと、最終的に申し上げますけれども、コンパクトの陰にあるものは、あるものを生かしていくと。あれもプラス、プラス、プラスではなく、あるものを生かしてプラスしていくと。横に広げるのではなくて、そのものを縦に上げていくと。縦に磨き上げていくということがとても大事だと、職員にもそういうような形で職員研修のときなど言っているわけですが、そんな思い通じたかどうか分かりませんが、市政の中で歴史まち文化保存事業、そして新庄開府400年を迎えられるという歴史的なことがあるということは、市民の皆さんにとっても共通の基盤として、将来に向けていきたいなと思っておりますので、講評を受けて感想になるかどうか分かりませんが、日頃考えていることを述べさせていただきました。

以上であります。（「ありがとうございます。終わります」の声あり）

**今田浩徳委員長** ほかに質問ありませんか。

**13番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**今田浩徳委員長** 下山准一委員。

**13番（下山准一委員）** 決算書の106、107ページ、3款民生費1項社会福祉費1目民生委員・児童委員の活動事業費に関して御質問申し上げます。

民生委員に関しましては、前から定数問題、後継者問題、または待遇問題と、いろんな形で質問をさせていただきました。昨日は敬老の日であります。先ほど八ヶ岳委員のほうから、独り暮らし老人世帯、高齢夫婦世帯がもう3,000を超えているという話もありました。民生委員の存在そのものが高齢者にとってすばらしい存在

であるなど思っております。その御労苦に深甚なる敬意を表したいと思ます。

それで、まず定数なんですが、最近預けられましたタブレットで検索しましたら、4地区総数81名、うち主任指導員8名ということですか。欠員5名になっておりますけれども、実際、令和3年度は欠員何名だったんでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 令和3年度は、欠員が5名ということになっております。**

**13番(下山准一委員) 委員長、下山准一。**

**今田浩徳委員長 下山准一委員。**

**13番(下山准一委員) 私が見た名簿は令和3年度のままだったのかなという気がしますけれどもね。欠員が5名ということは、不在地区が5地区というふうに見てよろしいんですよね。そうしますと、不在地区はどういう対応をされているのか。例えばほかの民生委員の方のお力を借りるか、または市の職員が直接担当するとか、そういう形で対応されているかどうか、お聞きします。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 近隣の民生委員などにも御協力をいただきながら、主には地区の区長に御協力をいただいて情報提供をいただきながら、市の職員も協力しながら、地区の状況を確認しております。**

以上です。

**13番(下山准一委員) 委員長、下山准一。**

**今田浩徳委員長 下山准一委員。**

**13番(下山准一委員) 例えば欠員の理由というかな、適任者がいないということなんだろう**

けれども、前から後継者の育成については、例えば健康福祉推進員の方に研修を積んでもらってなれるとか、いろんな方法あるんじゃないかということで提言したことがあります。ただ、全然進んでいません。

現職の民生委員を見ますと、意外と市職員のOBとか、教員のOBが結構なられている地区がある。中にはこんな話もあったのが、次の人を見つけないうちに辞められないみたいな制約があると、逆に受けづらくなるんだよね。それで、人数の割に受持ちの区域が広がってきている。ますます大変になってくるんだよね。かといって、その区域を細分化すれば、今度人数が多く必要になってくるし、また困るしね。だから、その辺もう一度根本的に民生委員の役割とか待遇とかいろんなものを考えて、本当に大事な役割だと思う。

成果の53ページにも書いてあるんだけど、地域住民の身近な相談役、住民と行政のパイプ役、地域福祉の充実向上に大いに寄与されていると明言されているわけだから、やはり存在としてなくてはならない存在なので、その点、定数管理というか、後継者問題、本当にこれから取り組んでいただきたいなと思います。

それで、成果表を見ていただくと、その活動の中に相談や支援事業がありますよね。ここで民生委員がいろんなことを相談受けたり、支援していることがあるんだけど、担当課として、その情報の共有化とか連携をどのように捉えているのか。そこまでちょっと踏み込んでお聞きしたいなと思います。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 民生委員活動に関しては、定期的に活動報告を提出していただいております。こちらは定期的な報告に**

なりますので、民生委員の活動の中で、やはり非常に不安を抱えているような御家庭ですとか、見守りが必要な高齢者の世帯ですとか、そういったものがあつた場合については、民生委員が直接お電話いただいたり、こちらのほうに来庁されて内容をこちらに情報提供いただいたりした上で、民生委員と共に職員が訪問をさせていただいて状況を確認したり、そういったようなことを行っております。

また、今御質問の中にありました後継者不足というところになりますけれども、令和4年度、本年の12月に民生委員の改選の時期を迎えます。新たな民生委員を委嘱するために、今現在民生委員をされている方の中で、今限りでお辞めになりますというような意思を示されている方の地区について、後継者を今当たっているところなんでございますが、確かにその中でも後継者が決まっていないという地区がまだ何地区かございます。その中で、やはり地区の区長などをお願いして新たな方を御推薦いただくような形で、次の方を見つけるような形で進めております。

また、地区の見直しなども進めておりまして、全体的には地区数としては1地区増やす形にはなっておりますが、できるだけ、今現在区長が担当している地区ですとか、あと幾つかの地域が集まって地域づくりをしているような、地域活動をしているような集まりの中で、民生委員が担当できるような地区の見直しを図っているところでございます。これについては、県に申請して地区数を増やすということで、今現在の81地区から82地区ということで、1地区だけ地域を増やすということで県からの了承も得ているところでございます。

ただ、単純に地区を増やすというだけでは、やはりなかなかそこにまた後継者が見つからないということでは本末転倒といえますか、活動がまた滞ってしまうということになりますので、

現在、後継者については鋭意探しているところでございますので、できるだけ12月1日の改選時期までには空き地区がないようにということで、今鋭意探しているところでございます。

以上です。

**13番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**今田浩徳委員長** 下山准一委員。

**13番(下山准一委員)** 本当に後継者問題というのは大変な問題だ。やっぱりこれだけ民生委員の方々頑張っていらっしゃって、これだけ多くの相談業務も図られてきた。ただ聞いて、その件数だけ載っているものとは思わないけれども、本当に関係する課、例えば子供の地域生活とすれば子育て推進課だろうし、子供の教育学校生活では教育委員会であろうし、健康保健医療ならば健康課だろうし、やっぱり密にやらないと。今、なかなか我々も議会報告会も開いて、市民の生の声、聞かれない。本当に最前線に立つ民生委員の方々の声というものをやっぱり行政に生かさなければならぬ。せつかくの声を台なしにしては駄目。

実は、ある方からお電話をいただきました。去年ですか、ある眼科医院が閉鎖されました。市内に眼科医院というと、民間3つぐらいあつたのかな。そのうちの1つなくなった。何が聞きたいかということ、健康保健医療の分野で、例えば医療サービスの供給体制というかな、これがうまくいっているのかどうか。

何か近々沖の町か、あそこに内科医院ができるという話もある。これは病院ができればそれだけ医療サービスが充実するかなと思うけれども、その診療科目において偏りが出てきているのではないかなと、そのお電話をくださった方は言っていました。病院が閉鎖して、併せて病人もいなくなるわけではないと。その病人はどこへ行ったか分かるかと言われました。尾花沢へ行っているそうです。

市民アンケートも私、見させていただいたら、

新庄市まちづくり市民アンケートの19番目の項目に、必要な医療サービスを受けることができると、重要度はランク4位。「重要」、または「やや重要」と答えた人が84.5%もいる。一転、満足度がランク10位、「満足」、「やや満足している人」が47.1%、「どちらでもない」が21.5%、「不満」、「やや不満」が22.3%、満足している人が半数いるからいいというものではない。やっぱり市行政としてこの不満とか、満足できない数というのは減らす努力はすべきだと思う。

その点から、例えば医療サービスの偏在化というか偏りについて、例えば市のほうではどういうふうに捉えられて、どういうふうに持っていくようにしているのか、お考えを聞きたいなと思います。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時15分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開します。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** それでは、診療科の偏在についての市の考え方ということで御質問いただきました。確かに下山委員おっしゃったとおり、眼科医院につきましては、井出眼科、県立新庄病院のほうで診療ができるというところで、2か所で診療ができるようになってございます。前はもう一か所東山のほうに眼科がありました、そちらが閉院ということでございます。

また、そのほかにも診療科の偏在につきましては、産科婦人科につきましても県立新庄病院、分娩につきましては県立新庄病院のみ、また三條医院においては産婦人科の診療ができるようになってございます。また、精神系につきましても、2か所ほどとなってございまして、医師の確保

については、全体の医師の確保についても山形県全体の大きな課題と考えておまして、その中で例えば先ほど申した産科であるとか、小児科であるとか、こういった先生たちがやっぱり少ないということで、特定の診療科における医療不足についても深刻な状況だということで捉えております。それは新庄市においても同じだと。そういったことで医師の偏在も含めまして医師の確保は大変重要な課題と捉えまして、市としても考えております。

以上です。

**13番(下山准一委員)** 委員長、下山准一。

**今田浩徳委員長** 下山准一委員。

**13番(下山准一委員)** その偏在化について問題意識を持っているということはいいことだなと思います。ただ、新庄市の医療は、例えば3万4,000を基にした医療体制ではないということだけは分かっていたきたい。いろんな科目で、最上郡の方々が結構新庄の医療機関にお通いになっている。だから、この問題は新庄市一つだけで解決するものでもないし、前はどうか、例えば最上地域保健医療協議会というのかな、たしか正式名称はこれだったと思うんだけど、通称保医協と言っていた。そこでは、県、または保健所、それから医師会とか、8市町村の首長方とか、いろんな方々が集まってこの最上地域の医療について話し合う場だった。

たしか、今回の決算書を見ると、保医協の予算は載っていないで、前に課長に確認したら、コロナで集まりできないので予算も何もなかったという話は聞いたんだけど、やっぱりその場で新庄市の医療はこうあるべきだとか、この部分は県のほうで頑張っていたきたい、この部分は最上8市町村で一緒にやっていきたいと思いますとか。例えば、医師の確保だって、最上郡医師会というか、新庄最上郡医師会というか、そこにもお願いして、医師の確保なんかも協力してもらおうとか、やっぱりいろいろと手だて



あるわけ。

だから、せっかくある組織を生かしてこれからやってもらわないと、自分が関係する例えば血圧高いといえは内科で済むかもしれないけれども、自分が受けたい診療科目がなければ満足できないわけですよ。その点も考えて、本当に市民のための医療体制を構築していただきたいなどお願いをしたいと思います。

次に、決算書150、151ページの3款土木費、道路橋梁費の中の市道区画線設置業務委託料、これについてお聞きしたいと思います。

前から、例えば小学校の登下校の見守り隊ですか、あの方々からも言われた、白線が見えないと。先日も、二、三歳のお孫さんがいるおばあちゃんから言われました。孫は急に表へ出ていくんでね、この線から出ては駄目だ、白い線から出ては駄目だと。お孫さんは何するかと、きょとんとしている。あるべき線がないんだもん。よく見れば痕跡だけある。

これも市民アンケートのやつを取らせていただきました。重要度、安心して通行できる道路が整備されている。細分化されていないので、必ずしもラインのこととは限らないですけども、やはり運転者、または歩行者にとって安心できる道路というのが求められているんですよ。重要度はランク2、「重要」と「やや重要」を合わせると85.9%の方々が重要だとしている。ところが、満足度ランク21、「満足」、「やや満足」が33.5%、「どちらでもない」が20.7%、「不満」、「やや不満」が40.4%、どう見るかということですよ。

最近、横断歩道で歩行者を待たないだけで罰則食らうような時代にもなってきている。線が見えないと判断つかない。例えば横断歩道は市の管轄でないとしても、やっぱり歩行者、運転者の立場になれば、県の公安委員会なんかにも物を言っていかなければならないと思う。市ができる範囲、例えばセンターラインとか、路肩

のラインとか、そういうのはどういう計画の下に、400万円だかかかっているのではなかったかな。どういう計画の下にやられているのか。例えば優先順位、通学路とか、いろんなところを考えていらっしゃるんだろうけれども、もう少し雪国に合わせたライン引きをしていただきたいなと思うので、どういう計画の下にやられているか。

また、市が直接管轄していない横断歩道なんかも、これは市民にとったら、国道であろうと県道であろうと市道であろうと、大事なもの。だから、それがこうやって不満に表れてくるのかなと思う、区別がないから。全部が全部、市の責任と言わないけれども、どういうふうな形で整備されているか、お聞きします。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 市道の維持管理につきまして御質問をいただいたところです。市道の区画線、今回御指摘いただいている部分でございますが、令和3年度の決算におきましては480万ほどの予算を計上して実施してきたところでございます。実際に例年400万円から500万円弱程度ということでの実績で、毎年計画的に進めているということでございます。

一般的には、冬期間の除雪期間が終わった頃に全体の道路の線の状況を確認させていただきまして、優先的には学校周辺の通学路の近辺を早めに、新入生が入学当時、入学式が終わる頃に合わせてできるような形で準備をするように進めております。ただ、実際には春から夏場にかけて継続して線を引いている状況にありますので、4月頃引き終わる部分から8月頃までかかってしまう部分までであるという認識しております。

実際に計画的にということですが、一年を通して職員のパトロールによって、三百数十キロメートルの市道の路線に関してパトロ

ールを行って、悪いところに関しては応急的な処理もしながら実施しているところがございますが、市民の皆様からの情報などもありながら、その内容に沿って確認をさせていただいて、優先度を決めて実施しているということでございます。

何分ちょっと延長が長いところがございますので、年度内に全て終わらせるということではできない部分もございますが、その内容につきましては、劣化度また優先度に合わせて実施しているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

また、横断歩道、また停止線などにつきましても、県の公安委員会で実施する部分でございますが、劣化の状況につきましてはまた市民の皆様からの情報などもいただいて、市からもその情報をいただいた内容について、公安のほうへ申入れもさせていただいている状況でございます。また、各学校で交通安全点検などということで実施もされておりますけれども、その中から公安に向けて要請している場面もございますので、そちらも両方併せまして要請もさせていただいているところがございます。

また、なかなか市道の満足度が40%、不満の方がいらっしゃるということで、区画線と併せまして路面の状況なども、傷んでいる部分も多数あるかと思えます。皆様方からの情報をいただきながら、緊急な場所につきましては直営にて対応を行いながら、できるだけ予算化できるような形での対応を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

**13番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**今田浩徳委員長** 下山准一委員。

**13番（下山准一委員）** 春にチェックしてということではなくて、もう今から線が見えないところがいっぱいある。ある程度めどをつけて、もう最初から通学路大優先だと。歩道を整備し

ているところはいいいけれども、路肩のラインというのは本当に子供たちの生命線だと思う。だから、そういう優先順位なんていうのは前年度にもうある程度めどつけて、4月に入ったらすぐできるような、雪解けですぐできるような体制を取らないと、小学生が通い始めて大分たってから線引くでは駄目だと思うよ。やれることだと思う。

あと、県の公安委員会にもっと強く言うべき。何か全体の予算から割り出してやるんだろけれども、ひどいもんだよ。除雪車とかスタッドレスタイヤで削られて削られて、そこら辺も強く要望していただきたいなと思います。

それから、ちょっと気になったことが一つありました。同じく150、151ページに、街路樹剪定委託料というのが2つあるんだけど、どういう意味なんだろう。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 街路樹剪定業務委託につきまして2項目、同じ項目で記載してありました。この記載、ちょっと補足説明があればよろしかったかと思っておりますけれども、一つがシルバー人材センターにお願いして応急的に行うような対応のもの、もう一つが本職の造園屋に剪定をしていただくための、路線ごとに計画をつくって実施をする街路樹の剪定ということで、2項目計上させてありました。こちらちょっと内容的なものを補足して記載すべきでありましたので、申し訳ありません。次回からそうさせていただきますと思います。

以上でございます。

**13番（下山准一委員）** 委員長、下山准一。

**今田浩徳委員長** 下山准一委員。

**13番（下山准一委員）** 街路樹は、よそから来るといいように見える。前も言ったけれども、住んでいる人にとつたらいまいちなんだよね。葉っぱは落ちてきて、雨で濡れると滑る。うち

の中へ入ってくる。根っこが歩道を傷めさせる。根っこは盛り上がり凸凹になる。除雪もしにくい。今、枯れて撤去したところは、私のところは三吉町の町内会とか、東山の町内会でシバザクラを植えてきれいにしてくれている。逆に、街路樹なんかは取っ払って、各町内に委託して、花の苗でもやるとか、そっちのほうじゃ効果が、きれいになる。これもひとつ考えてほしいな。

公園の維持管理だって、各町内に任せている部分があるでしょう。やれないことはないと思う。大変な思いして何百万もかけて枝切ったりとかいろいろやられるよりは、よっぽどきれいに見えますよ。町内の財源にもなるし、役割も与えられればやりがいも出てくるし、そういった面でもやっぱりもう一度、街路樹の在り方というのは考え直す必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 委員長、長沢祐二。

**今田浩徳委員長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 街路樹の在り方ということで御意見をいただいたところです。市内に各所に設置しております街路樹につきましては、道路整備の段階で周辺環境整備ということで整備をしてきたところでございます。それから長年たちまして、結構街路樹も大きくなってしまっている部分、また枯れて形が変になってしまっている部分も多くありますので、そちらにつきましては、今後の対応の仕方についてしっかりと考えていく必要があると考えております。

また、住民の方からの緑化の推進ということで都市整備課では緑化の推進という事業も行っておりますので、花の苗を配って緑を多くしてもらい、花の苗を育てていただくということも一つの事業の方向性の在り方なのかなということもございまして、こちらにつきましても今後検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時41分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

なお、奥山省三さんより欠席届が出ております。

**小関紀夫商工観光課長** 委員長、小関紀夫。

**今田浩徳委員長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 先ほど、叶内委員から御質問のありました観光地環境美化推進事業についての随意契約理由でございますが、こちらは地方自治法施行例第167条の2第1項第2号により、環境美化だけでなくあくまでも観光地を訪れました観光客等への対応や案内を行うため、観光協会に随意契約をさせていただいたものでございます。

あと、実際に問合せ等々がどのぐらいあったのかという御質問もいただいたと思いますが、そちらのほうまでは把握しておりませんので、あしからずお答えできないことを御了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

**今田浩徳委員長** それでは、歳出、ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 歳出についてありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありますか。

**1 番(佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 討論の発言を許します。原案に対して反対討論ですか。賛成討論ですか。

**1 番(佐藤悦子委員)** 原案に反対です。

**今田浩徳委員長** 認定に反対討論として、佐藤悦子委員。

(1番佐藤悦子委員登壇)

**1 番(佐藤悦子委員)** 2021年度、令和3年度

一般会計決算に反対討論を行います。

初めに、評価される場所としては、小中学生の通学バス利用の無料化、それから福祉タクシー券の拡充、1人当たり1万5,000円分まで増額されたこと、そしてまた、特別会計ではありますが、国保税、前年比1人当たり1万円の引下げという点です。

反対の理由を述べます。

1番は、正職員数が少な過ぎると思います。もっと採用を増やすべきだと考えます。2020年度までの10年間で、事務事業数は職員1人当たり1.24倍に増えています。それなのに、当市の正職員数は減らされてきました。理由は指定管理、民間委託、民営化が進められてきたからだとして副市長が答えてくださいました。

2019年度、令和元年度の財政状況、類似団体比較カードによりますと、人口1,000人当たりの職員数は当市が6.76人、類似団体では10.18人です。人口3万4,000人にしての比較にしてみますと、当市は116人も少なくなっています。職員の給与はどうかということで見ますと、人口1人当たりの職員給は当市が3万8,971円、類似団体は5万8,056円です。一方、市長の給与は月12.27万円高くなっています。議員報酬は月4.27万円も高くなっています。

こなし切れない仕事は職員のせいではありません。急速なデジタル化に対応できない市民一人一人に寄り添った丁寧な対応が職員に求められています。長時間労働では、病気や早期退職を増やすことになります。類似団体の職員数を参考に正職員を増やすべきです。

当番制での庁内清掃が行われているところがありますが、ただ働き残業になります。残業代を遡って支払うべきだと思います。

第2として、指定管理、民間委託、民営化が労働者の低賃金、不安定雇用を増やし、地域の少子化、人口減少を加速させています。正採用、そして最低賃金の大幅引上げが必要だと思いま

す。

3番目は、マイナンバーカードは、個人的には、個人情報が大企業のもうけの種にされるといいます。個人情報の保護や規制対策がEUに比べて貧弱な日本だと言われています。一つの番号に個人情報を全てつなげていくマイナンバー制度は危険です。

4番目に、学校統廃合である小中一貫校づくりは問題だと考えます。小中一貫校である明倫学園建設で建設費用が上がり、少なくない事業費が市外へ流れていきました。市の借金が大幅に増え、単年度実質収支が当市は3年連続赤字となりました。財政危機が懸念されます。小中一貫校は学校統廃合のためのものであり、子供の足で通える小学校をなくし、子供から地域を奪うものです。小学校高学年としての大事なリーダー経験をさせられないという問題も非常に重要です。小学校や小規模校は統合しないべきだと思います。

5番目として、国の悪政の防波堤となって住民を守る姿勢が重要だと考えます。自治体としてできることを最大限やりながら、国や県に積極的に要望活動を進めることが重要だと思います。例えば、物価高騰から市民を守るために水道料金の引下げとか、子育て支援として18歳からの医療費無料化、学校給食費の無料化など、市としてできることを実行することが重要です。物価高騰を抑えるには、国として消費税を直ちに5%に減税することではないでしょうか。

また、円安を国として正すべきではないでしょうか。最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることは必要ではないでしょうか。ロシアのウクライナ侵略で世界的な食糧不足が言われている中で、日本こそ自給率を上げるために、あらゆる農業支援を行うべきではないでしょうか。エネルギー輸入国から急いで省エネや再エネを進めて、エネルギーを自給できる日本に変えるべきではないでしょうか。

敵基地攻撃能力や軍事費2倍化が言われています。また、辺野古の米軍基地強化も進められようとしていますが、これでは日本の平和は守れません。社会保障や教育に使うお金や自治体への地方交付税が貧しくされてしまいます。軍事費ではなく平和外交で、核兵器も戦争もない世界をつくる努力を行うことこそ、政治の仕事ではないでしょうか。税負担の平等ということが皆さんからよく言われることではありますが、税負担の平等とは、所得の低い人や赤字に苦しむ中小業者には優しく、アベノミクスなどで大もうけを上げた大金持ちや大企業にもうけに応じた税の負担を求めることこそ、平等だと考えます。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第38号令和3年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたので電子表決システムにより採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**今田浩徳委員長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対1票です。賛成多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**今田浩徳委員長** 次に、議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、本件を含む特別会計、水道・下水道事業会計につきましては、歳入と歳出一括して質疑を行います。それでは、質疑ありませんか。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**今田浩徳委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** それでは、私のほうから国民健康保険特別会計、質問させていただきます。決算書よりも成果表のほうが見やすいですので、173ページ、こちらにまとまっております。そのところから質問させていただきます。

まずは、今年度、令和3年度から資産割の廃止ということが始まっておりますが、この影響はどうでしょうか。並びに保険の給付費、令和2年度と比べまして1億円以上、4.7%の増加ということになっておりますが、主な要因、どのようなことを考えておられますか、お願いします。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** まず、資産割が廃止された影響等についてお答えいたします。成果表は172ページですか、2番目の税率及び収納のところの2の(2)収納現年度分のところ、調定額の欄を御覧ください。令和2年度と比べまして7,500万円ですか、10.5%の減になっています。これがまさしくその資産割が廃止されて税率を減にしたといったところの影響かと思っております。

同じように予算額においても減になってござ

いますし、収納額を見ていただきましても、令和2年度から比べますと9.2%の減になっていると。これが税率を改正した影響かと思っております。

それから、収納率についてのお話だったかと思えます。一般会計でもお話ししましたが、前年度に引き続き、現年度分の優先、滞納整理の強化、納税環境の整備の3つの方針を定めまして取り組んだところでございます。おかげさまをもちまして、約1%前年よりも収納率は上がってございます。

以上でございます。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 私のほうからは、保険給付費の伸びについてということで、どのように捉えているかという御質問にお答えさせていただきます。

主要施策の173ページには、歳出で保険給付費としまして、令和3年度は23億円ほどの支出をしてございます。令和2年度においては22億円となっておりますので、増減額としては1億円ほど増加したということになっております。

172ページを御覧いただきますと、3の医療費のところ、1人当たりの総医療費、10割分の医療費についての資料が載ってございます。こちらを見ていただきますと御覧のとおりとなっております。1人当たりの医療費につきましても増加傾向にございまして、特に65歳から74歳、いわゆる前期高齢者という方々が割合として多くなっておりまして47万4,418円、1人当たりとなっております。こちらの伸びが特に大きくなっておりまして、全体に占める前期高齢者の割合というものが毎年増加傾向にありまして、どうしても高齢の方は医者にかかるという機会が多くなるものですから、そういったこともあって医療費が増加していると考えております。

以上です。

**10番（山科正仁委員）** 委員長、山科正仁。

**今田浩徳委員長** 山科正仁委員。

**10番（山科正仁委員）** ここでちょっと疑問があるんですが、保険給付費、これは1億円ぐらい増加しておりますが、県に納めている、平成30年から県単位化になったことで始まった国保の事業費納付金、こちらのほうが約6,000万円近くは減少というか減っているわけなんです。これは実際考えれば、給付費が上がっているのであれば、納付金額も上がるのかなという見方をしていたんですが、こちらは減額になっているということ。市とすれば納める金が少ないということでもいいことなんですけれども、この事業給付金の算定方法というのは、簡単にどのような算定方法でこういうふうになっているかと。

また、いろんな変動して毎年違った金額になっているわけですが、今後、国の思惑というか、保険料の水準というのを均一化していくという方策に持っていくということですが、これに対する市の対応というか、県の思惑と今後新庄市としてはどのように水準化されていくのかなという点を、どういうふうに思っているのかをお聞きします。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 県事業納付金が保険給付費の伸びを見ると減っているのはなぜかという、まず1点目の御質問ですが、新庄の事業費納付金は8億約5,000万円ほどと令和3年度はなっております。県では高齢受給者の1人当たりの医療費増加と被保険者が増加するというところで、保険給付費は746円と推計しているということ聞いております。

平成30年に保険給付費不足により取り崩した財政調整基金の再積立て、そういった支出が終了したということと、国からの交付金が10億円

ほど増加していると推計しておりまして、市町村の納付金としては268億円と見込んでおりまして、それで令和2年度から比較すると17億円ほど納付金としては減となるという試算の下に事業納付金が決定されたものでございます。ですので、簡単に言いますと、市町村納付金自体は令和2年度から比較すると、集める分が減ったということで、新庄市の分も入ってございます。

あと、今後の事業納付金につきまして、国の政策も伴いまして、保険税の水準の統一化についてということで協議が今山形県においても昨年度から実施されております。内容としましては、国民健康保険制度は現在県単位化になってございますが、安定的な財政運営、効率的な事業運営を確保するため、平成30年度から県単位化とされまして、県と市町村で国保を運営しているということになっております。

ただ、被保険者の減少や1人当たりの医療費が増加しているということで、市町村で個別の対応では将来的に負担を生じる保険者が多く出てくるということが見込まれるため、県全体で医療費の相互補助するための保険税の水準を目指すということになってございます。その中で、今新庄市としても財政安定化部会という部会のほうに参加いたしまして、そういった協議に参加しております。

新庄市としては医療費水準が県の平均から見て低くなっておりますので、事業費納付金についても、県全体から見ると低いほうに入っております。保険税が統一されれば、新庄市においては事業費が増加する可能性が出てくるということで、そのことについて新庄市の意見を述べているわけですが、令和6年度から5年かけて、医療費水準の係数を掛けているんですが、その係数をないものとしてゼロに近づけていくということで今協議になっておりまして、そういった場合、新庄市の負担が大きくなるものですか

ら、その大きくなる部分を激変緩和措置を生じて、10年間で段階的に上げていただくというようなことで今協議を続けております。その他にも、医療費適正化の対策を取って県全体の医療費を下げるような取組、そういったことも今現在協議を続けているところでございます。

以上です。

**10番(山科正仁委員)** 委員長、山科正仁。

**今田浩徳委員長** 山科正仁委員。

**10番(山科正仁委員)** 分かりました。水準を合わせると新庄市のほうが若干支払い水準が大きくなってしまふというデメリットがあるのかなと思いました。これは全体的な県全体のバランスを取るんでしょから、しょうがないといえはしょうがないんでしょけれども、ある程度デメリットのほうをなるべく低く抑えるような考えでいてほしいと思います。

あと、最後になりますけれども、差引き額の5億7,000万円、まず市民の皆さんの誤解がないようにお聞きしたいんですが、いわゆるこの金額があるなら保険税が安くて済むのではないか、もうちょっと下げられるのではないかという方、大変いらっしゃいます。でも、それは違った運用ということで、将来的にこういうふうに使っていくんだよ、こういうふうに使って効率的に市民に還元するんだよという点をお聞きしたいと思います。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 繰越金についての御質問でございます。今年度におきまして5億7,000万円ほどの繰越金が発生したわけでございますが、こちらにつきましては単年度収支で見ますと24万円ですので、大体差引きはプラス・マイナス・ゼロに近いのかなということで今年度に関しては考えております。

令和3年度におきましては、その繰越金があるということもありまして、大きな税率改正を

させていただきまして、先ほど税務課長から説明あったとおり、国民健康保険税では7,400万円ほどの減収となっております。これがまた令和4年、令和5年と続いていくわけですので、それで繰越金がこの部分に充当されるという考えで持っておりますので、いずれ残高は減っていくんだらうということは考えております。それを財源として税率改正で市民の皆さんにお返しするという形でしたものですから、その辺の減り方にもよりますが、今後も国民健康保険運営協議会のほうでその決算の状況を踏まえた形で今後の税率について考えてまいりたいと思っております。

以上です。（「終わります」の声あり）

**今田浩徳委員長** ほかに質問ありませんか。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 決算の198ページから199ページについて、1の1の1の国保税です。収入未済額が1億372万円になっています。ここについてコロナ感染関連の減免が行われたのですが、その数が少ないように感じました。その原因などあればお願いします。

それから、令和4年以降も、特に令和4年、今は第7波ということで、陽性感染者が1,500人、8月だけでなるぐらいすごいことになっておりまして、そういう意味で令和4年以降も必要だと思いますが、この減免がより必要な方が受けやすくなるためには、どのような課題が必要だと思っておられるでしょうか。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** まず最初に、コロナ減免の件数について申し上げます。令和2年度は148件ございましたが、令和3年度は17件でございました。このように件数は減ってございますが、基本的に国で示しておる補助の基準に従いまして運用しておりますのでございます。国の基準

に従ってやっておるのですが、国の基準によりますと、前年の主たる生計維持者の事業収入について、前年と比べて今年が減った方について減免する。すなわち令和3年度におきましては、令和2年と比べて令和3年がどのくらい減ったかによって減免をするというような制度になってございます。

令和4年度も同じような制度がございまして、同じような制度で運用しております。令和3年と比べて令和4年度がどのくらい減少したか。具体的に申し上げますと、10分の3以上減少した方について減免するといったような基準になってございます。それらの関係がございまして、令和2年については件数が結構多かったんですが、令和3年については件数は減ったといったことになってございます。

ただ我々、納税相談においでになった方などについて、楽でないというようなお話があったときには、このような制度もございまして、該当するのでしょうかというような御説明、あるいは試算をしてみたり、いろんなことをやってございます。

以上でございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** ということで、この間の市民生活を考えてみますと、令和2年に減った、令和3年もほとんど同じような状況、令和4年もやはりなかなか伸びないという、コロナ感染拡大がひどいわけですから、防止のためになかなか出歩かないみたいな状況になっているので、お金がなかなか自営業者に回らないのが現実のような気がします。

そうしますと、同じように減っているのが、前よりさらに減るかということ減らないというか、ほとんど同じように少ないという、そういう方々が少なくないわけで、そういう方々に減免できるような制度をどうしたらいいかというこ



とで、お考えはないでしょうか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 例えば、平均的な収入が今までかつてどのくらいあったか、それと比べて今はどのくらい減ったかとかという比較をすれば、結構大きく変動なさっている方はいるかと思いますが、国で示している制度が、前年の事業収入等と比べて今年どのくらい減ったか、10分の3以上減ったかというようなことで、国が示している基準がそうになってございますので、そのように運用してございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳** 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、国の制度としてどうなのかなという気持ちになっておられるのではないかなということを思うんです。そういう意味で、要望するようなことも、やってもいいのではないかなと思うんですけれども、それは大事だと思いませんか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 今のところ、国の示した基準で運用してございます。特に国に対して要望する等のことは考えてございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳** 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 実際に市民の中ではやはり国保税が納められない方が非常に多いわけですので、少しでも軽減できるように努める提案をやるべきだと私は思います。

それから、次に成果の172ページの2の（2）収納についてです。調定額が1世帯当たりマイナス10.5%、収納率がプラス約1%上がった。これについては、減税の効果だと思えます。そういう意味では、減税していくことで市民にとって払いやすい、国保税に少ししたという気持ちに、どうでしょうか、なっているか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 手前みそになりますけれども、収納担当がえらく頑張ったということで理解、私はしております。もちろん税率が下がったということで環境的にも納めやすくなったのも事実だと思いますが、手前みそになりますけれども、収納担当が頑張ったといったような感じかと思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳** 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 大変頑張っていただいたなということは私も思います。また、納めやすくなったというのも事実だということもあるんではないかと私も思います。

次に、収納未済額の発生の理由についてお聞きしたいと思います。調定額の世帯の所得に占める割合、収入未済額の割合、調定額の世帯の所得に占める割合、収入未済との関係での所得ですけれども、どういう状況かなと見ておられますか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 未納者の所得階層の状況ということでよろしいかと思いますが、所得100万円未満の未納者が全体の64%を占めております。未納の方に低所得の方が多いいったような感じでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳** 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 課長がおっしゃられるように、やはり低所得の方が未納になっているということが多いということです。私もそう思います。そういう意味で、未納の前に独自の減免制度の充実が必要ではないかなと考えるんです。この前も市民の方とお話ししていて、国保税未納になるという金額が、現年だけで1億円

にもなるし、今までのを見れば2億円にもなるわけで、こういう方がいる大変重い国保税なんだと話したら、そして引下げを私は願っていると云ったら、引下げはまずいいから、とにかく払えない方に温かく減免してやっていただけないかなと温かい言葉を、払っている方だと思いますが、その方が言ってくれたんですけども、そういう点どうでしょうか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳** 委員長 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 所得が少ないから減免というのは違うと私は思っております。まず、納付が難しいという御相談でおいでいただいた方には分納、期間を多く分けて納めていただく等をお勧めしてございます。分納等の御相談をいたします。それでもなお、例えば所得が少ない方の大方はいろんな方法で納めていただいているんです。その公平感等々を考え合わせますと、所得が少ないから減免しろというのはまた違う議論かと思えます。

以上です。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳** 委員長 佐藤悦子委員。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 先ほども、一般会計の最後の反対討論でちょっと言いましたけれども、税の公平ということをよく言われますが、税務課長も今もそのように、少なくとも払っている人はいる、もちろんそうです。でも、本当に払えなくておられる方がおられる。そういう方に対しては、何とか減免できる方法はないかなと考えてやるべきでないかと改めて私は思うんです。お金がない方には優しい姿勢でありたいと思うわけです。

次に、成果の173ページで、保険税を令和3年下げたわけですが、収支差引きは山科委員がおっしゃっていましたが、5億7,276万円ということで、ほぼ令和2年の引き下げの前と同じぐらいの黒字がまた出ております。1人当たり

の医療費は上がっているわけですが、黒字は同じに出ています。その理由は何でしょうか。

**山科雅寛** 健康課長 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳** 委員長 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛** 健康課長 繰越金が前年度と比較して同額程度になった理由についてということで御質問いただきました。委員おっしゃるとおり、今年度につきましては税率改正に伴うそういった理由に伴って、税としては7,400万円減となりましたが、実質的な単年度の収支としては24万円ほどでまず済んだということになっております。

こちらについては、歳出のほうで保険給付費も先ほど話したとおりの1億円ほど令和2年度に比べて増加しておりますが、県の支出金のほうが1億円、合わせて増加しております。私たちが想定したよりも普通交付金が多く歳入できたということがございます。

そういったことで、結果として令和3年度については5億7,000万円ほどの繰越金となりましたが、そのうち今年度普通交付金が多く入ったものを5,000万円ちょっとですが返す必要もございますので、今後の医療給付費等、保険税の歳入の状況を見ながら、今後も健全な運営をしてまいりたいと思っております。

以上です。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳** 委員長 佐藤悦子委員。

**1 番 (佐藤悦子委員)** 先ほどの山科正仁委員のいい質問の中身で、その答えでなるほどと思ったところがありました。それは健康課長の答えだったと思いますが、国からの補助が増えたからだと。それが黒字が同じになるぐらい安定的な経営につながっているというふうに取りました、私としては。そういう意味では、国の在り方、国が国保会計に対して支援を強めなければいけないというふうになってきていることが非常にありがたいものになっているなと感

じますので、国に要望するという事はとても大事な事だと思われました。

それから、次にですけれども、この収支差引き額の黒字額は、基金と合わせますと10億円になります。これは税引下げができるのではないかと思いますので、どうですか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 繰越金と財政調整基金の合計、合わせて10億ほどあるということは、御指摘のとおりでございます。先ほど山科委員に説明させていただいたとおり、そちらを財源としまして、令和3年度におきましては大幅な税率改正で減税を行ったところでございます。

今後その影響が、令和3年度7,400万円とあったとおり、令和4年度、令和5年度においてもその影響が生じますので、そういった税の収納状況、また保険給付費、あと県内の事業納付金の動向を踏まえながら、国民健康保険運営協議会で今後の税率の在り方について協議してまいりたいと思います。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 協議会がこれから開かれます、今のお話では。そうしますと、協議会に参加する議員の皆さんがどういう立場を取るか、非常に私は重要だと考えます。市民の2億円にもなる滞納というか、1年で1億円を超えるし、今までのを合わせれば2億円もの税金を払えない方々の状況になっております。ここを少しでも軽くしていくことができるように、協議会でぜひ図っていただきたいと。課長も協議会に参加すると思いますので、その立場でどうでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 国保運営協議会においての協議の中で、さらなる減税ということを協議して

ほしいという御要望かと思えます。私たちも適正な税率というのは日々考えておまして、ただ、やっぱり大事なことは持続可能といいますか、今だけ安いではなくて、数年後、10年後においても健全な国保の財政運営をしていかなければいけないという点がございまして、そういったことを見据えながら検討してまいりたいと思います。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** さきほどの健全な運営をするのと関わりまして、同じ国保税にする方向で県では考えているし、協議されているんだというお話もありました。しかし、考えてみると、最上地域の医療の状況、新庄市は医療費が少ないと言われました。つまり、医療状況は山形などと比べるとやはり低いというか、条件が悪いというか、そのこともあって医療費がかさんでいないんだろうと思います。条件の悪い当地域の最上新庄地域の人たちと条件のいいところの、要は十分にある、こちらに比べるとですけどもあるし、山形市などと比べて同じ国保税になるということになるのはちょっと納得いかないのではないのでしょうか、どうですか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 県の統一化による保険税が同じになるのではないかという御質問でございました。現在協議されているのは、保険料水準の統一ということですが、山形県においては納付金ベースでの統一を目指すということになっております。納付金を納めた中で、それぞれの市町村において税率は、自分たちの保険者都合といいますか、財政の運営の中で決めることが可能となっております。

先ほど委員からおっしゃられたとおり、最上地域においてはなかなか大きい病院とかも県立新庄病院等がありますが、医療費水準が、医療

を受ける体制がほかの地域から比べるとちょっと少ないのではないかという御指摘でしたが、そういった部分もあるのかなと感じておりますので、そういったところを踏まえまして、新庄市としても、医療費水準が低い中で同じ納付金を納めるというのは、なかなか説明しづらいところがありますので、そういった意見を述べた上で激変緩和措置が、当初5年間だったものが10年まで延ばしていただくということで、協議してそういった対応をしていただいている部分もあります。

また、医療費適正化につきましても、少しでも県内各地の医療費水準が近づきますように、医療費適正化の医療費インセンティブ措置の交付金などを使用しながら、医療費適正化をすることを県でも考えておりますので、継続して新庄市としての意見も述べていきたいと考えております。

**今田浩徳委員長** ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

## 議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**今田浩徳委員長** 次に、議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番(佐藤悦子委員)** 決算の218ページの1の1の1で会費収入371万円、当初予算では552万5,000円とありましたが、この差はどうしてでしょうか。集め方を変えるべきではなかったか、お願いします。

**小関 孝環境課長** 委員長、小関 孝。

**今田浩徳委員長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** こちらの数値につきましては、やはり年々続いております加入者の減少が一番要因としては大きかったかなというところで捉えております。何と申しますか、制度の周知に関しましては、市の広報ですとか、ホームページですとか、あるいは加入申込書を発送しております、その方法を取ったにもかかわらず、毎年加入者が減ったということが一番大きな要因だろうかと捉えてございます。

以上です。

**1 番(佐藤悦子委員)** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番(佐藤悦子委員)** 申込書を郵送していたのは大変よかったと思っておりますが、それでも忘れてしまうということが多々ありまして、私も今日郵送しなければならぬのがちょっと遅れたりしております、そのようなこ

とがあるだろうなと思います。前は、町内会の組長などが訪問などもして集めていたこともあって、ああ、そうだったなんていって入る方が多かったような気がするんです。

成果の171ページに、加入者数の数と率が非常に低いというのが載っています。その中で生活保護世帯から大人17人が加入しておられました。こうした保護世帯の方がこのような保険料で入れる保険があるのでしょうか。

**小関 孝環境課長 委員長、小関 孝。**

**今田浩徳委員長 環境課長小関 孝さん。**

**小関 孝環境課長** こちらは交通災害共済でございまして、保険的な性格、何と申しますか、損害賠償ですとか、休業補償ですとか、生活保障を目的とした性格のものではございません。あくまでも共済金ということで、傷病ですとか入院期間によってお見舞金の形で給付しているものでございますので、よろしく願いいたします。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** 1日1円でこのような安い保険でお見舞金が出るという中身です。決算の221ページの1の1の1に共済見舞金という276万円が載っています。このような見舞金支払いができる助け合いの保険はほかにはないのでしょうか。会費の集め方を変えて、加入率を上げて続けるべきではないかと、私、市民から言われたんです。そういうものではないのでしょうか。

**小関 孝環境課長 委員長、小関 孝。**

**今田浩徳委員長 環境課長小関 孝さん。**

**小関 孝環境課長** まず、集め方の話ですけれども、経過としまして区長協議会から要望が出まして、現在のような領収書を送付して、集合の形で切り替えたという経過がございます。

また、生活保護の受給者に関しましては、医療費の本人の負担はなく、保険料の本人負担も

ございません。掛金には扶助費からでなく一般会計から繰り入れているという経過もございません。見舞金は本人に支給されるんですが、厚生労働省の通知により、生保上の収入に該当していないということもございまして、ただあくまでもこういったものはお見舞金という性格のものでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** この見舞金で大変ありがたかったと市民から言われております。それは、僅かの掛金でいざというときに見舞いしていただいたということがすごくありがたかったという声がありまして、これをなくすというのは、こういう見舞金で助かったという方々に対して申し訳ないのではないかと。本当はこういう助け合いは残すべきではないのかと言われたんですが、そういう考えにはならないでしょうか。

**小関 孝環境課長 委員長、小関 孝。**

**今田浩徳委員長 環境課長小関 孝さん。**

**小関 孝環境課長** 本制度は、繰り返しになりますけれども、賠償ですとか保険的な性格のものではなく、見舞金の支給のみでありまして、保険制度としての役割を持ち合わせているものではございません。市民の安全安心確保のためには、交通安全対策事業の中で環境整備に係るハード事業ですとか、啓発事業、ソフト事業として展開していき、まずは交通事故を減らすと、そういう取組から進めてまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

**今田浩徳委員長 ほかにもありませんか。**

（「なし」と呼ぶ者あり）

**今田浩徳委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号令和3年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### 議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**今田浩徳委員長** 次に、議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 決算の224ページから225ページにかけての1の1の1で、第1号保険料についてです。不納欠損額が375万2,710円ありました。これは何人の方がおられて、その後、介護保険の利用はどうなっているのか、お願いします。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後4時35分 休憩

午後4時45分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 不納欠損額についての御質問でございました。375万円、件数で79件、前年比で7件減少してございます。金額では88万円減少してございます。

以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 79件の分が不納欠損になったということですが、こうした方々は介護保険は利用、その後できたのでしょうか。

**伊藤リカ** 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。

**今田浩徳委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ** 成人福祉課長兼福祉事務所長 不納欠損を受けた方は、その滞納していた分についても介護保険料を納めることができませんので、その滞納の期間に応じて必要な措置が取られることとなりますが、例えば1年以上滞納している場合は、一旦費用を全額負担していただいて、申請によってその後、その方が1割負担だいたしますと9割を償還させていただくという形になります。その方が例えば2年以上滞納している場合は、1割負担だった場合は3割に引き上げられる、また通常であれば高額介護サービスということで、ある一定の金額を納めた方に対しては超えた金額を戻すという制度があるんですけども、そういったサービスも受けられなくなるというようなこととなります。

以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 介護保険料が払えない

ままになった方が、そういう負担の増額という  
か、3割負担だったりということに耐えられる  
んでしょうか。3割負担で介護保険を受けてい  
らっしゃる方、いらっしゃいましたか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、  
伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊  
藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 今、その  
具体的なところまでは把握してございませんが、  
やはり納めていらっしゃる方がいるという制度  
になっていますので、公平性の立場から納めて  
いただくということが基本となっておりますので、  
その分に対して納めていただけていないとい  
うことになれば、やはり一定の措置を取ると  
いうことが適当であると考えております。**

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員） 大変厳しい内容なんだ  
なということを改めて考えました。**

それから、同じページで、収入未済額が627  
万4,074円となっています。この未済額になっ  
ている方は何人で、その収入である年金額の状  
況はどう見ておられるでしょうか。

**佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。**

**今田浩徳委員長 税務課長佐藤 隆さん。**

**佐藤 隆税務課長 収入未済についての御質問で  
ございます。未納者110人でございます。所得  
階層の状況につきましては、所得50万円未満の  
方が全未納者の63%を占めてございます。**

以上です。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、低  
所得になっている方がやはり納められなくて苦  
しんでいる。もちろん年金天引きされている  
方々の中にも低所得の方が多くは分かっ  
ています。しかし、払えないでおられる方もやは**

り厳しいわけで、市の独自の減免も、やはりこ  
ういうときでできるようなことを考える必要があ  
ると思うんですが、どうでしょうか。

**佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。**

**今田浩徳委員長 税務課長佐藤 隆さん。**

**佐藤 隆税務課長 苦しい中でも納めていただ  
いている方がいらっしゃるわけです。そうすると、  
公平性等の観点から言いますと、収入が少ない  
からすぐに減免というのはいかがなものかと思  
います。**

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、税  
務課がやはりその苦しい状況というのは真つす  
ぐに見ておられるわけですから、税務課の職員  
の方は特に次の福祉の制度はないかみたいな形  
で学んで御案内するというか、そういうことも  
できるんじゃないかということも、やっている  
と思うんですけども、どうですか。**

**佐藤 隆税務課長 委員長、佐藤 隆。**

**今田浩徳委員長 税務課長佐藤 隆さん。**

**佐藤 隆税務課長 もちろん分納のお話をしたり、  
いろんな方法で納付していただく御相談をする  
中で、例えば本当に生活が苦しいようでしたら  
ば福祉担当のほうにつなげるとか、そのような  
ことは納税担当が窓口でやってございます。**

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員） ありがたいなと思いま  
す。そういう話をされたときに市役所職員いい  
なと思ってくれるわけなので、困ったことがあ  
ったら頼りになる税務課であってほしいと、そ  
して福祉であってほしいと思います。**

それから、成果の178ページ、要介護認定者  
数は前年比で103.4%と伸びています。一方の  
サービスの受給の状況ですが、成果の179ペー  
ジなどを見ますと、地域密着型サービス受給者  
数が92.8%と減っています。同じように、施設

介護サービス受給者数も97.4%と減っています。この認定者数は増えてもサービスを受ける方が減っているというのは、その理由は何ですか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** サービス受給者数については、昨年度やはりまだコロナの影響があったということで、例えば市内の施設においてクラスターが発生したということがございました。やはりクラスターが発生しますと、ある一定期間その事業所は休止という形を取りますので、それで再開するまでに一定期間を要するという形になりますので、その間はサービスは、例えば地域密着型の通所であれば通所することができなくなるということになります。

なお、その間でも、事業所においては、利用者がサービスを受けられないということで何か困ったことはないかなどということ電話などで聞き取りを行ったりとかしております、利用者がすぐに生活に困るようなことがないようにいろいろな工夫をして、次のサービスにつなげられるようにという形で支援をしていると聞いております。

また、施設介護サービスについても受給者が減っているような状況ですけれども、やはりコロナの影響によって、例えば入所をするときにやはり一定期間を要するようになり、スムーズに入所に今まで行えていたものがある一定期間要するようになってきているというような事情もあると聞いております。そればかりではないとは思いますが、やはり様々な部分でコロナの影響が出ているというのが現状でございます。

以上です。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** これは施設や関係者から聞いて出ている声なんですけど、ヘルパーなどの事業所の人たちの検査、抗原検査でいいか、あるいはPCR検査でやるか、検査が十分に行えるかどうかという点で足りなくなっているという、抗原検査キットをもらったという話もあるんですけど、まるで足りなかったという話もあるんですけど、そういう声は聞いていなかったのでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 随時というわけではないんですけども、県で抗原キットなどを配布していたということもあります。ただ、やはりかなりコロナが広まってきておりますので、それが間に合わなくなっているというようなことも施設のほうで聞いております。やはりクラスターが起きたときに、保健所で検査などの対応をしていくわけですけれども、その前にやはりちょっと施設のほうで検査したいなんていうときにそのキットが足りなくてなんていう話は聞いております。そういったときには県につないで、どういったことが支援できるかというようなことを検討しているところです。以上です。

**1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番（佐藤悦子委員）** よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、成果178ページの要介護認定者数、総数は2,082人、支援の方は1・2合わせて362人だと見ました。そして、要介護1から5までの方は、差引きしてみますと1,720人となりました。そのうち障害者控除認定書を発行したのは、令和3年度は何人だったのでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、**



伊藤リカ。

**今田浩徳委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 令和2年度においては、障害者控除を50名の方に発行しております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） これが1,720人も要介護1から5までの方がおられるわけです。その中で50人というのはあまりにも少なくないでしょうか。というのは、これは非常に重要なことだと改めて認識しました。私の知り合いが介護度つきまして、そして認定書というふうに確定申告のときにもらいに行って、その申告に使うか使わないかで住民税課税か非課税かと決定的に違いました。住民税非課税になりますと、介護の利用料がぐんと安くなるわけです。そういう意味で非常に重要な障害者控除認定書だと改めて認識しておりますが、その点どうでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**今田浩徳委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** この認定者数に対して50が多いか少ないかというところになりますと、ちょっと基準が難しいかなと思います。ただ、令和2年度においては50件認定しておりますが、却下も2件ほどございました。ですので、全ての方が控除に当たるかどうかというところは、申請していただかないと分からないという部分もありますので、こちらとしては、現在も市報などで市民の皆さんへの周知を図っているわけですが、広報の回数を増やすなどして、周知にさらに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 具体的な例で、特別養護老人ホームの入所の利用料です。住民税非課税になる方と住民税課税では、全月の利用料が違います。そういう意味で、この認定書があるかないか、もらうかもらわないか、知っているか知っていないか、決定的に利用料が違うんです。それを知らないで利用料を高く払わせられている方がたくさんおられるのではないかと思います。

そういう意味では、河北町や山形市のように、認定になるなという方にはそれをお配りしている、生命保険会社がやったりしていますけれどもね。そういうふうに行政のほうから利用料に関わる重要な問題だと考えて、介護負担を幾らかでも抑えるための手だての一つでありますので、河北町や山形市のように必要な方というか、認定されるべき人には郵送でお知らせするべきと思いますが、どうでしょうか。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 委員長、伊藤リカ。

**今田浩徳委員長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 以前にも佐藤委員にそのような提案をいただいたところではございますが、市といたしましては、対象者に漏れなく郵送するというようなことは今現在は考えておりません。周知に今後も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 多分そこがやはり行政として、住民が新庄市民か、あるいは河北町民かみたいな感じで考えたときに、決定的に生活費が違ってくるかもしれないんです。そう考えると、非常に不利な立場に新庄市は置かれてい

ないか、市民がね。そこを考えていただきたい  
などと思います。

次、決算の234ページの2款で、保険給付費  
についてです。給付を担う人員不足が言われて  
おります。これが団塊の世代が最高になるのが  
迫ってきておりますが、そうなったときに人員  
不足は決定的とこの前全国でも言われておりま  
した。その人員不足の原因と対策、どう見てお  
られるか、お願いします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、  
伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊  
藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 人員不足  
に関しては、やはり介護の持つマイナスイメー  
ジというのがどうしても払拭できないというの  
が大きな要因となっていると思います。それ  
に関しては、県が中心となって、介護のお仕事  
プロモーションという事業を実施しております。  
これについては、やはり介護のマイナスイメー  
ジを払拭するために、介護の例えば職員の写真  
展を開くなどして、イメージの向上を図ってい  
るような状況になっております。また、同じ事  
業の中では、テレビコマーシャルなども最近  
は放映しております。そういった様々な事業  
の中で、まず介護職のイメージを向上させる  
というようなことを行っております。**

また、最上郡内では、総合支庁が中心となっ  
て、介護のそういった仕事に対して興味を持っ  
てもらおうというような事業を行っておりまし  
て、介護職のフェアなども開催しているんです  
が、これもなかなかコロナの中で集まってそう  
いった催物を開くということができなくなっ  
ておまして、この2年ほど開催されていない  
んですけれども、介護のそういったフェアなど  
を通じて、高校生などにも興味を持ってもら  
って、介護職に興味を持ってもらおうという  
ような事業を行っております。

市としては、単独で事業をということは行っ  
ていないんですけれども、例えば介護サービ  
スの事業所と協力して、介護にもう既につい  
ていらっしゃる方でも、研修を行うことによ  
ってさらに資格を、キャリアアップというこ  
とですけれども資格を取ることができるとい  
うような制度がありますので、そういった研  
修の場を郡内でできないかというようなこと  
と一緒に協力してやっていたり、また、国の  
政策としては、介護ですとか、保育の現場  
での職員の報酬の増ということで今取り組  
んでいるわけなんですけれども、これにつ  
いては、介護のほうでは10月から正式に  
介護報酬の中に職員処遇改善加算というこ  
とで盛り込まれることになっております。こ  
ういったことで、できるだけ職員を、人材  
を増やすことができないかというようなこと  
に取り組んでおります。

以上です。

**1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。**

**今田浩徳委員長 佐藤悦子委員。**

**1 番(佐藤悦子委員) 介護保険の報酬の中  
で、処遇改善のためのお金を見るということ  
になると、高齢者などの保険料が上がるこ  
とになり、どうしても保険料上がるのが  
いいのかわからない感じがってきて、今  
も高い保険料だと言われるものがまた上  
がるということでは、高齢者にとって  
苦しいものとなると思うんです。そうい  
う意味では、今までやっていたように、  
国で本当は職員の介護の報酬の部分、給  
料を国が責任を持って税金で見るとい  
う方向にやはりすべきでないかなと私  
は思うんです。ということや、あと人員  
配置が少な過ぎることが職員の大変さ  
にもなっているわけで、そういったこと  
は、やはり国に対して改善を求めてい  
くことが非常に大事だと思うんですけ  
れども、どうですか。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、  
伊藤リカ。**

**今田浩徳委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊**

藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 制度として、10月からはそういった介護報酬の改定ということになっているわけですが、職員の処遇改善加算というのはここ何年間かの間に何度か行われているような状況になっております。そういったような状況でもありますので、今後の動向も見ながら、国のほうに必要な要望は行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

## 議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**今田浩徳委員長** 次に、議案第42号令和3年度新

庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 決算の250ページから251ページの1、保険料についてです。成果表では、182ページの2ということで保険料が出ていまして、2年ごとに引き上げられているようなことが改めて分かりました。

この引上げについてですが、県の広域連合で議会などで決めているのかなと思いますが、どのような審議があって上げられているのか。令和4年度も上げられたような気がするんですけども、どうなのか。保険料を上げないための対策は何が必要だと考えているのか、お願いします。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 後期高齢者医療における保険料率の改定についての御質問でございます。委員おっしゃるとおり、後期高齢者医療につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、2年に1回見直しされております。令和4年度から令和5年度の保険料についても改定がなされておまして、そちらについても所得割が若干0.12%ほど上がるというようなことになってございます。

中身としては、今後団塊の世代が75歳以上に到達する方々が多くおまして、被保険者が増加すると、また1人当たりの医療費の伸びが上昇傾向にございまして、そういったことを加味して保険料率が算定され、上がっているという状況にございます。

以上です。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 後期高齢者の場合は、

先ほども国民健康保険のほうで、国民健康保険関係の75歳未満ですか、そこの医療費が上がっているということを言われましたが、まして後期高齢者医療になりますと、それ以上の75歳以上になりますので、もちろん医療費が上がっていかざるを得ない、上がるのは間違いない。手厚い医療をして、誰でも必要な医療が受けられるようにしていくということは非常に重要で、これが日本で充実していることで長生きの方が増えているわけです。健康で長生きしていただきたいわけです。

そういう意味で、しかし保険料が上がっていくということでは、年金が下がっている中で、後期高齢者医療保険料がどんどん上げられていくというのはとんでもないと高齢者は苦しんでいるわけです。介護保険もそうですけれども、こちらがどんどん上がっているわけです。上げないための対策として、どんなことが必要だと考えられるのか、お願いしたいと思います。保険料です。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 保険料を上げないための努力といたしますか、保険料の前提としては、それに係る医療費に対して増額していけば、やっぱり保険料が上がっていくということになります。保険料につきましても高齢者の方だけが納めていただくわけではございませんので、高齢者の保険料は約1割ほど、また、若年層の75歳未満の方からの保険料なども40%ほど、あとは税金で公費負担として50%ということで、世代間の公平を図りながら持続可能な制度にしていくということで決定されるものでございます。

やはり医療費がかからなければ保険料も少なく済むとは思いますが、若い世代からの病気にかけられないための心がけといたしますか、一般会計でも御質問いただきましたが、がん検診の受診率を上げるとか、特定健診をしていただ

くとか、まずは早期の発見をして早く治療するというので、そうすれば医療費というのは少なく済むわけでございます。重症化しないように重症化予防のための事業、そういったものも医療費適正化の事業を組み合わせながら実施していくべきものと考えております。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 確かにそのとおり、医療費が増えないように早期発見や重症化予防、これは全くそのとおりだと思いますが、今度、後期高齢者医療の本人負担が10月から2割に窓口負担が上がる方が出ると言われていますが、これは何人ぐらいになると見ているのでしょうか。これは決算の254ページの3で、後期高齢者医療広域連合納付金に関わる問題だと思います。何人ぐらい2割負担になる方が出ると見られるのでしょうか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午後5時13分 休憩

午後5時14分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** おっしゃるとおり、令和4年10月から一部の方が2割負担になるということで法改正がなされております。令和4年度の事業ではございますが、新庄市では2割負担になる方については約1割強、12%ほどが対象になるのかなということで捉えております。

**今田浩徳委員長** 佐藤委員に申し上げます。予算決算の内容を確認しながらの質問をお願いします。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 今のは成果の183ペー

ジで、前年比後期高齢者医療広域連合納付金が前年比で32万2,574円マイナスになり、マイナス0.1%と減少しております。保険料の引上げの中で医療費は伸びていないと受けていますが、その点どうなんでしょうか。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午後5時15分 休憩

午後5時16分 開議

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 広域連合への納付金についての御質問かと思いますが、後期高齢者広域連合への納付金につきましては2つございまして、いわゆる医療保険料の集めた部分を負担金として後期高齢者のほうに払い込むという部分と、あと広域医療連合の組織を運営するための事務費がかかりますが事務費の負担金の部分もございまして、合わせて、3点ですね、もう一点が後期高齢者の医療保険の基盤安定繰入金相当額、こちらが県からの歳入と新庄市の一般会計の負担を合わせた形の金額を広域連合のほうに運営費の財源とするため納付するというものになっております。

以上です。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 保険料が引上げになっている中で納付金がこのように減額になっている理由は、端的に言ってどういうことなんでしょうか。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 全体としては32万2,574円が昨年度より減少していますが、事務費の負担金部分が7万1,602円減少、保険料の負担金部分

は193万6,360円の増、基盤安定の繰入金の部分ですが、こちらが軽減保険料分を県の4分の3、市4分の1の負担で広域連合に納付する分ですが、こちらが218万7,332円減少したという内訳になってございます。

**1 番（佐藤悦子委員）** 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

**1 番（佐藤悦子委員）** 別にですけれども、決算の251ページの1で、さっきに戻っていくんですけども、不納欠損額が72万1,950円ありました。これでペナルティーはあるのでしょうか。あと、これらの方々の年金額は幾らになっているのでしょうか。不納欠損になるような該当者の年金額です。対策はどう考えているのでしょうか。

**佐藤 隆税務課長** 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 最初に私のほうから、件数とか所得階層とかをお答えします。

不納欠損の件数ですが11件でございます。前年度と比べて4件減少してございます。それから、未納の方の所得階層とおっしゃったんでしょうか。年金額ですね。所得階層という形でお答えします。所得50万未満の未納の方が全体の71%を占めてございます。

以上です。

**山科雅寛健康課長** 委員長、山科雅寛。

**今田浩徳委員長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 滞納した場合のペナルティーがあるかどうかという御質問だったかと思えます。ペナルティーに該当するかはちょっと分かりませんが、後期高齢者連合のほうでも、やっぱり滞納している方に対して短期被保険者証の発行というのを実施しております。こちらについては、広域連合のほうで判断してそういった方を選定しているということになっております。

以上です。

**今田浩徳委員長** 佐藤委員に申し上げます。質疑はもう少し簡明な内容でお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 自分としては、簡明に言っているような気がいたしますが、はい。

対策、この不納欠損になるような方々をならないようにする対策は何かあるのでしょうか。

**佐藤 隆** 税務課長 委員長、佐藤 隆。

**今田浩徳委員長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 まず、保険料軽減措置がございます。所得額に応じて、7割軽減、5割軽減、2割軽減、国保と同じような形で軽減措置がございます。そのような形で保険料は賦課されてございます。

それから、ならないようにというようにお話でしたけれども、まず基本的には皆さん苦しい中でも納めていただいているのは基本だと考えてございます。納めていただくのがやはり基本かなと考えてございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 分かりました。後期高齢者になって、所得が非常に少ない50万円未満という方々の中で納められない。苦しいその方々が病気にも一番なりやすい年齢になってくるわけなんです。薬も飲まなければいけない方が増えてまいります。そういう中で、このように保険料が2年ごとに上がると。これは高齢者に対する、年取っていろいろ病気がちになる方々に対する冷たい仕打ちとしか私は思えないんですね。

そういう意味で、昔かつて70歳以上の方が医療費無料だということをやったときに、私の身内の人も無料になったとき非常に明るい顔をしていました。高齢になってよかったみたいな話をしていました。そういう長生きしてよかったと言えるような、これが後期高齢者医療になっ

ているだろうかと考えると、そうでないような内容になっているのではないのでしょうか。そういう意味では私はこの後期高齢者医療事業は認めるわけにいかない、やめるべきだという立場です。

以上です。

**今田浩徳委員長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**今田浩徳委員長** ほかになしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**今田浩徳委員長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**今田浩徳委員長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

**今田浩徳委員長** 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**今田浩徳委員長** ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**今田浩徳委員長** それでは、投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対1票であります。賛成多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

午後5時38分 開議

### 議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

**今田浩徳委員長** 次に、議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 審査意見書2ページの1で水道事業収益的収入、これが10億2,575万円で、前年比で99.3%と少し減少しました。水道料の収納状況については、同じく審査意見書の9ページの（2）で未収金というのがありまして、現年分については2,596万4,109円となっております。決算10ページで現金預金というのが載っています。ここに11億971万7,031円となっております。前年比で104%に現金預金が増えています。金額にして4,318万7,629円と現金預金が増えている状況です。

ここで、これについてですけれども、今コロナ禍でもあり、また物価高騰がひどいわけですから、その対策として、市民全体が大変なかなり光熱水費の負担が上がってきております。ここでこういう対策として、寒河江市では令和4年の10月から、来月から3月まで今年度、上水道料金の基本料金を全額免除だそうです。こうやって市民生活を支えようと市独自でやっております。私は、この現金預金の状況から見ても、寒河江市のように今市民の物価高騰対策、コロナ禍での景気悪化、これに対して支援をすべきと思いますが、市長はどう思いますか。

**今田浩徳委員長** ただいまから10分間休憩します。

午後5時28分 休憩

**今田浩徳委員長** 休憩を解いて再開いたします。

**川又秀昭総合政策課長** 委員長、川又秀昭。

**今田浩徳委員長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 水道事業ではありますけれども、先ほどの寒河江市の事例の件ありましたので、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、寒河江市の水道事業の基本料金の免除といえますか、その部分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しましたエネルギー、食料品等の物価高騰への対応ということであると認識しておりますので、こちらにつきましてはまた別な形で、これまでも委員御存じのとおりやってきておりますけれども、また追加で交付されるという話もありますので、また別な形で対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

**今田浩徳委員長** 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 水道料金は、ほとんど市民に渡るものになっております。考えてみれば、市長や議員などのように高額と言われる方は必要でないかもしれませんが、そういう意味では、全員でなくても所得税、どういう基準にすればいいか分かりませんが、とにかく比較的所得の方々に水道料金の基本料金が減額になるとなれば大変ありがたい内容になるだろうなと喜ぶだろうなと思うんです。ぜひ検討をお願いしたい。この証明のやり方は、所得税申告の内容などが分かればすぐできるという形で使えるようにしていただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

**今田浩徳委員長** 暫時休憩いたします。

午後5時40分 休憩

午後5時41分 開議

今田浩徳委員長 休憩を解いて再開いたします。

川又秀昭総合政策課長 委員長、川又秀昭。

今田浩徳委員長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 新型コロナウイルス対応の臨時交付金につきましては、水道料金への充当という形ではなく、別な形で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

今田浩徳委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号令和3年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

#### 議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定について

今田浩徳委員長 次に、議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定についてを議題

といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号令和3年度新庄市下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今田浩徳委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### 閉 議

今田浩徳委員長 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶申し上げます。

令和3年度決算の認定等7件の審査につきましては、不慣れな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑の下に審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見等につきまして十分精査され、今



後の市政運営、行政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後5時44分 閉議

決算特別委員会委員長 今 田 浩 徳